

明治大学人文科学研究所年報

第61号

2019年度

*Annual Report
of
The Institute of Humanities*

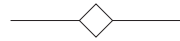
Meiji University

No. 61

2019

明治大学人文科学研究所

目 次



I 人文科学研究所概要

1. 概要	1
2. 2020年度運営委員・各種委員及び事務担当部署	1
3. 研究所所員数	2
4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移	3
5. 2020年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	4

II 2019年度運営記録

1. 2019年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	6
2. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行	8
3. 「明治大学人文科学研究所紀要」第86冊, 第87冊の刊行	8
4. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 26の刊行	9
5. 「第44回公開文化講座」の開催	10

III 歴代所長

IV 2019年度研究種目別研究実施報告

1. 総合研究第2種実施報告

暴力の表象空間	岡本 和子, 岩野 卓司, 大西 雅一郎, 釜崎 太, 齊藤 毅, 鈴木 哲也, 関 修, 宮本 真也	15
---------	--	----

2. 共同研究実施報告

現代都市を捉える理論的基盤の探究 — 都市研究の再構築のために	荒又 美陽, 大城 直樹	18
---------------------------------	--------------	----

3. 個人研究第1種実施報告

(1) 古英語訳オロシウス(C写本)の本文校訂	石黒 太郎	21
(2) 森鷗外の演劇翻訳の生成に関する日独比較文体論・言語論的分析	井戸田 総一郎	22
(3) 中国語を母語とする日本語学習者の日本語の語彙習得 — 日本語と中国語の意味の異同を中心に —	小森 和子	23
(4) 『古事記』下巻の注釈と研究	居駒 永幸	25
(5) ウィーンの都市空間における文学・芸術・科学の相互作用についての総合研究 1850-1950	関口 裕昭	26
(6) 食のグローバル化と人の国際移動	藤田 結子	27
(7) ルーズベルト民主党政権期における共和党関係者が対日関係に果たした役割の研究	廣部 泉	28
(8) フィクションは歴史をどう刻むのか 軍政下アルゼンチンにおける短篇小説の動向	内田 兆史	29
(9) 縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究	阿部 芳郎	30
(10) シェイクスピア上演における地域性とその変容	今野 史昭	31
(11) 東京オリンピック・パラリンピック大会の評価に向けた予備的調査	高峰 修	33
(12) 民芸の思想家柳宗悦と民芸の実践家との間の社会関係資本構築に関する研究	中江 桂子	34

4. 個人研究第2種実施報告

(1) 近世初期における日本海沿岸地域の社会構造と生業	野尻 泰弘	36
(2) 新旧世代の関係—20世紀初頭, スペイン小説家において	大楠 栄三	37
(3) ウィリアム・フォークナー研究 — 「近代」と「家族」の表象	竹内 理矢	39
(4) W.H. オーデンの中国旅行記, キリスト教回帰と宗教的表象	辻 昌宏	40
(5) 道徳的規範性: R.M. ヘアーの選好功利主義と B. ウィリアムズの内在主義	柴崎 文一	41
(6) クレタ青銅武具法碑文「スペンシティオス規定」の形質・形態とポリス社会の法受容	古山 夕城	42
(7) ピエール・パシェと現代フランス文学における外の視点	根本 美作子	43

附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

・ 明治大学研究企画推進本部規程 (抜粋)	47
・ 基盤研究部門にかかわる研究所要綱	47
・ 明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程	49
・ 人文科学研究所運営委員選出に関する内規	50
・ 人文科学研究所各種小委員会内規	51
・ 人文科学研究所個人研究, 共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規	51
・ 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び成果提出一覧	54
・ 明治大学特別研究者制度規程	55
・ 特別研究者に対する研究費助成に関する基準	57
・ 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則	58
・ 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程	59
・ 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準	61
・ 人文科学研究所の査読に関する内規	62
・ 人文科学研究所叢書応募要領	63
・ 人文科学研究所紀要応募要領	63
・ 人文科学研究所紀要成果執筆要領	64
・ 人文科学研究所欧文紀要 (The Journal of Humanities) 応募要領	64

2. 2019年度募集人文科学研究所各種募集要項

・ 2019年度人文科学研究所紀要原稿募集について (お知らせ)	65
・ 2019年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について (お知らせ)	65
・ 2020年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について (お知らせ)	66
・ 2020年度人文科学研究所叢書の原稿募集について (お知らせ)	67

3. 2020年度人文科学研究所所員名簿

4. 人文科学研究所叢書一覧

5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

I 人文科学研究所概要

1. 概 要

設置年月日…1959 (昭和34) 年4月18日

設置目的……人文科学研究所は、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩・発展に寄与することを目的としている。当研究所の中心をなす事業として、第1に、複数の研究者で行う研究及び個人で行う研究活動への助成、第2に、これらの研究経過及び成果を公表するために、叢書や各種機関誌を刊行している。また、地域社会に対し、研究成果の還元及び「開かれた大学」を目指して、公開文化講座を開催している。

2. 2020年度運営委員・各種委員及び事務担当部署

人文科学研究所長 豊川 浩一 (文)

運営委員

選出区分 (分野)	運営委員期間・氏名	2019～2020年度委員	2020～2021年度委員
日本文学及び文芸学の分野		伊藤 剣 (法)	植田 麦 (政経)
英米文学の分野		波戸岡 景太 (理工)	中島 渉 (商) 小宮 彩加 (商)
独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の分野		奥 香織 (文)	内田 兆史 (政経) 加藤 徹 (法)
日本史学, アジア史学及び西洋史学の分野		清水 有子 (文)	
考古学及び地理学の分野		中川 秀一 (商)	
教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野		波照間 永子 (情コミ)	坂本 邦暢 (文) 岸 磨貴子 (国日)
保健体育学の分野		釜崎 太 (法)	
所長指名枠		石黒 太郎 (商) 北田 葉子 (商)	荒又 美陽 (文)

各種委員会委員 (◎は委員長)

- (1) 出版刊行委員会 …………… ◎波戸岡景太 (紀要担当), ◎中島 渉 (叢書担当), 清水有子, 奥 香織, 内田兆史, 坂本邦暢, 植田 麦, 岸 磨貴子
- (2) 公開文化講座 …………… ◎釜崎 太
- (3) 制度検討委員会 …………… ◎石黒太郎, 波照間永子, 小宮彩加
- (4) 研究費申請審査委員会 …………… ◎石黒太郎, 中川秀一, 荒又美陽, 伊藤 剣, 北田葉子, 釜崎 太
- (5) 自己点検・評価担当 …………… ◎波照間永子, 小宮彩加
- (6) 「新領域創成型研究」及び「若手研究」審査員…………… 今年度は Covid-19 の影響で募集中止のため選定せず。
- (7) 連合駿台会学術賞・学術奨励賞選考委員会 …………… 加藤 徹

事務担当部署 研究推進部 部長 飯塚 浩司
 研究知財事務室 事務長 鈴木 一弘

3. 研究所所員数

(1) 所員構成

(2020.5)

学部	職名	教授	准教授	講師	計
法 学 部		19	6	2	27
商 学 部		24	6	3	33
政 治 経 済 学 部		17	8	14	39
文 学 部		66	29	12	107
理 工 学 部		8	5	1	14
農 学 部		3	4	3	10
経 営 学 部		15	5	1	21
情報コミュニケーション学部		6	10	4	20
国 際 日 本 学 部		15	11	3	29
総 合 数 理 学 部		3	0	0	3
グローバル・ビジネス研究科		1	0	0	1
計		177	84	43	304

(2) 所員の異動

新 任 (2020.4.1)

水野 剛也 (政治経済学部 准教授)
 武田 紘平 (政治経済学部 講師)
 高橋 一樹 (文学部 教授)
 田口 麻奈 (文学部 准教授)
 佐伯和香子 (文学部 講師)
 鰐淵 秀一 (文学部 講師)
 真継左和子 (経営学部 講師)
 日置 貴之 (情報コミュニケーション学部 准教授)
 鵜戸 聡 (国際日本学部 准教授)
 酒井 信 (国際日本学部 准教授)
 柳澤 絵美 (国際日本学部 准教授)

退 職 (2020.3.31)

田島 正行 (法学部 教授)
 岩波 力 (政治経済学部 教授)
 垣内 景子 (文学部 教授)
 林 義勝 (文学部 教授)
 宮越 勉 (文学部 教授)
 柳町 時敏 (文学部 教授)
 梶原 道明 (理工学部 准教授)

鹿島 茂 (国際日本学部 教授)
 蟹瀬 誠一 (国際日本学部 教授)
 姫野 伴子 (国際日本学部 教授)

4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移

(1) 人文科学研究所予算

単位：円

項 目	2020年度	2019年度	2018年度
研 究 費	17,185,000	15,080,000	16,260,000
人 文 研 究 費	4,681,000	6,786,000	5,606,000
運 営 費	240,000	240,000	240,000
講 演 会 費	463,000	463,000	463,000
年 報 発 行 費	184,000	184,000	184,000
計	22,753,000	22,753,000	22,753,000

(2) 研究費の年度別予算推移

単位：円

年度	総合研究	共同研究	個人研究	特別研究	合 計
2015	1,720,000 (1)	0 (0)	12,660,000 (21)	4,660,000 (6)	19,040,000
2016	1,500,000 (1)	750,000 (1)	10,170,000 (21)	3,060,000 (5)	15,480,000
2017	1,840,000 (1)	1,840,000 (2)	9,712,000 (16)	3,828,000 (5)	17,220,000
2018	2,000,000 (1)	1,000,000 (1)	8,400,000 (15)	4,860,000 (5)	16,260,000
2019	2,000,000 (1)	980,000 (1)	9,400,000 (15)	2,700,000 (5)	15,080,000

() 内は採択件数

※ 2016年度総合研究1件辞退

5. 2020年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎岡本和子	文	暴力の表象空間	2018-2020	2,000
	岩野卓司	法			
	釜崎太	法			
	鈴木哲也	法			
	関修	法			
	宮本真也	情コミ			
	大西雅一郎	成蹊			
	斉藤毅	大妻女子			
◎研究代表者				合計	2,000

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎荒又美陽	文	現代都市を捉える理論的基盤の探究 — 都市研究の再構築のために	2019-2020	990
	大城直樹	文			
◎研究代表者				合計	990

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	藤田結子	商	食のグローバル化と人の国際移動	2019-2020	700
2	廣部泉	政経	ルーズベルト民主党政権期における共和党関係者が 対日関係に果たした役割の研究	2019-2020	700
3	内田兆史	政経	フィクションは歴史をどう刻むのか 軍政下アルゼンチンにおける短篇小説の動向	2019-2020	700
4	阿部芳郎	文	縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究	2019-2020	700
5	今野史昭	商	シェイクスピア上演における地域性とその変容	2019-2020	700
6	高峰修	政経	東京オリンピック・パラリンピック大会の評価に向けた 予備的調査	2019-2020	700
7	中江桂子	文	民芸の思想家柳宗悦と民芸の実践家との間の社会関係資本 構築に関する研究	2019-2020	700
8	鈴木健	情コミ	カルチュラル・スタディーズとメディア研究のインターフェイス としての映画批評論	2020-2021	700
9	川口啓太	商	日本の野球組織における NPO 法人の位置づけと課題 — 北海道野球協議会の事例を中心に —	2020-2021	700
10	野田寛達	経営	南方漢語方言の疑問詞を対象とした言語類型論研究	2020-2021	695
11	合田正人	文	シャルル・ルヌヴィエとヘルマン・コーエン — 新批判主義の交錯と分岐	2020-2021	700
12	大山るみこ	文	文学テキストをより効果的に読むために — マルチモーダルのアプローチの効用	2020-2021	700
13	井関睦美	商	災害文化の形成に関する比較文化研究	2020-2021	700
14	佐久間寛	政経	アフリカ解放の文化思想：雑誌『プレゼンス・アフリケーヌ』 の人類学的研究	2020-2021	700
				合計	9,795

個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	柴崎文一	政経	道徳的規範性：R.M. ヘアーの選好功利主義と B. ウィリアムズの内在主義	2019-2020	200
2	古山夕城	文	クレタ青銅武具法碑文「スベンシテオス規定」の形質・形態とポリス社会の法受容	2019-2020	200
3	根本美作子	文	ピエール・パシェと現代フランス文学における外の視点	2019-2020	200
4	小林繁	文	障害をもつ人の就労支援の展望と課題 ーソーシャルファームの視点からー	2020-2021	200
				合計	800

特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	横田雅弘	国日	ヒューマンライブラリーの新たな可能性の探索 ～人をつなぐまちづくりでの活用～	2020	1,200
2	倉石信乃	理工	テキスト、実景、イメージの連関ー災厄表象をめぐって	2020	1,200
3	佐々木美加	商	芸術的関心と経済行動の社会心理学	2020	1,200
				合計	3,600

Ⅱ 2019年度運営記録

1. 2019年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎岡本和子	文	暴力の表象空間	2018-2020	2,000
	岩野卓司	法			
	釜崎太	法			
	鈴木哲也	法			
	関修	法			
	宮本真也	情コミ			
	大西雅一郎	成蹊			
	斉藤毅	大妻女子			
◎研究代表者				合計	2,000

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
2	◎荒又美陽	文	現代都市を捉える理論的基盤の探究 — 都市研究の再構築のために	2019-2020	980
	大城直樹	文			
◎研究代表者				合計	980

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	石黒太郎	商	古英語訳オロシウス（C写本）の本文校訂	2018-2019	700
2	井戸田 総一郎	文	森鷗外の演劇翻訳の生成に関する日独比較文体論・言語論的分析	2018-2019	700
3	小森和子	国日	中国語を母語とする日本語学習者の日本語の語彙習得 — 日本語と中国語の意味用法の異同を中心に —	2018-2019	700
4	居駒永幸	経営	『古事記』下巻の注釈と研究	2018-2019	700
5	関口裕昭	情コミ	ウィーンの都市空間における文学・芸術・科学の相互作用についての総合研究 1850-1950	2018-2019	400
6	藤田結子	商	食のグローバル化と人の国際移動	2019-2020	700
7	廣部 泉	政経	ルーズベルト民主党政権期における共和党関係者が 対日関係に果たした役割の研究	2019-2020	700
8	内田 兆史	政経	フィクションは歴史をどう刻むのか 軍政下アルゼンチンにおける短篇小説の動向	2019-2020	700
9	阿部 芳郎	文	縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究	2019-2020	700
10	今野 史昭	商	シェイクスピア上演における地域性とその変容	2019-2020	700
11	高峰 修	政経	東京オリンピック・パラリンピック大会の評価に向けた予備的調査	2019-2020	700
12	中江 桂子	文	民芸の思想家柳宗悦と民芸の実践家との間の社会関係 資本構築に関する研究	2019-2020	700
				合計	8,100

個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	野尻泰弘	文	近世初期における日本海沿岸地域の社会構造と生業	2018-2019	200
2	大楠栄三	法	新旧世代の関係 — 20世紀初頭, スペイン小説家において	2018-2019	200
3	竹内理矢	文	ウィリアム・フォークナー研究 — 「近代」と「家族」の表象	2018-2019	100
4	辻昌宏	経営	W.H. オーデンの中国旅行記, キリスト教回帰と宗教的表象	2018-2019	200
5	柴崎文一	政経	道徳的規範性：R.M. ヘアーの選好功利主義と B. ウィリアムズの内在主義	2019-2020	200
6	古山夕城	文	クレタ青銅武具法碑文「スペンシティオス規定」の形質・形態とボリス社会の法受容	2019-2020	200
7	根本美作子	文	ピエール・パシェと現代フランス文学における外の視点	2019-2020	200
				合計	1,300

特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	河野円	総数	バイリンガリズムの視点から見る効果的な English for Academic Purposes (EAP) 研究	2019	1,500
2	石井透	文	理論言語学における局所性条件のパラメータについての理論的・実証的研究	2019	1,200
				合計	2,700

2. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行

「Jonathan Swift as a Conservative Trimmer: An Ideological Reading of His English Politico-Religious Writing, 1701-1726」

……中島 渉（商学部）著
金星堂 A5判 171頁
2020年2月2日発行
定価本体 2,000円+税
発行部数 300部

「戦後オーストリアにおける犠牲者ナショナリズム—戦争とナチズムの記憶をめぐって」……水野 博子（文学部）著

ミネルヴァ書房 A5判 390頁
2020年3月10日発行
定価本体 7,500円+税
発行部数 700部

3. 「明治大学人文科学研究所紀要」第86冊, 第87冊の刊行

(1) 第86冊掲載論文（2020年3月31日発行）

《個人研究第1種》

オーストリア・イタリア国境地域における越境的地域連携とそのガバナンス …………… 飯 嶋 曜 子

《個人研究第1種》

水虫からみる比較生活文化論の試み—日本におけるその社会的文化的背景への一考察に向けて … 眞 嶋 亜 有

《個人研究第1種》

一流スポーツクライミング選手のトレーニング方法に関する調査研究 …………… 水 村 信 二

《個人研究第1種》

ディアスポラの民の信仰 — サンテリアのイファの思想と実践 …………… 越 川 芳 明

《個人研究第1種》

クレティユ映画の前線 ～ *Tellement proches* における階層、日常、ユダヤ性 …………… 清 岡 智比古

《特別研究第2種》

古墳時代考古学の国際化 …………… 佐々木 憲 一

《特別研究第2種》

狂信主義と無道徳主義：R. M. ヘア—選好功利主義の批判的検討 …………… 柴 崎 文 一

縦組《特別研究第1種》

萬葉集の本文解釈学的研究 — 遣新羅使人歌群をめぐって— …………… 山 崎 健 司

(2) 第87冊掲載論文（2020年3月31日発行）

《共同研究》

現代日本のメディアにおけるジェンダー表象 — 女性誌『an・an』における女性像の変遷 …………… 田 中 洋 美
高 馬 京 子

《個人研究第1種》

18世紀ロシアの民衆運動における古儀式派 — プガチョフ叛乱における古儀式派教徒の役割 — … 豊 川 浩 一

《個人研究第1種》

「借用」という反復による「アサンブラージュ」が啓く共同体及び環境世界との調和 …………… 虎 岩 直 子

《個人研究第1種》

19世紀末のフランスにおける女子師範学校の世俗化と宗教 …………… 前 田 更 子

《個人研究第1種》

第二次世界大戦期の英領黄金海岸植民地における「日本人」抑留者に関する実態調査 …………… 溝 辺 泰 雄

《特別研究第2種》

ランス・ベネット『オーストラリア未開美術』再検証：展覧会の背景と未発表英語原稿の行方 …………… 中 村 和 恵

《特別研究第2種》

モーパッサンにおける身体表象の近代性を巡る考察 …………… 渡 辺 響 子

2019年度 第44回明治大学人文科学研究所公開文化講座

『ことばと政治 いま、哲学は人間をどう問うているのか』

4. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」

THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 26の刊行

L'individu et la littérature chez Pierre Pachet …………… NEMOTO Misako

Beckett's Acoustics in the Dark …………… INOUE Yoshiyuki

Goethe und die „Pyramide [s]eines Daseins“. Der Bruch in der Konzeption von *Dichtung und Wahrheit* und die „Epoche der Weltliteratur“ …………… Michael MANDELARTZ

5. 「第44回公開文化講座」の開催

第44回公開文化講座

総合テーマ 『ことばと政治 いま、哲学は人間をどう問うているのか』

開催日 2019年10月19日(土)
13:00～16:00(開場12:30)

会場 明治大学駿河台キャンパス グローバルフロント1階グローバルホール

聴衆 130名

プログラム 第一部<講演>

『〈応答して語る存在者〉のゆくえ—アーレントからハイデガーへ』…………… 森 一郎
(東北大学教授)

『嘘をめぐる政治と哲学』…………… 西山 雄二
(首都大学東京准教授)

『〈言葉がしっくりくる〉とはどういうことか—言語・懐疑・プロパガンダ』
…………… 古田 徹也
(東京大学大学院准教授)

第二部<ディスカッション・質疑応答>

総合司会 明治大学文学部 准教授 池田 喬

Ⅲ 歴 代 所 長

期	氏 名	所 属	任 期
1 期	杉原 莊介	文	1959.6 ~ 1961.5
2 期	〃	〃	1961.6 ~ 1963.5
3 期	淀野 三吉	〃	1963.6 ~ 1965.5
4 期	渡辺 操	〃	1965.6 ~ 1967.5
5 期	〃	〃	1967.6 ~ 1969.5
6 期	山田 肇	〃	1969.6 ~ 1971.5
7 期	〃	〃	1971.6 ~ 1973.5
8 期	小室 栄一	〃	1973.6 ~ 1975.3
9 期	〃	〃	1975.4 ~ 1977.3
10 期	皆河 宗一	〃	1977.4 ~ 1979.3
11 期	江島 祐二	政経	1979.4 ~ 1981.3
12 期	〃	〃	1981.4 ~ 1983.3
13 期	大塚 初重	文	1983.4 ~ 1985.3
14 期	〃	〃	1985.4 ~ 1987.3
15 期	坂本 和男	法	1987.4 ~ 1989.3
16 期	〃	〃	1989.4 ~ 1991.3
17 期	〃	〃	1991.4 ~ 1993.3
18 期	福田榮次郎	文	1993.4 ~ 1995.3
19 期	〃	〃	1995.4 ~ 1997.3
20 期	近藤 正毅	理工	1997.4 ~ 1999.3
21 期	〃	〃	1999.4 ~ 2001.3
22 期	林 雅彦	法	2001.4 ~ 2003.3
23 期	〃	〃	2003.4 ~ 2005.3
24 期	永田 雄三	文	2005.4 ~ 2007.3
25 期	居駒 永幸	経営	2007.4 ~ 2009.3
26 期	〃	〃	2009.4 ~ 2011.3
27 期	杉山 光信	文	2011.4 ~ 2013.3
28 期	佐藤 義雄	文	2013.4 ~ 2015.3
29 期	守屋 宏則	経営	2015.4 ~ 2016.11
	高田 幸男	文	2016.11 ~ 2017.3
30 期	豊川 浩一	文	2017.4 ~ 2019.3
31 期	〃	〃	2019.4 ~

IV 2019年度研究種目別研究実施報告

1. 総合研究第2種実施報告

暴力の表象空間

Representation Space of Violence

岡本 和子 (研究者代表)

岩野 卓司 大西 雅一郎 釜崎 太

斉藤 毅 鈴木 哲也 関 修

宮本 真也

OKAMOTO Kazuko

IWANO Takuji ONISHI Masaichiro

KAMASAKI Futoshi SAITO Takeshi

SUZUKI Tetsuya SEKI Osamu

MIYAMOTO Shinya

今年度は3回の研究会と研究員相互の意見交換をおこない、「暴力」というテーマを深めるとともに、各研究員がそれぞれの専門分野において個別研究を進めた。

〈研究会〉

研究会では、毎回研究員が「暴力の表象空間」というテーマでそれぞれの研究を報告し、討論した。

7月7日の研究会では、岩野研究員が「現れないものとしての現れ」について、デリダとマリオンの捉え方について報告した。背後にある物自体を想定することなく、意識に現れるものだけを記述しようとした現象学に対して、ハイデガーは焦点化された単語だけではなく、その背後に退いている文章全体を見ることで「了解」を仕上げていこうとした。しかしのちにハイデガーは「了解」の追求よりもむしろ、「隠れることによって己を告げるもの」の探求へと方向転換した。こうしたハイデガーの影響下で、デリダやマリオンらが「現れないもの」を探求することになる。デリダは、贈与が成立するには受贈者が贈与を忘却する必要があるとして、この忘却を「絶対的な忘却」と呼んだ。マリオンはそのデリダの理解を批判しながら、贈与は受贈者や贈与者を前提にするものではなく、「与え」そのものが一次的な現象であるとして、デリダのいう「贈与の不可能性」が逆に「与え」の可能性を示唆していると考えた。岩野研究員は、マリオンはデリダの論法に内

在しながらそれを論破したのではなく、異なる贈与の定義に依拠することで、交換には収まらない「贈与の不可能性」を示したと評した。

10月20日の研究会では、釜崎研究員がドイツ第二帝政期のサッカーをエリアスの暴力論の視点から分析した。エリアスによれば、18世紀のイギリスにおいてスポーツが誕生した背景には、暴力を抑制する「文明化の過程」が存在していた。17世紀のイギリスにおいては、政治的な対立が暴力によって解決されていたが、18世紀に「議論の力によって解決する」という技法が生まれ、高度なレベルの自己抑制が定着する。そのハビトゥスにもとづいて、祝祭的で暴力的な民衆のフットボールも、暴力を排除するルールを有するサッカーへと変容し、パブリック・スクールで自己抑制の教育のために利用されることになった。しかし19世紀のドイツにおいては、暴力をアイデンティティとする戦士貴族の勢力が強く、学生間の争いを決闘で解決するというハビトゥスが残るギムナジウムやブルッシュェンシャフトにおいてサッカーは粗暴な文化として受容された。サッカーは自己抑制のためではなく、教師や年長者が外側から与えた規範に対して、生徒たちが「自発的に服従する」ための教育手段として利用されたのである。

3月18日の研究会では、宮本研究員が「見える」／「見えない」の社会理論について報告した。ホネットによれば、相手を特定の社会空間において受け入れるという社会的な承認は、「愛情や友情といった情緒」、「法的尊重」、「社会的価値」という3つの特質に分化している。しかし、「見えない（見えているはずなのに見えていない）」という場合に欠けている承認は、それらの特質のいずれにも当てはまらない。これは本源的な承認の欠如を意味している。本源的な承認というものの核心をホネットはカントの「理性的存在者である人格の叡智性への価値評価」という尊敬の概念に求めた。私たちは、このような本源的な承認の態度があってこそ公共の領域に姿を現すのである。逆に承認が忘却されるとき、人々の苦境は社会的には「見えない」問題となってしまう、共有されなくなったり、人物の身体や能力が道具化されることになる。

さらに同日の研究会では、鈴木研究員が平和維持活動家ジョン・ポール・レドラックの著作を取り上げ、

政治的紛争の解決と詩的言語の関係について報告した。レドラックは、政治的決着によって平和がもたらされるといった従来の見方に異議を唱え、トラウマを抱えた被害者たちが生きることの意味を発見し、心を癒していくことの必要性を指摘している。例えば、従来の平和運動は、時間の流れを単線的に進歩する過程として捉えてきた。しかし、紛争地域で被害を被った人々が何度も自らのトラウマに立ち返らざるをえないように、時間はとどまったり、後退したりするものである。恐怖に身をさらし、トラウマを抱えざるをえなかった経験のなかに、救いを与えるような経験が潜んでいることもある。現在に過去を読み込み、未来への眺望が生み出されたときに、トラウマからの解放はもたらされる。詩的な表現形式は、言葉にできない経験や心を表現し、それを聴いて感情移入する人々に、自らの内面に向き合う機会を与えるばかりか、被害者の内面にたどり着き、その感情や経験を湧出させる場所を提供する。平和構築のためには、詩的な表現形式がもつ、暴力への対抗的で創造的な力が求められるのである。

〈今後の計画〉

釜崎研究員がベルリン自由大学のグンター・ゲバウアー氏と交渉し、2020年10月25日に明治大学和泉キャンパス図書館ホールで講演会を開催することが決まった。他の研究員の研究成果や大学院生なども交え、国際シンポジウムとして開催する予定である。

また、岩野研究員がパリ＝ソルボンヌ大学名誉教授のジャン＝ミシェル・ベニエ氏と交渉し、2020年12月に明治大学でおこなわれるジョルジュ・バタイユについての国際シンポジウムに登壇する予定である。このシンポジウムには他大学の研究者も参加することになっている。

〈各研究員の活動〉

岡本 和子：

19世紀以降のドイツ語圏文学において「家」や「住むこと」というモチーフがどのように捉えられているかを明らかにするために、テオドール・フォンターネの作品分析を行った。フォンターネの長篇小説『エフィ・ブリスト』においては、「家」のモチーフと並行して「船」のモチーフがたびたび登場するが、それは、「家」が象徴する定住という生のあり方がはらむ暴力とは対照的に、異なる世界との交通を担うモチーフとして機能しており、家を破壊する力をもっていることを明らかにした。その成果の一部は2020年に刊行予定の書籍に掲載される。

岩野 卓司：

今年度は『贈与論 資本主義を突き抜けるための哲学』を上梓した。そこでは、モースからマリオンまでのフランス思想の贈与論を辿りながら、資本主義の暴力的な弊害をどう克服するかについて考えた。贈与における人間関係を切り落とすことで資本主義の経済は発展していくが、このあり方の暴力性が無縁社会や派遣労働者などの多くの弊害を産み出してきた。資本主義の交換に先立つ贈与交換を、交換なき贈与の視座から新たにとらえ直すことによってこの暴力性を克服することができるのではないかについて論じた。

大西 雅一郎：

スラヴォイ・ジジエクが言う、「我々を救済すると称する者たちから我々自身を救済する」ことこそ重要である。難民危機・経済危機とは、ヨーロッパが暴力の主体となって描かれた救済のシナリオとは全く異なる救済の可能性を探る好機である。ヨーロッパが救済できるとすれば、それはヨーロッパ自身がみずからをその暴力的な自己表象や自己同一性から救済し終えている必要がある。絶望、屈辱、貧困にあえぎ、「みずからの人生に終止符を打とうとする男女にとって、死が唯一の解決策、大量殺人が唯一の復讐になる」（フランコ・ベラルディ）ような自己破壊的状况を生への肯定へと転化させる可能性の論理を探ってみた。

釜崎 太：

エリアスの暴力論の視点からドイツにおけるサッカーの受容過程について分析した。特に今年度は「文明化の過程」を背後に持ちながら誕生した近代サッカーが、ドイツにおいては暴力的な文化として受容され、生徒たちの自発的服従に寄与した過程を明らかにした。また今年度は、暴力と直接的には関係しない3つの論文を公表した。ジンメル社会学を軸にそれぞれ「社交性」「競争性」「知覚」について検討した論文である。それらの成果をドイツ・サッカーの分析に応用し、暴力の抑制を「見せる」という機能を有してきたサッカーがワイマール期以降の大衆社会のなかでどのように機能することになったのか、メディア・テクノロジー、公共性、社交性、競争などとの関連から検討することが来年度の課題となる。

斉藤 毅：

今年度も前年度に引き続きロシアに出張し、本研究でのテーマであるスターリン時代の詩人マンデリシタムの創作についてモスクワの研究者と意見交換を

行なった。また、マンデリシタームの逮捕後の流刑地ヴォロネジを訪問、流刑時の彼に関わる場所のほぼすべてを調査できた他、現地の研究者、詩人たちとも交流を持てたことが収穫であった。マンデリシタームについては、彼の政治的姿勢に対する評価の変遷等について論考『なぜ「マンデリシターム」なのか』を執筆、さらにソ連体制下の文学については、詩人石原吉郎について論文『風の颯れ—石原吉郎の詩における風の形象について』を執筆した（いずれも2020年3月刊行予定）。

鈴木 哲也：

戦争や内戦は平和協定の締結によって終わらないとアメリカの平和維持活動家ジョン・P・レデラックは言う。戦争や内戦などを経験した人々は、自己の生が暴力的に突然断ち切られることになる。この突然の暴力的な生の断絶を新しい生の眺望のもとに再統合することによって再生はもたらされる。レデラックはこのプロセスこそ、言葉の真の意味で「ポイエシス（詩）」的行為であると考えており、彼の平和維持活動では傷を負った人々の芸術的な活動がきわめて重要な役割を果たしている。こうした洞察は、詩や広くアート一般の価値を考えるうえできわめて重要であると考えられる。この後は、彼の実践的活動を跡づけることが必要になる。

関 修：

昨年探求した「親密性」は暴力をなくす鍵概念として考えられていたが果たして妥当であろうか。その背景にあるのは、フロイト・ラカンの「精神分析理論」とアメリカに渡った「批判理論」即ちフランクフルト学派の関係にあることに注目し、それらの文献を渉猟した。そして実際、他にも両者を視野に入れ、いわばベルサーニの「親密性」同様、第三の道を模索するホワイトブック『倒錯とユートピア』、ベンジャミン『他者の影』といった業績が存在することを知った。ただし、筆者はこの第三の道こそ危険なものであり、アドルノの「否定」にこそ真意があり、ラカンもまた同様であるとの線で最終年度の研究に繋げて行く所存である。また、7月には大阪でLGBTの、9月には仙台に赴き、大川小学校跡など東日本大震災の復興建築について建築士館吉保氏の案内でフィールドワークを行なった。

宮本 真也：

本年度は資本主義的文化における暴力の発現のあり方として、社会における可視性／不可視性（見えること／見えないこと）について考察を行った。西欧マル

クス主義における重要な概念のうちの1つである「物象化」現象は、日常的には商品化、道具化といった出来事のうち起きています。しかし、学術的な定義上、この概念は、これまで市場経済との強い関係においてのみ考察されてきた。A・ホネットは近年、「物象化」を、人物がそもそも承認されているにもかかわらず、その事実が忘却される現象として、社会的病理の根底にあると解釈してきた。貧困や格差、社会的な不遇が、社会において問題化せず、当事者の特殊な事情や責任に還元されやすい、昨今の傾向にもこのことは適用可能であろう。次年度においても、こうした考察を制度化された暴力との関連で継続する。この活動成果としては、2本の論文を執筆したが、公開は2020年度になる予定である。

2. 共同研究実施報告

現代都市を捉える理論的基盤の探究 — 都市研究の再構築のために

A research on theoretical bases to think about contemporary cities for rebuilding urban studies

荒又 美陽 (研究者代表)

大城 直樹

ARAMATA Miyo

OSHIRO Naoki

1. はじめに

本研究は、2017年に平田周(南山大学)と仙波希望(広島文教大学)の発案で、社会学と地理学における都市研究の架橋を目的に始まった研究会をもとに、これからの都市研究の新たな基盤を提示しようとするものである。

既に、2018年には『空間・社会・地理思想』(第21号)で「プラネタリー・アーバニゼーション」と題した翻訳特集を、2019年には同誌で続編となる「プラネタリー・ジェントリフィケーション」特集を発表した。それは、都市と農村、あるいは北と南といった見方を超えた資本や政策の動きを見定めようとするものである。この成果は広く知られることとなり、『10+1 website』でも二回にわたり「プラネタリー・アーバニゼーション」特集が組まれた。学外協力者を含む現メンバーの全員がそのどこかに寄稿している。

2019年度は、これまでの研究を踏まえ、全体の方向性をすり合わせるための研究活動を行った。その成果自体は、2020年度出版予定の書籍に譲るとして、ここでは本研究における研究代表者・共同研究者の考察内容を示しておく。

2. パリの都市計画にみる排除と包摂の論理(荒又)

アンリ・ルフェーヴルは、『都市への権利』の中で、労働者階級の民主主義を阻止したものとして、19世紀のオスマンの都市改造に代表される古い街区の破壊とともに、「善意の博愛主義者」たちが考え出した「居住地」を挙げている。本発表では、その経緯を具体的に

捉えていく。

パリ都市圏は、19世紀のオスマンによる都市改造に伴って行われた市域の拡大以降、20世紀後半まで拡大を続けてきた。低所得層が住む地区は常になんらかの調査で不備があると認定され、大きな再開発の対象となってきた。オスマンの都市改造ではコレラによる死者の多い地区が問題視され、19世紀から20世紀にかけての不衛生区画事業においては結核による死者の多い地区が特定され、全面的な取り壊しが計画・一部実行された。戦間期には、パリ周辺部の城壁跡地(ゾヌ)におけるスクウォッター地区も解体された。第二次大戦後もパリ都市圏は拡大を続けたが、労働者の居住区はパリの周囲に集中し、「赤い郊外」と呼ばれていた。それらの地域はパリと同じ「セーヌ県」に属していたが、1970年代の行政区画再編の中で、パリとは別の3つの県に分断され、パリ市の行政に影響を与えることができなくなった。労働者の比較的多かったパリ東部は徐々に開発が進み、パリ全体でジェントリフィケーションが起きている。パリは都市開発を通じ150年かけて最も脆弱な層を都市から締め出すのに成功したと言える。

他方、労働者層の全てがパリから排除されてしまえば、富裕層の生活に必要な労働を担う人々もいなくなってしまう。ルフェーヴルが指摘する「居住地」は、支配的な層が自分に必要な労働者を選別するシステムと見ることができる。まずは19世紀に、ナポレオン3世をはじめとして、慈善事業として労働者住宅が建設された。そこでは時間や衛生観念の管理がなされ、「良き労働者」のみが選別される仕掛けとなっていた。その後、低所得層向けの住宅の建設は国家事業となっていくが、そこに貢献した社会改良グループに影響を与えたのが、フレデリック・ル・プレイである。

ル・プレイは、エコール・ポリテクニク、鉱山学校の二つのグランド・ゼコールを卒業した技術者である。P.クラヴァルは、オスマン以降のフランスの都市計画は彼ら技術者によって推進されたと指摘している。ル・プレイ本人は労働者家族のモノグラフで知られており、第二帝政の二回の万博で責任者にもなっている。彼の薫陶を受けたエミール・シェイソン、シャルル・ロベールに加え、ル・アーヴル市長ジュール・シーグフリード、アントワープ万博公式報告書作成者のエディエンヌ・ラミの4人は、1889年パリ万博で社会経済セ

クションを設置させ、労働者のための環境整備に関する議論を行った。その資料をベースに作ったのがミュゼ・ソシアルであり、労働者住宅建設に支援を行うシーグフリード法であった。

ミュゼ・ソシアルは一種のシンクタンクであり、ゾース再開発や1919年のフランス最初の都市計画法のひな型を提供した機関である。またその衛生部会は、保護領になったばかりのモロッコにおいて都市計画をつくり、その経験をもとにパリ最初の地域計画を策定したアンリ・プロストなどを輩出している。少なくとも20世紀前半までのフランス都市計画に大きな影響力を持っていたのは、ル・プレイ主義者たちだったのである。

第二次大戦後のフランスの都市計画においては、移民労働者の居住地が常に問題となってきた。「第四世界」とも呼ばれたスクウォッター地区「ビドンヴィル」の解消のために、フランスとしては例外的に彼らのための寮を建設する機関が作られた。移民労働者は家族の呼び寄せとともに徐々に郊外の社会住宅に移動したが、1980年代からは特に条件の悪い団地から貧困化が進み、社会問題化されるようになった。それらの地区の社会関係は劣悪とみなされているが、実際には地区アイデンティティや連帯意識があることも報告されている。郊外におけるいわゆる「暴動」も、若者による仲間意識が引き起こしていることが示されている。

しかし、産業構造の転換により、このような地区は労働者の居住地ではなく、貧困や暴力の蔓延する地区とみなされるようになり、「ソーシャル・ミックス」の名のもとにジェントリフィケーションの対象となっている。新たに建設される社会住宅は低所得層向けではなく中間層向けのものが増えており、教師や看護師などの住居を増やす政策が進められている。移民労働者向けの寮も解体の途上にある。また、パリは社会問題対策の対象となっている郊外を含めた131の自治体を取りまとめ、グラン・パリという新しいスケールで都市計画などの事業を展開し、地域全体のイメージを変化させようとしている。2024年オリンピック招致はその一環であり、今後、パリの新しいスケールが徹底した排除を引き起こしていくと考えられる。

3. 人文地理学におけるアンリ・ルフェーヴルの影響圏 (大城)

本報告は、人文地理学においてアンリ・ルフェーヴルの所説、とりわけ「空間の生産」論をめぐってどのような受容＝影響関係が成立したかについて、その代表的な論者であるデレク・グレゴリー Derek Gregory (1951-) を例に垣間見てみようとするものである。

グレゴリーの専門分野は歴史地理学および地理思想史といえよう。ケンブリッジ大学でアラン・ベイカーのもとで歴史地理学を学び、ヨークシャーの羊毛産業に関する、E.P. トムス的な資本主義の歴史的理解を地理学に取り入れた博士論文をまとめた *Regional Transformation and Industrial Revolution* を1982年に出版するが、既に1978年には地理学理論・方法論に関する *Ideology, Science and Human Geography* を著わしており、早い時期からこの領野ならびに社会理論全般への関心を高く有していたことが分かる。1981年から10年弱、ケンブリッジ大学シドニー・サセックス・コレッジのフェローであったが、1989年には大西洋を(遥かに)越えてカナダはヴァンクーヴァーのブリティッシュ・コロンビア大学の教授に着任することとなった。この移動が彼の心機を一転せしめることとなったのである。その間、数多くの編集本 (*Dictionary of Human Geography* (現在第5版:2009年、初版は1981年) 含む)、教科書、読本、辞書、研究書(歴史地理、旅行、社会理論、Harvey本)の編集に携わってきたが、何よりも地理学史・思想・方法論に関する1994年出版の単著 *Geographical Imaginations* がその業績および影響の大きさにおいて重要な位置を占めるものとなった(このタイトルも当初は単数形であったが、ポジションナリティと差異性への気づきから複数形になった)。近代地理学の形成に行いて論じる前半部とベンヤミン、プレッド、ハーヴェイ、ソジャ、ルフェーヴルが論じられる後半部から構成される。本書の根底にあるのはモダニティと都市経験に関する分析である。

ルフェーヴルに関する所論は、主として『都市革命』と『空間の生産』を軸に展開されている。『都市革命』における、政治都市(→)商業都市[ruralな場、必要原理、循環的＝異種混交の時空間]→工業都市[工業的場、労働原理、均質的＝均一的時空間]→都市社会[都市的場、悦楽／欲望原理、差異化された＝統合された時空間]といった、都市の歴史過程とアーバニズムの連動関係と、『空間の生産』における抽象化の暴力と空間の脱具現化 decorporealization の問題系については、とくに紙幅を費やして説明を試みている。白眉は「権力の眼」と題された図式化であろう。これは「空間の生産論」とハーバーマスの「生活世界の植民地化」の議論との接合を試みたものである。抽象空間(交換価値の空間)が日常生活の行われる具体空間(使用価値の空間)に商品化(経済)と官僚化(国家)の働きかけでもって作用する構図を示すものである。この他、20世紀初頭ヨーロッパの空間性と資本主義とモダニティの関係、またモダニティと時間＝空間の植民地化、

そしてモダニティと時間＝空間の圧縮、そして20世紀後半の資本主義における転調についても言及していく。図など皆無のルフェーヴルの都市論を、グレゴリーはひたすら解りやすく、あたかもチャート式参考書の図解の如く模式化していく。ソジャやハーヴェイは、無論グレゴリー以前に既にルフェーヴルの優れた読み手であったわけだが、我々のようなものにとって、このグレゴリーの図化がどのくらい役に立つものであったか、その恩恵は計り知れないほどである。

本書出版後は、社会理論の方面ではラカンとルフェーヴルの影響関係に関する研究、サイドやその大元のフーコーの著作をベースにした「知・権力・空間」論を展開していく。また、これと並行する形でポストコロニアリズムの流れに挿さしつつ、近代エジプトをはじめとするオリエントに関する紀行文や諸表象の分析に励んでいたものの、2001年の9.11以降、大きく方向転換することになる。おかげで、早い段階で出版が予告されていた *Dancing on the Pyramids: Orientalism and Cultures of Travel* は未完のまま放置されている。オリエンタリズム表象批判の代わりに、9.11以降は、対テロ戦争批判、地図、GIS、ドローン批判：可視性、地理的スケールに関心を向けるようになった彼の成果は、2004年に *The Colonial Present: Afghanistan, Palestine, Iraq* として結実する。

彼の現在の関心は、心象地理と地政学的想像力のあらたな結合関係、すなわちアメリカ合衆国とそれを支持する国々に敵対するイスラム世界（の一部）に対して構築されている結合関係を暴き出すことにあるといえる。彼によれば、テロとの戦いでは、「敵＝他者」を仕立て上げる構図が、三つの異なった空間において三つの異なった戦略をもって稼働しているという。一つ目は抽象的で幾何学的な空間の座標とピクセルの中にターゲットとなるものを還元しようとする、技術＝文化的位置づけの戦略であり、二つ目は野蛮で粗野な空間から「文明」を攻撃する未開の人々へと反転化させる、文化＝政治的戦略であり、三つめは、アガンベン概念を援用するならば、その中では死が何等の重要性も持たないような逆説的で位相的な例外空間に人間味の欠片も無く格納する、政治＝法的例外化の戦略である。しかしながらこうした構制のなかで表象された「彼らの空間」のなかにあっても、「抵抗の心象地理」を実践する人々のいることをグレゴリーはSNSでの現地からの発信等から明らかにしている。これらは権力・実践・表象をめぐる支配的な体制によって押し付けられた心象地理を、日常生活のレベルから置換し転覆させ競合させるものである。心象地理の専制への抵抗の一端が

そこに垣間見えるのである。一見すると、関心が離れてしまったかに見えるとはいえ実は、表象の空間と空間の表象のせめぎあいを露わにしているというところに、彼のルフェーヴルへの強いこだわりを感じることができるだろう。

3. 個人研究第1種実施報告

古英語訳オロシウス(C写本)の本文校訂

An Edition of the Old English *Orosius* (the C Text)

石黒 太郎

ISHIGURO Taro

本研究課題は課題名にある通り、古英語訳オロシウスの本文校訂を実施し、作品の一部ではあるものの、校訂した結果のテキストを成果として発表することを目的としている。その校訂作業をおこなう中で、テキスト内にさまざまな問題が潜んでいることを発見することがしばしば起こる。そのような、いわば研究課題の副産物が数多く得られる研究対象がこの古英語訳オロシウスである。

2019年度の春学期は、5月に米国 Western Michigan 大学の中世研究所 The Medieval Institute が毎年主催する International Congress on Medieval Studies に参加した。5月11日には“The ‘Coming to the Throne’ Phrases in the *Orosius*, the *Bede*, and the Anglo-Saxon Chronicle”と題した研究発表を行った。研究発表を行ったセッションは“Alfredian Texts and Contexts”というもので、本研究課題の古英語訳オロシウスとも大いに関連がある、9世紀末のアルフレッド大王の治世に制作された散文作品に関する研究で著名な研究者 Nicole Guenther Discenza が主催するものであった。この研究発表のもとになった発見は2016-2017年度の人文科学研究所個人研究の研究成果報告の一部となったものである。オロシウスの一部を利用してペーダが著した『教会史』の部分を古英語に翻訳したものと、オロシウスの古英語訳に共通して語られる帝位・王位の継承を示す表現を比較し、またそれがアルフレッド大王の時代に編纂が始まった『アングロ・サクソン年代記』の英語表現とどう比較するか論じた。学会では、本研究課題について Discenza と議論ができたばかりでなく、発表を聞いてくれた Hal Momma とも、今後の研究課題につながる議論をすることができた。Momma は Toronto 大学での *Dictionary of Old English* 編纂に関わっている。その他、M. J. Toswell と懇談し、研究課題に関す

る情報収集を行った。この学会参加で得られたこれらの成果は本研究課題から2019年度に生まれた、1つ目の大きな副産物である。

Toswell とは7月にポーランドの Poznań で開催された、International Association of University Professors of English のシンポジウムでも一緒になり、中世の英語の統語論というテーマでの論文集を共編する計画を練ることができた。その後、2019年12月の時点で執筆者の選定を終え、各執筆者に2020年度中に原稿を寄稿してもらうことになった。この論文集は2021年に完成する予定である。私自身は本研究課題の中で得られた事項を自分の論文にまとめ、この論文集に収める計画である。2021年以降になってから形になるものであるが、これも本研究課題の副産物と言えよう。なお、このシンポジウムには科研費の研究課題で出席したのであるが、7月5日に行った“The Grammatical Subject in Parentheses in Old English Poems”と題した報告で取り上げた韻文における挿入語句 parentheses の統語的な問題は、本研究課題の古英語散文テキストの本文校訂にも関係するものである。シンポジウムで得られた出席者からのコメントなどを踏まえ、その研究報告を再構成してまとめた論文が、“Parentheses in Old English Poems”という題名で2020年春に *Poetica* 93号に掲載予定である。

2019年度の秋学期には、研究課題のC写本の本文校訂に従事する一方で、またあらたな副産物につながる研究も行った。5月に会って以来、連絡を密に取り続けていた Momma を招いて、12月には和泉キャンパスで古英語の語彙研究をテーマとした研究セミナーを開催し、そこで本研究課題の研究から生まれた、eht-を語幹とする「宗教的迫害」を表す派生語について研究報告を行うことができた。そのセミナーをもとにまとめた論文が2020年度に春風社より発行予定の論文集に収録される予定である。この論文では、*The Dictionary of Old English* に収録されていない ehting の用例がC写本に見られ、それが写本の制作地と関連のあること、そしてC写本にある hetend という語形が、必ずしも ehtend を書き誤ったものではなく、音位転換が起きた ehtend の異綴字であることを提案している。英語の歴史の中で、音位転換はほとんどすべての場合、-r- が関わるものであることを考えると大胆な提案ではあるも

の、C写本が制作された Abingdon で11世紀に制作された Aldhelm の *De uirginitate* の写本に施された行間注釈を傍証として考察する。

このような副産物を形にするかたわらで、本研究課題の目的である本文校訂も進めている。2月下旬には The British Library にて写本と関連図書を閲覧し、不明な点を確認した。当初、予想したようにオロシウスの作品全体について、精度の高い本文校訂を研究期間内に完成させるのは難しいので、第6巻の校訂テキストを期限までに完成させるべく、作業を行っている。この校訂テキストと注釈は本研究課題の研究成果として提出する。

森鷗外の演劇翻訳の生成に関する 日独比較文体論・言語論的分析

Dramenübersetzungen bei Mori Ogai
- Eine stilistische und vergleichende Studie -

井戸田 総一郎

ITODA Soichiro

鷗外は演劇作品の創作、改作、翻訳を手掛ける際に、文学者風な歴史的考証の過程を示す記事や文献リストを示していることがある。『玉篋両浦嶋』や『曾我兄弟』などを例として挙げることができる。鷗外のこのような身振りは「学識」(Gelehrsamkeit) と「創造」(Schaffen) の関係を暗示しているが、それは19世紀から20世紀の世紀転換期におけるヨーロッパの文芸の潮流を背景にしている。特に、ホーフマンスタールのギリシャ劇改作にたいする鷗外の強い関心は、このような文脈から新たに考察されるべきである。本研究では、ホーフマンスタールの文学者にたいする立場を詳細に分析するために、ホーフマンスタールのニーチェ読解にまで遡る作業を遂行した。

2019年8月24日から同年9月4日の期間、フランクフルトの研究機関 Freies Deutsches Hochstift において、ホーフマンスタールの蔵書にあるニーチェ全集 (Friedrich Nietzsches Werke, Leipzig: C. G. Naumann Verlag 1906) を調査した。この全集には、ホーフマンスタールの読書の痕跡が残されており、それを辿ることによって、ホーフマンスタールのニーチェ読解の傾向を再現することができる。全10巻の内、第1巻と第10巻を除く巻に痕跡は見られるが、特に第2巻にそれ

が集中していることが明らかになった。第2巻には、『反時代的考察』の1部から4部と、この時期の遺稿のなかから『我ら文献学者』の部分が収められている。

ホーフマンスタール所蔵のニーチェ全集第2巻第1部冒頭部分に、「初読 1892年」 „Zum ersten Mal gelesen 1892“ という記載がある。『反時代的考察』は1873年から1876年にかけて順次、ケムニツのシュマイツナー社からまず刊行されている。第2版は1892年10月に完成している。今回の調査で、「初読 1892年」の記録が確認されたことによって、『反時代的考察』とその周辺の遺稿読解が、ホーフマンスタールの18歳の大学入学時に始まっているという重要な事実が明らかになった。ホーフマンスタールは16歳の頃にはウィーンの文芸サークルで詩人として高い評価を得ている。大学では途中でフランス文学専攻に転じ、文献学者への歩みを始めている。25歳のときにフランス文学で博士号を取得、27歳で教授請求論文も完成している。しかし、それを審査のために提出しないことで文献学者の学識の世界から距離を取るようになる。創作と学識のあいだでバランスを取るホーフマンスタールのこのような身の処しかたは、10代終わり頃に始まるニーチェ読解に遡るのではないかと、というこれまでにない視点を獲得できた。

『反時代的考察』のなかでホーフマンスタールの読書の痕跡が多く確認できるのは、第1部「ダーフィット・シュトラウス」と第2部「生にたいする歴史の功罪」及び遺稿「われら文献学者」である。ニーチェが「文化」とは知識の集積の上に展開するものではなく、一つの民族の「生」(Leben) が現れ出ている様々な領域に「様式」(Stil) の統一性が認められるかどうかの問題である、と論じている所にホーフマンスタールは強調線を付けている。『反時代的考察』は、文化=様式の統一性という立場から普仏戦争以後のドイツの状況を診断している書と言えるであろう。ホーフマンスタールはニーチェのさまざまな診断のなかでも、文献学者批判、知識偏重の歴史意識、教養俗物批判を特に重視していた。ニーチェは、「生の健康」を維持するための「生の衛生学」という観点から、「非歴史的」あるいは「超歴史的」なものに接点を持つ芸術の機能を論じている。この箇所にも、ホーフマンスタールの読書の痕跡を見つけることができる。

クリストフ・ケーニヒはホーフマンスタールにおける学識と創作の関係を「詩学の文献学」と名付け、作家(芸術家)と文献学者の共存という問題の重要性を指摘している。鷗外は鋭い感覚によって、ホーフマンスタールの営みのなかに学識と創造の新しい共存形態

の実験的試みを捉えていたと考えられる。鷗外がホーフマンスタールの『オイディプスとスフィンクス』を翻訳し、それをホーフマンスタールに献辞を付して贈呈している背景に、このような広い問題域が存在していることを確認できた。

また、2020年1月15日、フライブルク大学のニーチェ連続講義の一つを担当し、「日本におけるニーチェ」„Nietzsche in Japan“というテーマを扱った。この講義の主要な事項として、鷗外の『沈黙の塔』、『仮面』、『あそび』、さらにニーチェとハルトマンを対比させている書簡などを紹介し、日本におけるニーチェ受容・作用史を再構成するうえで、鷗外の重要性を明らかにした。ニーチェの受容史については、日本語の書籍は存在するが、ドイツ語や英語で書かれたものはほとんど存在していない状況にある。「日本におけるニーチェ」のテーマは、フライブルク大学に設立された「ニーチェ研究センター」で今後さらに深めていくことになるが、鷗外がそのなかで大きな役割を担うことを改めて確認した。

「ニーチェ研究センター」の方針で、連続講義はyoutube上に公開されている。報告者の講義は以下のアドレスで視聴できる：<https://www.youtube.com/watch?v=Zzmyw7EnlhY>。

中国語を母語とする日本語学習者の 日本語の語彙習得 —日本語と中国語の意味の異同を中心に—

A Study of Japanese Vocabulary Acquisition by Chinese Native Speakers Learning Japanese –Focusing on the Semantic Differences between Japanese and Chinese

小森 和子

KOMORI Kazuko

1. 本研究の目的

外国語や第二言語の習得においては、母語などの既に習得済みの言語知識が有効であると言われる。例えば、中国語を母語とする日本語学習者であれば、日本語の学習において母語の知識を活用できるため、他の言語を母語とする日本語学習者に比して、漢字や漢語の習得が容易であると評されることが多い。また、日本語の語種には外来語があり、現代日本語の語彙に占める外来語の比率（異なり語数ベース）は9%程度で

あるとの報告もある（沖森・木村・田中・陳・前田, 2011）。その多くが、英語が原語であるため、英語が母語の学習者や英語の知識を持つ学習者には、外来語の習得は比較的容易だと考えられる。

しかし、漢字や漢語においては、中国語とは異なる日本語独自の意味用法が存在するものや、日本語にしか存在しない和製漢語もある。例えば、「*貿易摩擦は二国間の**嚴重**な課題である」のような誤用は、中国語を母語とする日本語学習者に比較的典型的に認められるものであるが、これは、中国語の『**严重**』（以下、簡便に弁別するために中国語には『 』を付す）が日本語の「**嚴重**」とは異なり、＜重要＞、＜深刻＞という意味を持っているためである。また、日本語の「情報」は「流出」と共起し、「情報が**流出**する」と言える。しかし、中国語では、『**情報**』は『**流出**』とは共起できず、『**外泄**』という語と共起し、『**情報外泄**』となる。中国語の『**流出**』は、『**資金**』や『**液体**』とは共起するが、『**情報**』とは一緒に使わない語なのである。つまり、日本語と中国語の「流出」と『**流出**』は、語単体の語意のレベルでの意味のズレではなく、共起制限という用法上のズレがあるということである。

また、和製漢語については、中国語母語話者には推測が容易な語もあれば、まったく意味不明な語もある。例えば、筆者が本研究において昨年度実施した調査においても、「不潔」は日本語を学んだことがない者でも約9割が正しく推測できたものの、「我慢」や「交番」では推測成功率は0%で、正しく推測できた者はいなかった。

以上から、中国語を母語とする日本語学習者にとって、和製漢語は母語の中国語の知識を用いても、正しく推測しにくく、それによって、日本語の習得に負の影響があると考えられる。

そこで、本研究では、中国語を母語とする日本語学習者が和製漢語について、どのように意味推測し、どのように習得しているのかを検討する。そのために、昨年度の日本語未習者の調査結果を踏まえ、2019年度は日本語既習者を対象に、和製漢語の意味推測と習得の状況を調査し、日本語の語彙習得の難易について実証する。

2. 2018年度の研究を踏まえた2019年度の研究課題

2.1. 2018年度の研究課題とその結果の概要

上述の研究目的を達成するために、2018年度は主として以下を研究課題とした。

1. 日本語未習の中国語母語話者は、未知の日本語の和製漢語の意味をどの程度正しく推測できるのか、

また、正しい意味を与えられた場合、どの程度理解しやすいと感じるのか。

2. 日本語未習の中国語母語話者は、未知の日本語の和製漢語の意味を正しく推測できない場合、どのように推測するのか。

これらの課題に対して行った調査から得られた成果は以下の通りである。

まず、調査対象語の母集団語群を小森・早川・玉岡(2017)の漢字二字熟語データベースとし、全562語の和製漢語の中から、中国語のコーパス「北京语言大学语料库」を利用し、現代中国語に存在しない語であることを確認した後、『新明解国語辞典』、『日本語教育語彙表』、および『デジタル大辞泉』を参照して日本語の意味が一つしかない語を最終的な対象語とすることとし、85語を選定した。

これらの対象語に対して、中国の二つの大学で、日本語を学んだことのない学部生94名に意味推測調査(和製漢語の意味を推測し、中国語で記述する)を実施し、調査対象者のそれぞれの意味推測の解答を点数化し、全85語(すなわち、85点満点)について計算したところ、表1のようになった。平均は9.66点で、11.36%の正答率であった。つまり、調査対象語の約1割程度しか、正しく推測されなかったということである。

表1 意味推測テストの結果

<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>Min</i>	<i>Max</i>	<i>N</i>
9.66	3.13	3	22	94

注1: *M*は平均, *SD*は標準偏差, *Min*は最低, *Max*は最高, *N*は人数を示す。

注2: 満点は85点である。

また、94名全員が誤答であった語は35語あった。これらの語については、中国語の知識を用いても正しく意味が推測できないということである。

2.2. 2019年度の研究課題

2018年度の研究課題とその結果を踏まえ、2019年度は和製漢語については、日本語学習者を対象に調査を行い、未習者の推測と既習者の習得には一定の関係が認められるか否かを検討する。すなわち、具体的な研究課題は「中国語母語の日本語学習者の和製漢語の習得の難易は、日本語未習者の和製漢語の意味推測の難易と類似の傾向なのか」である。

3. 2019年度の研究手法と実施状況

本年度の研究課題を遂行するに当たっては、2018年度の結果と比較するために、中国国内の大学で日本語

を学ぶ学習者69名を対象に、同じ調査対象語85語を用い、同じ調査方法(和製漢語の意味を中国語で記述)で行った。分析の結果、表2の通り、全85語の正答率は、既習者では50%を超えており、正しく習得できている傾向が認められた。また、未習者と既習者の得点の差も統計的に有意であった($t=28.233$, $df=161$, $p<.001$)。

表2 85語の正答率比較

	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>Min</i>	<i>Max</i>	<i>N</i>
既習者	44.35	11.35	14	72	69
未習者	9.66	3.13	3	22	94

注1: *M*は平均, *SD*は標準偏差, *Min*は最低, *Max*は最高, *N*は人数を示す。

注2: 満点は85点である。

2020年3月現在は、個別の語における、既習者と未習者の比較分析を進めており、未習者が正しく意味推測できない語は既習者も正しく習得できていないか否かについて検討し、論文化に着手しているところである。

引用文献

- 小森和子(2019)「日本語の学習経験がない中国語母語話者は和製漢語をどのように意味推測するのか」『明治大学国際日本学研究』11, 101-122.
- 小森和子・玉岡賀津雄・斉藤浩信・宮岡弥生(2014)「第二言語として日本語を学ぶ中国語話者の日本語の漢字語の習得に関する考察」『中国語話者のための日本語教育研究』5, 1-16.
- 小森和子・早川杏子・三國純子(2018)「中国語母語話者は和製漢語を正しく意味推測できるのか—日本語未習者への調査から—」『中国語話者のための日本語教育』9, 69-83.
- 小森和子・早川杏子・玉岡賀津雄(2017)「日中対照漢字二字熟語データベース」『明治大学国際日本学研究』9(1), 209-231.
- 山田忠雄・柴田 武・酒井憲二・倉持保男・山田明雄・上野善道・井島正博・笹原宏之(編)(2012)『新明解国語辞典(第7版)机上演』三省堂書店.
- 北京语言大学语料库 < <http://bcc.blcu.edu.cn/> > (最終閲覧日: 2020年3月29日).

『古事記』下巻の注釈と研究

A Study and Notes in KOJIKI vol.3

居駒 永幸

NAGAYUKI Ikoma

本研究は、『古事記』下巻の歌60首とその前後に記載された散文について、本文を精査し、用語や表現の検討を通して注釈を試みるものである。その方法は歌と散文の関係を解釈するだけでなく、記述されない内容も含めてそこに創り出される表現空間を解明する点にある。このような新たな視点から解説した成果をもとに、詳細な注釈を書き進めていくことを目的としている。

本年度の研究では、本居宣長『古事記傳』以来の注釈史を検討するのは当然であるが、うたわれた場所、記載された地名について現地調査を実施し、また民俗学的知見を取り入れた解釈を試みた。その作業を通して、文献だけに頼らない、多角的な文脈理解を目指した。

『古事記』下巻の天皇記と収載歌数を示すと次のようになる。

- ①仁徳記23首(記52～74、括弧内の数字は歌番号)
- ②履中記3首(記75～77)
- ③允恭記12首(記78～89)
- ④雄略記14首(記90～103)
- ⑤清寧記6首(記104～109)
- ⑥顕宗記2首(記110・111)

①の歌を対象として実施した現地調査は、難波宮周辺(大阪府大阪市上町)・日女島(同西淀川区姫島)・等乃伎神社(同高石市)・仁徳天皇陵(同堺市)、②の丹比野周辺(同羽曳野市)・当麻道(同南河内郡太子町)、③の軽(奈良県橿原市)・泊瀬(同桜井市)、④の日下直越(同生駒市)・朝倉宮(同桜井市)である。また2020年度には、④の葛城山(同葛城市)、⑤の縮見屯倉(兵庫県三木市)、⑥の近飛鳥宮(同羽曳野市)での調査を予定している。

歌詞に詠みこまれた地名とその表現は、現地での景観調査によってはじめて確かめられる。例えば仁徳記の歌の「淡島」(記53)と散文の「淡道島」(現在の淡路島)は、難波宮があった上町台地から淡路島を実見することでその景観の注釈が可能になる。淡路島は難波津から瀬戸内海を九州に向かう際、あるいはその帰りの船の航行において目標となった島である。今回、仁徳陵の調査で堺市役所を訪れた時、市庁舎の最上階

から淡路島が遠望できることを確認し、航行上の重要性をあらためて実感できた。大阪市の上町台地を中心とする難波一帯から、淡路島がどのように見えるのかという現地での調査結果が歌と散文の注釈に不可欠であることは言うまでもない。

逆に、大阪府高石市に比定されるトノキ河からは淡路島が見えない。仁徳記にはトノキ河に立つ大樹の影が淡路島まで至ると記74の散文に記述されるが、トノキ河の比定地とする現在の等乃伎神社に行ってみると、淡路島を眺望することができない。歌詞と景観が一致しないのである。延喜式にも記載されるこの神社は別の場所から現在地に移動したらしく、実際にそのような言い伝えもある。これは現地調査をしなければ得られない情報であり、実際の景観を確かめることによって『古事記』の記述の地理的關係が注釈に生かされる例である。

また、雄略記に出てくる「日下の直越の道」(記90の散文)は、大和国から河内国へ越える道のことであるが、注釈史ではその場所を推定する5ルートの説が出されている。どれが妥当かという検討は現地調査によるしかない。実際に調査した結果によれば、生駒山から難波の海(潟)を眺望する景観と山越えに適する鞍部の関係から、もっとも北側の道(奈良県俵口と大阪府日下を結ぶルート)が妥当と結論づけられる。

古事記の歌の散文を注釈するには、まずは注釈史に目配りしなければならない。しかし、注釈には引き継いできた誤りがある。それを正し、新見を加えていく作業が必要である。本研究では現地に伝わる民俗学的知見を注釈に積極的に取り入れている。例えば、雄略記の引田部の赤猪子と雄略天皇による問答歌では、三輪神に仕える赤猪子の巫女性からの解説を試みた。三輪山の神は現在も酒の神として全国から崇敬が寄せられているが、本研究では大和国の国魂として信仰されてきたことに注目し、雄略天皇の統治にかかわる歌という観点を注釈に生かした。

この4首の問答歌には上の句に地名が詠まれるという共通性がある。その地名がもつ叙事性に注目し、歌の叙事から歌の説明としての散文が生成されるという視点を注釈に取り入れた。これも沖縄の宮古島に伝わる神歌から得られた民俗学的知見の応用である。つまり、歌の叙事こそが歴史叙述なのであって、それは『古事記』がなぜ歌を必要としたかという問いへの明確な答えになるのである。

本年度の研究成果としては、『古事記』下巻の①～⑥を通して安定した天皇像を提示する意図を読み取り、古事記の歌そのものが宮廷史を伝える歴史叙述として

存在することを解明した点にある。

本年度の調査と研究に基づいて発表した報告は、「仁徳記の歌と散文（Ⅲ）」（『明治大学教養論集』2019年9月）、「允恭記の歌と散文（Ⅰ）」（『明治大学教養論集』2019年12月）、「雄略記の歌と散文（Ⅰ）」（『明治大学教養論集』2020年3月）、「履中記・允恭記（Ⅱ）」（『明治大学経営学部人文科学論集』2020年3月）がある。なお、上記に続く「清寧記・顕宗記の歌と散文」については、本研究の成果報告として2020年度明治大学人文科学研究所紀要に掲載する予定であり、この報告をもって古事記の111首すべての歌と散文の注釈は完結する。

ウィーンの都市空間における文学・芸術・科学の相互作用についての総合研究 1850～1950

Die Interaktion zwischen der Literatur und den Künsten in Wien 1850-1950

関口 裕昭

SEKIGUCHI Hiroaki

2019年4月から2020年3月までの研究実施状況を以下に記す。

5月11日、シンポジウムの準備会を早稲田大学で行う。

6月9日（土）、日本独文学会春季研究発表会（学習院大学）でシンポジウム「創作システムとしての翻訳」において口頭発表「古井由吉における翻訳と創作」をおこなう（司会者：新本史斉、発表者は他に松永美穂、山本浩司、新本史斉、齋藤由美子）。ドイツ文学者として出発した作家古井由吉の初期の仕事であるヘルマン・ブロッホおよびムージルの翻訳が、小説の文体創造にどのような意味を持ったかを考察した。

8月28日から31日まで、チューリヒで行われた国際ハイジ会議（International Symposium: Heidi from Japan. Anime, Narratives and Swiss Reception）に出席、29日、口頭発表 Heidi in japanischen Bilderbücher und Mangas（日本の絵本と漫画におけるハイジ）をドイツ語で行う。その他のプログラム全てに参加し、世界各国からの発表者と議論し、情報交換をした。31日はバスでマイエンフェルトなどのハイジゆかりの土地への小旅行にも参加した。この会議には日本の名作アニメ「アルプスの少女ハイジ」（1974）の制作に関わったスタッフも参加しており、当時の貴重な話を伺えたことは大

きな成果だった。

9月1日、チューリヒからウィーンに向かい、8日まで研究に従事。Jüdisches Museum, Victor Frankl Zenrumをはじめとする博物館で研究資料を収集、AlbertinaやBelvedereなどの美術館で絵画を鑑賞した。また作家のMilena Michiko Flašar、詩人のKlaus Demus、エリカ・ミッテラー協会のMartin Petrowskyの各氏と会い、情報交換をした。さらに公園、庭園を中心にした都市空間のフィールドワークをおこなった（Trasan-Park, Strudelhofstiedeなど）。

9月18日（水）、「パイドロスの会」（今福龍太主宰）において、「ベンヤミンの『ベルリンの幼年時代』とせむしの小人」について、「雲」、「しわ」、「歪み」などのキーワードの解説をしながら、「せむしの小人」という形象に隠された意味を探る口頭発表を行った。

9月28日（土）、スイス文学会定期研究発表会（明治大学・第3会議室）において、「スイス文学の名著を読む——宮下啓三『ウィリアム・テル伝説』」の発表兼ナビゲーターとして、この著作の内容要約と議論の司会進行をおこなった。

こうした口頭発表やフィールドワークと並行して、さまざまな文献を読みながら本研究による中心テーマである「ウィーンと都市空間」の研究も着実に進めている。それは以下の3点に要約される。

- ① 第一にその中心となるのは、今年の秋に『人文研紀要』に発表予定の研究成果論文「ウィーン・モデルネにおける庭園の表象」である。「世紀末ウィーン」と呼ばれる世紀転換期に、文学をはじめ、演劇、美術、音楽、建築、科学などの総合芸術が開花したことは広く知られており、研究もすでに多く存在するが、公園や庭園という空間に着目して、それらを横断して解明した研究はまだほとんどない。本論文ではその総合的な解明をめざして、さまざまな作家、芸術家を考察の対象にし、フィールドワークを積み重ねてきた。現地での調査がほぼ終わった現在、ハプスブルク家の歴史、ホーフマンスタールの抒情詩、レオポルト・アンドリヤンの『認識の庭園』、ペーター・アルテンベルクの小篇「フォルクス庭園で」、グスタフ・クリムトの風景画、ベア＝ホフマン『ゲオルクの死』に関する文献を精読し、当時の地図や撮影した写真などをチェックし、論文にまとめる作業を継続して行っている。
- ② 二番目として、第二次世界大戦終了から50年代半ばにかけてのオーストリア文学、特にインゲボルク・バツハマンとパウル・ツェランの研究

である。両者の関係を軸にウィーンでの足取りをたどり、地誌的に裏づけるだけでなく、その周辺の詩人や影響を及ぼしたと思われるヴィクトール・フランクル、マルティン・ハイデガーらとの関係も視野に収めながら研究している。また両者が交流のあったミロ・ドーアやラインハルト・フェーダーマンの作品、ウィーンの文芸雑誌『プラン (Plan)』(1945～48; 全16冊) などとの関わりも考察の視野に入れている。今年パウル・ツェランは生誕100年／没後50年の節目の年を迎えるので、上記の研究成果を公表するべく励んでいるところである。

③ 戦後のウィーンを舞台にした不朽の名画『第三の男 (The Third Man)』とウィーンの都市空間に関する研究も継続して進めている。ロケに使われた場所についてはほぼ調査が終わっており、現在はこの映画に関わった監督、プロデューサー、作曲家、俳優に関する文献を集中的に読んだり、関連する映像資料を視聴しており、その成果を体系的にまとめるべく鋭意、準備中である。

食のグローバル化と国際移動

Globalization of Cuisines and Transnational Mobility

藤田 結子

FUJITA Yuiko

現在、食のグローバル化が進み、外食産業とそれに関わる人の国際移動が進んでいる。2010年代以降、日本が、西洋料理の技術とビジネスモデルをアジアに伝えるハブになりつつある。日本を通して、西洋料理とそのイメージ、ビジネスモデルがアジアに普及するという状況が生じているといえよう。そこで本研究は、食のグローバル化とそれに伴う人の国際移動について、西洋料理に関わる欧州←日本←アジア(主に中国・台湾・韓国)というフローを事例に考察することを目的とする。とくに、「西洋料理」が日本を経由して、アジアに普及している現象に注目する。

本研究では次の問いを設定し考察を行う。まず、(1) 日本→アジア間において、「どのようにして外食産業で働く人々の国際移動が生じているのか」。つぎに、(2) 外食産業に関わる人々の国際移動によって、「日本やアジアにおいて、「西洋料理」とみなされる食文化にどのような変化がもたらされているのか」。さらに、(3) 「ア

ジアにおいて、日本を経由して伝わった西洋料理がどのように受容されているのか」を考察する。

以上の問いの考察のために、本年度は(2)と(3)の問いを中心に、上海でのフィールド調査、首都圏の家庭における食調査を実施した。その結果、次の点が明らかになった。

まず、上海におけるフィールド調査で、上海において日本式のベーカリー(パン屋)が多数営業していることがわかった。そのうち、「上海山崎食品」のように、日本の企業が進出したケースも見られる(山崎製パン株式会社は、2004年に中国本土への第一歩として「上海ヤマザキ」を設立し、上海の久光百貨店にベーカリーカフェを開店した。「上海山崎食品」が上海ヤマザキのセントラル工場として稼働している)。その一方で、日本の企業ではないにもかかわらず、日本式の惣菜パンを販売しているケースが見られた。例えば、中国企業が展開する「Bon Matin Paris 早安巴黎」というベーカリーは、店名に「パリ」がついているものの、フランス式のパンは比較的少なく、明太子パンなど日本式のパンを多く販売していた。店舗で店員や若者に聞き取りをしたところ、商品が日本式パンであることは意識されておらず、店名からフランス式のパンだと思われていた。

また、日本で料理教室を展開している株式会社ABC Cooking Studioが上海に支店を出している。上海の中心地にあるABCの店舗で従業員に聞き取りをしたところ、和食よりもパンとケーキのレッスンに人気があり、最近生徒が増えているということであった。また実際に、20-30代と見られる中国人の若い女性たちがパンやケーキを熱心に作っている様子が観察された。

このように、上海において、ベーカリーや料理教室を展開する日本企業が文化的な媒介者となり、日本式の洋食を「フランス料理」として現地に普及させている状況が観察された。食においても、「フランスらしさ」「日本らしさ」といったナショナルな／文化的なアイデンティティは本質的なものではないといえるだろう。

また、すでに欧米の食が広く普及し消費されている日本において、一般家庭でどのように「洋食」「西洋料理」が日常的に消費されているのかを明らかにすることを1つの目的とし、調査を行った。方法として、毎日食事作りをしている子育て中の母親に調査協力を依頼し、1週間の食事の内容を写真で記録してもらった。また、後日、食事作りに関わる意識を明らかにするために、インタビューを実施した。合計で首都圏に暮らす10家庭の食事(朝食および夕食)140回分のデータを得ることができた。

その結果、多くの家庭で朝食にはパンを食べていた。

しかし、これらの家庭では夕食は米が主食になっていて、スパゲティなどは見られたものの、ハンバーグなどの「洋食」や本格的な「西洋料理」を作って食べる日は少なかった（唯一、頻繁に献立に出た洋食は「カレーライス」であるが、欧米人の視点からはインドを中心としたアジア地域の料理とみなされるのではないだろうか）。本調査に協力した家庭では、味噌汁や納豆、麺類、卵焼きなどの和食や餃子や炒め物など中華風の献立が多く見られた。その一方で、外食や持ち帰り際には、レストランでハンバーグを食べたり、マクドナルドでハンバーガー、ナゲット、ポテトを食べたりと欧米式の料理が比較的良好消費されていた。また、食後のデザートにケーキやクレープなどの洋菓子を食べていた。

以上のことから、本調査に参加した家庭においては、日常的に食べる「洋食」「西洋料理」とは主にパンや洋菓子であり、また、外食・持ち帰りの商品であるといえる。今回はサンプルが10家庭であるため一般化はできないが、日本で広く消費されている「洋食」「西洋料理」とは、家庭で作るといよりも、商品として消費するものである可能性が示唆された。

以上の調査から、今後中国においても、日本を経由して流入する「洋食」「西洋料理」は主にパンやケーキとなり、それ以外はレストランや持ち帰りで消費する商品となっていく可能性があると考えられる。食がますますグローバル化していく中で、料理そのものだけでなく、消費の習慣についてもローカル化していくのかもしれない。

次年度は、国境を越えて移動する料理人、料理学校・外食産業関係者に焦点をあてた調査を実施する予定である。学校や企業が上記のグローバル化過程にどのように影響を与えているのかを検討し、本研究の問いの考察を進めていきたい。

ルーズベルト民主党政権期における共和党関係者が対日関係に果たした役割の研究

A study of the roles played by Republicans in US-Japan relations during FDR's Democratic administration

廣部 泉

HIROBE Izumi

近年、アメリカのフーバー共和党政権に対する研究の進展が著しい。これまで、ニューディール政策と第

二次世界大戦に対する対応において目覚ましい成果を上げたフランクリン・ルーズベルト政権の影で、大恐慌という未曾有の事態に直面してなすすべがなかった失敗政権と見る向きが大半であった。しかし、様々な研究が、人の安全保障などの新しい視点から、フーバーやその政権メンバーの政策に先進性を見出している。井口治夫著『誤解された大統領—フーヴァーと総合安全保障構想』（名古屋大学出版会、2018年）が代表的である。また、下野して以降も、彼らは様々な形で、政府内部に働きかけ、実際の政策に影響を与えてきたことが指摘されてきている。

これまで、1933年3月まで10年以上にわたって続いた米国共和党政権において対日外交に対して大きな役割を果たした共和党関係者が、1932年の大統領選挙においてハーバート・フーバーが民主党候補フランクリン・ルーズベルトに敗れたため、1933年3月に下野して以降、1941年の真珠湾攻撃によって日米関係が断絶するに至るまでの期間、日本とどのような関係を維持、発展させてきたのかは、不明であった。政権の座にあった民主党系の高官と異なり、在野の時期の共和党関係者と日本高官との関係は、國務省関係文書に代表される日米関係を扱った米政府関係文書を調査してもなかなか見えてこない。それは一部の例外を除いて、政権交代によって政府内の主要な共和党員が一掃されたことによる。それは厳しいもので、日本からの重要人物を國務省に案内した際、フーバー政権の國務次官キャッスルも途中までしか同行せず、その理由を「あなたは一人で〔面会に〕行った方が、忌まわしい共和党員と一緒にいくよりもよく見えますから」などと言ったほどであった。そのため、共和党関係者と日本人との関係のありようは、当時民間人であった共和党関係者の資料を丹念に調査することによってのみ明らかにしうる。

本研究は、下野して以降も共和党関係者が、日本人高官との関係を維持し続けたという仮説に基づいて、共和党関係者が残した文書を詳細に分析することで、1933年の政権交代によってルーズベルト民主党政権誕生と共に下野した後も、いかに共和党関係者が、野党の立場にありながら、日本人高官と密な関係を維持していたのか、具体的にはどの人物とどの人物がどのようにつながっていたのかを明らかにするものである。そこで名前の挙がった日本人の資料を今度は日本において調査し、その関係を日米両側から明らかにしていきたい。具体的には、共和党関係者の個人文書などから抽出する史料調査並びに史料収集、およびそれらの精査からなる研究である。そのような調査を行うこと

によって、在野の立場にあった共和党関係者と日本政府高官が、民主党政権下においても民間人の立場にありながら実は密接な関係を持ち続けて来たことを明らかにすることを目指している。

2019年度の初期の調査によって浮上したのは、フーバー大統領とスティムソン国務長官、キャッスル国務次官、グルー駐日大使である。ただ、彼らは莫大な個人資料を残しており、それらの中から目的物を探し出すことは困難が予想された。特にグルーに至っては、自分が残した資料が多すぎるので後に自分について研究する歴史学者は大変だろうと言いつつ残しているくらいである。今年度は、重要な時期に当たりをつけつつ、日本人とのつながりを見つけていくことに多くの時間を費やした。そのような中、彼らが密な関係を保った日本人としてはまず野村吉三郎が浮上した。後に日米開戦回避を目指した1941年の日米交渉に駐米大使として重要な役割を果たすことになる野村が、1930年代初期からアメリカ政府高官と密な関係を持っていたことが明らかになってきた。あるフーバー政権高官は、野村のことを「極めて知的で付き合い価値のある人間」とまで書き絶賛している。野村側の資料については近年国立国会図書館憲政資料室において野村吉三郎関係文書の公開が始まっている。本年度は、アメリカにおける史料調査によって収集したアメリカ側の史料の精査と並行して、憲政資料室で野村文書の調査を開始した。ただ、野村文書は、全1300点以上にわたる膨大な資料群であり、また、一部はかなり達筆な手書き英文を含んでおり、解読に時間を要している。

困難な点もありながらも、研究プロジェクト自体は順調に進んでおり、1930年代の人間関係を明らかにしたのち、最終的には、当時の関係が、日米戦争後の占領期のいわゆる占領政策の逆コース化に、大きな役割を果たしたことをも解明できればと考えている。

フィクションは歴史をどう刻むのか 軍政下アルゼンチンにおける短篇小説の動向

La función de la ficción: algunos casos de los cuentos argentinos

内田 兆史

UCHIDA Akifumi

3月24日はアルゼンチンの祝日である。1976年、軍

事クーデターが起こり、その後の独裁政権下で国家再組織プロセスと呼ばれる大規模な反体制者の誘拐・拷問・殺害、通称「汚い戦争」が始まったその日を、民政移管以降「真実と公正を求める記憶の日」と定めたのだ。毎年、この日は"Nunca más (二度と決して)"のスローガンの元、「先の軍事政権」によって引き起こされた3万人におよぶ「行方不明」案件をはじめとした人権侵害の数々を思い出し、かつての国家的犯罪を告発するために大統領府前の五月広場を目指して人々が行進する重要な日である。この、記憶の日の行事は、2020年は行われなかった。コロナウイルス感染の拡大の途にあるアルゼンチンでは3月20日に義務的な外出制限が敷かれ、あらゆるイベントが中止されたためだ。この時点での感染者数は158人、おりしも夏のバカンスシーズンを終え、旅先から戻ったアルゼンチン人とともにやってきたウイルスの感染力は、国内でも衰えを見せなかった（その後3月末までで1000人を数えることになる）。

私が今年度二度目のアルゼンチンでの取材のために、ほとんど人のいない羽田空港を立ち、やはり人のいないシャルル・ド・ゴール空港を経由してブエノスアイレスに到着したのは3月12日だった。アルゼンチンに着きさえすれば大丈夫であろうと思っていたが、感染者数が30人を超えて、コロナ感染国からの入国者に法的罰則を伴う自主隔離義務が課されることになる報を、経由地のパリで受け取った。ブエノスアイレス国際空港に着陸後、機内で1時間、ゲートで1時間、二度の検疫を受けた後ようやく入国したが、その日の夜に大統領によって緊急事態宣言が発せられ、数日以内にアメリカおよびヨーロッパとの便を停止することも発表されたため、慌てて飛行機を変更、三泊七日のアルゼンチン訪問となった。かくなる状況で、予定していたことはひとつも行うことはできなかったが、それでも、発症者が出てすぐに保健省が予防方法を簡潔にまとめたチラシやCMを作成し、ラジオテレビでこれを広め、国はマスクと消毒用アルコールジェルの価格上限を定め、さまざまな補償を展開しながら大統領がテレビを通じて緊急事態宣言を發布、それをテレビがどう伝えていき、国民がどう受け止めたか、そうしたことをじかに見聞きするという得がたい経験をすることができた。発症者30人で緊急事態宣言発布した後は、100人で国境封鎖、150人で義務的な外出制限（遠隔で行うことが不可能な仕事、治安維持・医療・マスク・交通機関・小売り業従事者、そして生活必需品の購入や医療施設へ行くための外出、「世界で最も多く犬を飼っている国」ならではの犬の散歩、などは許される）、

そして一方でアルゼンチンに帰れなくなったアルゼンチン人の救出など、政府は矢継ぎ早に政策を打ち出した。その後の外出には罰則規定が設けられ、幹線道路に軍が出動するなど、往時を知る世代には、かつての軍事政権を、その戒厳令を思わせる場面もあるようだ。

昨年発足したアルベルト・フェルナンデス政権については、一方では自由だった外貨獲得が非常に難しくなるなどアッパーミドルクラス以上からの批判も多いが、先手先手の対策を打ち、力強い人命優先政策を押し進めてきているように見える。その大統領選が行われたのは12月だが、予備選挙は8月11日、このタイミングでも私はアルゼンチンにいた。有利かと思われていた中道右派の前大統領マウリシオ・マクリが中道左派のアルベルト・フェルナンデスに大差で敗れ、労働者から拍手を浴び、一方でアッパーミドルたちがその傾向に抵抗を示すデモを各地で行うなど、この国の20世紀後半の歴史を垣間見る思いであった。

しかしこの滞在でのそれ以上の収穫は、首都の西700キロメートルのところにあるアルゼンチン第二の都市コルドバへの訪問だった。国内最古の大学があり、それを経営していたイエズス会の影響も大きいこの都市では1969年5月に軍事政権の経済政策にあえぐ若い労働者たちのストライキに端を発して、学生なども連帯した大規模な市民行動が起こる。その後、労働者や学生の不当逮捕が頻繁に行われるようになり、76年からの軍事独裁政権下では連行、監禁、拷問、殺害が常態化する。その中核を担った二つの施設に行くことができた。ひとつは都市の中心広場に面した司教座聖堂のすぐ隣にある旧コルドバ警察情報部である。キリスト教会とも密接な関係を持っていたことが立地からもわかるこの施設では、71年から82年の間に20000人以上の人間が連行されたという。内部も公開され、当時の状況に加え、ちょうど50周年を迎える上記の市民運動、通称コルドバソの写真も展示され、また軍事政権下で発禁となった書物が並べられてもいた。もうひとつが郊外ラ・ペルラ地区にあった軍による非法監禁施設、通称「大学」である。使用されていたのは4年間であるが、3000人前後の人間が不当逮捕・連行され、拷問や強姦が日常的だったと報告されている。当時のままに保存されている箇所もあり、また、独房で隣り合わせた二人の人間がチェスをするために作ったパンを固めた駒が展示されるなど、否が応でもここに閉じ込められた人々を思うことになるこの場所でも、そのほかの公開されている当時の施設と同じくバスで近郊の大学生・高校生が見学学習に来ていた。

軍事政権下ではこうして監禁・殺害した人々を埋め

る場所に困り、ある時期から（場合によっては生きてまま）飛行機から海に落としていたと言われてきた。そのなかで、アルゼンチンの田舎の村に死体が落ちてきて、それが聖人として村人の信仰の対象となっていたことがあり、調査によってその状況が明らかになったという実話が2016年にドキュメンタリー化されていたことを、日本での公開によって知ったことも収穫のひとつだった。その後さらに、チリのパトリシオ・グスマンもまた映画『真珠のボタン』（2015年）で、ピノチェト政権下でレールを巻きつけられ海に落とされた者たちの運命について扱っていることもわかった。同時期に起こった同じような案件が、同じ時期に映像化されるという南米の過去と現在について考え、これからますますこの時期の社会について、文化についての研究も進んでいくであろうと確信している。

縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究

Study on how to make and use Jomon pottery

阿部 芳郎

ABE Yoshiro

土器は縄文文化を特徴づける代表的な道具であり、生では食せない動植物を可食化することによって、人類の環境への適応を促進したと考えられている。

本研究は縄文土器の器種の多様性が顕著になる縄文時代後期における土器製作の技術と土器の利用方法の関係について検討し、当時の生業活動の特徴を解明するものである。本年度の分析は以下の4点にまとめることが出来る。

①縄文土器の変化の画期に関する認識

縄文土器は約16000年前に日本列島に登場した。これまでは完新世の到来とともに出現した煮沸用具として説明されてきたが、温暖化以前のまだ寒冷化の段階においてすでに土器の発生が位置づけられることになった。

縄文時代は現在、草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の6つの時期に細別されており、さらにその内部に土器型式が設定され、型式の精緻な時間配列が、ほぼ確立しているが、各自の時間幅が一律ではないことが近年の土器付着炭化物の年代測定によって明らかになりつつある。筆者はこれらの細別時期における時間の長短が古い時期から新しい時期にかけて、急速に短

期化していること、とくに本研究で扱っている後期が縄文時代全体を通してみた場合、土器自体が大きな変容を遂げる画期であることを指摘した。道具としての多様化は土器製作技術の変化速度を高めるとともに、当然それは道具としての飲食行為の変化の画期を示している可能性が高いことが想定できる。

②縄文時代後期前葉における土器焼成技術と器種構成の分析

器種の分化は後期中葉の加曾利B式期に顕在化するが、その前段階である堀之内1式期から同2式期に注口土器や非煮沸系土器にバリエーションが増える現象が認められる。このため、土器焼成技術の変化が認められるか否かを判別するため、茨城県御茶園遺跡出土の堀之内1式土器における口縁部破片の全点について焼成色と断面色調構造を観察した。

その結果、堀之内1式期における黒色化と器種の因果関係は否定的であり、黒色化を呈する資料は煮沸時点における煤の付着や偶発的な器面の黒色化として説明できるものであった。堀之内2式から加曾利B式への時期は、従来より黒色化が指摘されてきた時期に相当するが、精製・粗製などの全ての器種が黒色処理されるわけではないことはすでに確認している。またすでに検討を終えているさいたま市大木戸遺跡では低湿地から出土した遺存状況の良好な資料の中に黒色処理の器面上に漆を塗布した個体が多数発見されており、黒色化の目的が色調だけではなかった可能性を示唆している。

現時点では限定的な器種が黒色化の対象となっていた可能性が指摘できる。一方で、器面の黒色化はその大半が器表面における炭素の付着を要因としているものであり、特に煮沸系の器種は煤の付着による二次的な使用痕である可能性も否定できない。そのため、現時点では土器焼成時における黒色化と二次的な要因による色調変化の可能性も残されており、判別基準を再検討する必要性も課題として表出してきた。この問題については、次年度の実験考古学的な手法により再現実験と理化学的な分析から判別方法の検証力を高めたい。

③中期から後期にかけての加工対象物の変化

一方で器種の多様化が生じる以前（中期）とそれ以後における土器製作技術の変化は、煮沸用土器では当然のことながら、道具としての縄文土器という視点から重要な課題である。土器内面の炭化付着物の同位体分析は、動物質や植物質の判別が可能な方法であるが、近年筆者らも参加して分析をおこなった埼玉県大木戸遺跡では堀之内2式から加曾利B式期にかけて、精製土器に動物質・粗製土器に植物質のシグナルが確認できた。本遺跡の成果をそのまま多様な生態系に立地す

る他の地域の遺跡に適用可能か、各地で別々の調理対象物が存在したか否かは今後に分析事例数を増やして検討すべき意義のある課題である。

仮に大木戸遺跡での成果が、ある程度当時の一般的な土器の利用方法であると仮定するならば、後期に顕現する器種の増加は、加工対象物の違いにより固有の器種を使い分けたとする筆者の仮説をある程度支持することになる。

ただ、半面で同一の資源が複数の土器を用いる加工工程に関わりをもつことや、複数の食物を混炊した可能性も否定できないため、より多くの事例分析をおこなう必要がある。この点で今年度にサンプリングを終えているさいたま市寿能遺跡の同位体分析の結果の評価が次年度での大きな課題となる。

④食物加工工程の複雑化の示すものは一体何か

縄文時代後期に土器の製作と使用方法に大きな画期が認められる可能性が一段と高くなってきた。これらの現象の歴史的な意義は一体何であろうか。本研究の最終的な課題であるが、その課題の解明は、方法論的にも大きな課題であろう。

その1つの視点として、貝塚地帯から出土する人骨の古食性分析がある。その基本的な手法は炭素と窒素の安定同位体に着目したもので、土器付着物の分析と基本的な手法は類似している。この手法による人骨の古食性分析では中期では比較的類似度が高い集団の食性が、後期になると水産物と動物質に偏りをもつ集団に二極化する傾向が指摘できる。これらの集団は一遺跡を形成する集団であり、この個性的な食性の確立と器種の複雑化が関係する可能性が指摘できるが、最終的な結論は次年度の分析を待って評価したい。

シェイクスピア上演における地域性とその変容

Localities and their transformation of Shakespeare Performances

今野 史昭

KONNO Fumiaki

本研究の目的は、日本の東北地方の歴史と文化というコンテキストの中でシェイクスピアを上演し続ける劇団シェイクスピア・カンパニーの最新作、『アイヌ^{おせろ} 旺征露』（2018-19年）をケーススタディとしてとりあげ、シェイクスピア上演における地域性とその変容に

ついて明らかにすることである。『アイヌ旺征露』は、江戸末期、択捉脇陣屋筆頭御備頭として仙台藩に仕えるアイヌ民族の旺征露と、仙台藩士の娘、草刈貞珠真（デズデモーナ）の愛の悲劇を描いたもので、日本での演出は劇団主宰で東北学院大学教授の下館和巳とアイヌの演出家秋辺デボが共同で行い、さらにキャストにもアイヌ舞踏集団ピリカップが参加するという異例のシェイクスピア翻案上演であった。シェイクスピア・カンパニーはもともと2010年から2011年にかけて『アトウイ オセロ』というアイヌの旺征露の悲劇を上演していたが、東日本大震災によって休演となっていた。震災後、劇団は『アトウイ オセロ』ではなく、被災地を巡るボランティア公演として温泉三部作『新ロミオとジュリエット』『新リア王』『新ベニスの商人』を2012年から2016年まで上演した。そして、長い中断を経ていよいよ『アトウイ オセロ』が再演されることになったのだが、主宰の下館が2016年から何度も北海道を訪れて現地でアイヌ文化について理解を深め、各方面の協力も得て、アイヌとの共同制作をすることになったのである。『アイヌ旺征露』は2018年1月の仙台公演、6月の東京公演、7月の札幌公演と日本の3地域で上演され、2019年8月にはロンドンのタラ劇場で3日間の公演 *Ainu Othello* が行われた。ロンドン公演では、タラ・アーツの芸術監督ジャティンダ・ヴァーマも演出に加わり、2018年の公演から台本とキャストが一部変更され、アイヌ、東北、ロンドンという三つの地域性が融合する新たな上演へと変容した。

本年度の研究では、まず『アトウイ オセロ』（2010年）、『アイヌ旺征露』（2018年）、*Ainu Othello*（2019年）の台本を比較し、それぞれの公演によって異なる特徴、方言及びアイヌ語の使用状況について、方言辞典などの関連図書を使用しながら調査した。『アトウイ オセロ』と『アイヌ旺征露』の最大の相違点は仙台藩択捉脇陣屋付旗持の井射矢吾（イヤーゴー）の人物設定である。前者では仙台藩の和人であるのに対し、後者では仙台藩に仕えるアイヌと和人の混血となり、井射矢吾がアイヌの英雄旺征露に対し混血ゆえの嫉妬と憎悪を強烈に抱く設定へと変更されている。この改変は2018年の『アイヌ旺征露』公演の際、演出に加わった秋辺が共同演出の下館に井射矢吾をアイヌにするよう提案したことから始まった。秋辺はアイヌ民族にもイヤーゴーのような悪党がいて、アイヌにも存在する複雑な人間関係を描きたいと熱望した。一方、下館はその後ロンドンでジャティンダ・ヴァーマに会い、秋辺の提案について意見を求めたところ、ヴァーマはインド人の少年をインド人とイギリス人の混血児がいじ

めたというイギリスの新聞記事を例に挙げ、井射矢吾を単にアイヌにするのではなくアイヌと和人の混血というさらに複雑な設定にする案を出したという。井射矢吾を巡る3人の演出家のそれぞれ異なる考えがこの特異な設定に反映されていると言えよう。

次に、8月の *Ainu Othello* ロンドン公演について現地で調査し、本番前日の稽古から最終公演まで終日タラ劇場で見学し資料収集を行った。今回の調査では、演出および台本の変更点、英語字幕、衣装、小道具、アイヌ舞踊、客席の反応、劇評などを詳細に確認することができた。また、演出を担当した下館とヴァーマ、本公演プロデューサーの阿部路子にインタビューを行い、上演する地域が変わることで、演出上の力点がどう変化したのかも具体的に確認することができた。『アトウイ オセロ』では、仙台出身の下館の演出によって、和人側から見た『オセロ』の世界が巧みに表現され、和人のアイヌ民族に対する差別の歴史を上演に反映させていた。次の『アイヌ旺征露』での秋辺との共同演出では、アイヌの伝統文化と宗教を色濃く反映させながらも、悪人井射矢吾をあえてアイヌ民族に変更することで生じるアイヌ民族間での嫉妬を見事に描いていた。一方、ヴァーマは *Ainu Othello* において、多民族国家イギリスにおける人種の多様性という背景を意識し、従来の『アイヌ旺征露』では見られなかった新たな視点を加えるのに成功した。EU離脱に揺れるイギリスで身近で起こる差別など、現代イギリス社会が抱える問題をこの舞台でどう表現するかが、ヴァーマにとって重要な演出上の課題であった。

2020年度も引き続き、シェイクスピア・カンパニーの活動およびロンドンでの上演の調査を行い、今回の *Ainu Othello* にヴァーマが投影しようと試みた現代イギリスにおける人種の多様性とシェイクスピア・カンパニーの地域性の演出の実際について研究を継続する。

東京オリンピック・パラリンピック大会の 評価に向けた予備的調査

A Pilot survey for evaluation of the Tokyo Olympic and Paralympic Games

高峰 修

TAKAMINE Osamu

1. 研究の概要

本研究は、開催が2021年に延期された東京オリンピック・パラリンピック大会（以下、東京2020）開催地の住民による東京2020に対する評価プロジェクトの一部である。すでに2016～2017年度には本学人文科学研究所共同研究プロジェクトの一部として、東京都大島町住民に対する意識調査を行った（高峰, 2019a, 2019b）。2019年度は、東京2020開催後の事後評価を見据えた予備的調査として、都内2市区の住民を対象に開催前の評価を行った。

2. 調査方法および項目

調査項目は、1998年に開催された長野冬季オリンピック大会による地域の変容に焦点を当てた先行調査（石坂・松林, 2010）を参考にしており、上述の大島町調査（高峰, 2019a, 2019b）時の調査項目に準じた。具体的には「東京2020開催への賛否とその理由」「東京2020への興味と関わり」「東京2020開催による居住地域への変化の期待」「復興五輪としての東京2020の評価」、その他個人的属性等である。

2019年度の計画段階では、調査地域を東京都内の1つの区とし、そこに居住する成人住民（20～79歳）1,800名を住民基本台帳から抽出することで調査対象を確保することを想定していた。また調査方法としては紙に印刷した質問紙を郵送で送付、回収する予定であった。しかし、この調査方法を採用した上述の大島町調査時の回収率は30%弱であり、回収率の低さと費用便益の悪さに課題が残された。したがって本年度は調査方法を変更し、インターネット調査を採用することにした。

インターネット調査会社が保有するモニターのうち、江戸川区在住者2,475名、調布市在住者978名を母集団とする回答者候補に対してメールで調査への参加を依頼した。これら回答者候補に「年齢=20～79歳」と「東京2020開催の認知=知っている」でスクリーニングをかけ、該当者に任意で回答を求めた。またそ

の際には「性別」と「10歳刻みの年齢層」について、各調査市区の人口分布に沿うよう調整を行った。調査は2020年3月13～18日に実施した。

3. 回収対象の代表性

結果的に江戸川区在住者1,000名、調布市在住者400名から回答を得た。ちなみに住民基本台帳における調査対象市区の20～79歳人口（2020年3月1日現在）は、江戸川区532,612人、調布市180,496人である。これらの母集団に対する本研究における回収対象の代表性を性別と10歳刻みの年齢層で行ったところ、江戸川区の性別では有意な偏りは認められなかったが（ $\chi^2=2.028$, d.f.=1, n.s.）、年齢層では1%水準で有意な偏りが認められ（ $\chi^2=181.413$, d.f.=5, $p<0.01$ ）、回収対象では20歳代と70歳以上の年齢層で有意に少なく40、50歳代が多かった。調布市では性別で5%水準（ $\chi^2=5.571$, d.f.=1, $p<0.05$ ）、年齢層でも1%水準（ $\chi^2=31.820$, d.f.=5, $p<0.01$ ）で有意な偏りが認められた。具体的には調布市の回収対象では女性が少なく男性が多い、また20歳代と70歳代が少なく50歳代が多いという偏りを示した。以上のことから、今回の調査の回収対象は、各市区の住民を母集団とするとき性別、年齢層において一部偏った集団であることが前提となる。

4. インターネット調査の長所

以上のような回収対象の偏りは、住民基本台帳から無作為抽出を行った大島町調査においても生じており、インターネット調査特有の欠点というわけではない。他方、インターネット調査会社のモニターを用いることによって、郵送法による質問紙調査よりも格段に多い回答を得ることができた。これによって、今後の分析段階で生じる「分析対象が少ないことによる影響」をある程度回避できることが期待される。また費用も大幅におさえられることができるため、プロジェクト初年度にすでに2つの自治体を対象に調査することができた。

5. 2020年度の計画と課題

2020年度にはさらに2自治体（競技が開催される区と開催されない区）を対象に調査を実施する予定であり、調査対象地区が増えた分、東京都内の地理的条件を加味した調査対象地区の選択が可能になる。

2020年度における調査は2019年度調査と極力同じ時期に実施したいため、2020年4月の早い段階で行う予定である。4市区の調査データの回収が済んだ段階でデータの分析を進め、各市区における東京2020に対する意識や評価の特性等を明らかにする。

【文献】

- 石坂友司・松林秀樹 (2010)「長野五輪が地域社会に与えた影響に関する調査」報告書。
- 高峰修 (2019a)「東京 2020 と周辺地域社会—東京都大島町住民の意識調査結果—」明治大学人文科学研究 所紀要 84: 3-14.
- 高峰修 (2019b)「誰が東京オリンピック・パラリンピッ クに賛成し、反対するのか—東京都大島町住民を 対象とする意識調査より—」明治大学教養論集 538: 213-233.

民芸の思想家柳宗悦と民芸の実践家との間の 社会関係資本構築に関する研究

A Study on the construction of social capital around
Mingei-Movement

—with a special focusing it's practitioners and Yanagi
Sōetsu—

中江 桂子

NAKAE Keiko

柳宗悦を中心とする民芸運動は、各地域文化と生活に根差す手仕事の文化に高い価値を見出し、その保護と振興を進める思想的実践であった。これは日本における重要な文化多元主義思想であるという点で評価されるべきであるが、その思想が実践をとともなう文化運動として具体的に地域に浸透して実績をつくりだしたことも、文化の多様性が叫ばれる現代において見逃してはならない価値である。これが単なる知識人たちの思想にとどまらず、必ずしも学歴などのない職人階層にまで浸透し、生活文化を変化させていく結果となったこと背景には、その思想をそれぞれの地域と生活の事情に応じてわかりやすく翻訳し伝播させた、いわゆる「文化媒介者」の機能を果たす人物が存在していたことが重要である。2019年度においては、思想家・文化媒介者・職人たちの織り成す分厚い社会関係資本の網の目が存在した地方の中核都市のなかでも、とくに社会関係資本が能動的に機能したと考えられる地域について、研究をはじめた。具体的には、島根—鳥取を中心とする山陰地域、および、長野—松本地域である。(2019年度は山陰については調査がある程度進んだが、松本については文献収集のみであった。)

島根—鳥取は民芸運動の盛んな土地であるが、それ

は民芸運動初期のキーマンであった河井寛次郎が島根の出身であったことから始まる。ただし河井自身は、陶芸をはじめとする自身の活動と生活の本拠地を京都においており、河井が山陰に根づいていたかといえは実はそうでもない。河井を地元との縁としながら、柳宗悦らの民芸思想に共鳴し、地元でそれを伝達・教育し、山陰の自然環境と生活から生まれる工芸の文化を育てる役割を担った「文化媒介者」の役割を果たした、代表的な人物として、太田直行、金津滋、そして吉田璋也を挙げることができる。

太田直行は、松江商業会議所に勤め専務理事まで累進した人物であり、商業会議所退職後は新憲法普及会島根支部長・島根文化財保護委員・松江図書館長など、松江の地域発展に尽くした人物である。柿葉という俳号をもち、句会を通じた人脈があり、地元の文化人ネットワークの中心にいた人間でもあった。そういう太田は、河井寛次郎と同級生であり、河井の影響で柳の民芸運動に参画、島根民芸協会を設立した人間である。これを機会として、島根の民芸運動は地元根付いた工人たちに具体的なつながりをもち盛り上がっていった。島根民芸協会の初期において太田直行と直接つながりを持ちながら、自分の活動を意味づけていた工人には、たとえば、陶工の船木道忠や尾野敏郎、手漉き和紙工人安倍栄四郎、染色の青戸由美恵などがあつた。(安倍栄四郎はのちに人間国宝にもなり、現在も子孫である安倍信一郎を中心として、手漉き和紙工房を存続させている)。太田直行は柳宗悦の民芸の思想を受け止め、それを島根という土地のなかに「生きられる思想」として翻訳した。さらに地方工芸の価値を自らの言葉で説き、各地の工芸と島根の工芸を俯瞰的に位置づけ、さらに具体的なひとつひとつの生活文化の内実へ深く洞察していく。太田の著書『島根民藝録』と『出雲新風土記』は、彼の島根の地域文化への愛着がよくあらわれた著作といえるだろう。そして太田によって意味づけられ促進された生活文化は地元産業として培われていくことになる。民芸運動にとって太田は文化媒介者の役割を果たした人物であり、太田のネットワークがあればこそ、柳の民芸の旅は支えられ発展していくこととなった。

金津滋はやはり島根に生きた文化人であった。太田と金津は同世代で親しかったが、太田は県職が長かったのに対して、金津は最初から最後まで工人として生きた。そしてその守備範囲はたいへん広い。あえて言うならば金津は型染絵の職人といえるだろう。『小泉八雲旧居』は杉板に濃紺和紙を張った表紙の型染本であるが、安倍栄四郎の和紙を用いた、すべてが手づくり

の金津の処女作である。ちなみにここにある八雲の横向きの肖像は、現在でも小泉八雲記念館などでトレードマークのように利用されている。しかし彼はみずからの活動をそれのみにとどめることがなく、元来兄貴肌の性格であったことから、島根の多くの工人とかかわり頼られ、ネットワークの中心となった。金津は、型染、切り絵、焼き物の絵付け、などの作り手であっただけでなく、島根を代表する茶人でもあった。大阪の料亭、吉兆の御道具預かりの役（茶道具の管理人）につき、焼き物、塗り物、掛物、懐石料理などの知識も深い。このような生き方で、山陰の北大路魯山人、山陰の川喜田半泥子ともなぞられる人物であった。さらには、芸能に親しみその価値の理解者でもあった。市井の工人や芸人にも親しく酒を酌み交わし、率直な意見者であり、支援者でもあり、つまり金津は懐の深い自由人であった。「美の遊行者」と表現されるも、本居を山陰地方から移すことなく、だれからも信頼される人望の厚い金津は、まさに「文化媒介者」にふさわしい。こうして、民芸のネットワークは生活に浸み込んで、地域文化を底支えするとともにその水準をも高めていくのである。

吉田璋也については先行研究も多くあえて付け加えることもないだろうが、ひとつ押さえておきたいのは、彼が東京銀座に山陰の工芸品を中心におく「たくみ工芸店」を開いていたことであろう。民芸、工芸、地域の生活文化、といっても、生み出された品物に銀座で認められる水準を吉田は求めた。都市は都市文化、地方は地方の文化として断絶され、観光産業だけがそれを結びつけるというのではなく、作品が作り出す人々のあいだの交流、美を見出す人と美を生む人との交流が、双方を豊かに培いあう関係があり、それは吉田の下で実現されていたことは確実である。これも文化媒介者のなかに入ると考える。

本研究は、民芸運動を手掛かりにしながら、文化ネットワークの多層的な様相について、具体的な記録を精査しながら記述することをめざしている。上記は2019年度の成果の一部であるが、2020年度はこれを続けながら、研究のまとめにはいる予定である。

4. 個人研究第2種実施報告

近世初期における日本海沿岸地域の 社会構造と生業

A Study on the Social Structure and Livelihood in the
Sea of Japan Coastal Region in the 17th century

野尻 泰弘

NOJIRI Yasuhiro

日本近世村落史研究では、1990年代から地域の社会構造を精緻に実証したうえで議論を組み立てる方法が再認識され、それは現在の主流となっている。筆者の大きな関心は山の利用に関する村同士の争論にあるが、その争論の原因から結果までを考えるには、地域の社会構造の分析が大きな意味を持つ。しかしながら、17世紀は相対的に史料が少なく、それもあって近世前期の村落史研究は必ずしも盛んとは言い難い。このような研究状況と筆者の関心に鑑み、本研究では比較的17世紀の史料の残存状況がよい地域を素材に、日本海沿岸地域の社会構造と生業を主軸に研究を進めている。

本研究では、16世紀末から17世紀初めにおける、越前国南条郡大谷浦、敦賀郡元比田浦・大比田浦、敦賀郡菅谷村の社会構造と生業を明らかにすることを目的としている。17世紀初頭までの史料の多くは『福井県史』をはじめとする史料集にも収録されているが、調査の時点では発見できなかったり、断簡や偽文書と判断されたりしたため未収録のものもある。さらに写真は残っているが原史料の行方がわからないものもある。そこで昨年引き続き史料収集を行った。とりわけ現在廃村となっている菅谷村の史料を探した。また各村に関わる山中の道についても検討した。しかし、菅谷村の住民は市街地に移転しており、手掛かりがつかめず、菅谷村の史料も行方がわからなかった。山中に位置する菅谷村から海岸部の大比田浦・元比田浦へ至る道については、旧河野村役場に勤務し土木関係の業務に従事した方々に話をうかがった。山道の様子などは、踏査、地図や写真から概ね想像できたが、地形の変化もあり、当該時期の道の特定にまでは至らなかった。

このように新出史料や所在不明の史料は発見できなかったため、『福井県史』など各自治体史に収録されている史料、福井県文書館の写真帳、越前国南条郡大谷浦宮川・向山家文書（南越前町河野図書館所蔵）を使用して、当該時期・地域の社会構造について年貢・諸役から分析を進め、以下のことを明らかにした。大谷浦は、16世紀末の検地で村高が増加する一方で舟数は減少し、役負担が過剰になり、それを山の用益で補っていたとみられること。もとは一浦であった元比田浦・大比田浦が16世紀末には分離し、検地によって村高が増した。両浦は塩生産が盛んで、それは領主・浦の双方にとって重要であったこと。山中にある菅谷村は敦賀郡の飛地のよう存在しており、16世紀末には陣夫役を免除されているが、これは塩生産のための燃料（塩木）供給が関係するとみられること。

本研究の対象地域の隣村や日本海沿岸部の他村に関わる調査では進展があった。2019年春、福井大学で中近世移行期を研究する長谷川裕子氏と面会し、氏が越前・若狭の沿岸地域において史料調査を実施していることを知った。そして、2019年夏、長谷川氏が実施する河野浦・赤萩村の調査に参加した。両村は大谷浦・菅谷村の隣村である。当該地域は、沿岸部に面した山地であること、山をめぐる争論が多発すること、17世紀の史料を比較的多く有すること、近世以前の年号を記した偽文書を有することなどの共通する特徴がある。この調査では、近世初頭の検地と字名の対比、山論に関わる史料・絵図と実地の対比、偽文書の実見などを行った。本研究との関わりでいえば、17世紀に河野浦と赤萩村では山の使用をめぐる争論が発生しており、偽文書を根拠とした訴訟が行われていたことが注目される。これは大谷浦・大比田浦・元比田浦・菅谷村とよく似た対立構造であり、山が生活の重要部分を占める社会構造であることをあらためて確認できた。従来、当該地域は日本海沿岸地域ということから海運など海を中心とした分析に注目が集まったが、住民の生活から考えると山の利用を含む生業の分析が不可欠であることを再認識させられた。

越前・若狭の沿岸部の史料調査は引き続き実施される。今後も筆者はその調査に加わりたいと考えている。越前・若狭は海上交通で往来があり、また山地から海へと続く地形で類似点も多く、史料の残存状況も比較

的よいといわれている。今後の日本海沿岸部の研究を進める足掛かりとしたい。

福井県には史学科を有する大学がなく、歴史研究の担い手を確保するのが難しい。他方、福井県図書館などの史料保存機関を中心に、史料のウェブ上での公開などは進みつつある。史料保存機関を積極的に利用することで、学術研究上の重要性と施設の有効性をアピールし、多くの人々に当該地域の研究に参加してもらい、歴史研究が継続するように努めたい。

新旧世代の関係

—20世紀初頭、スペイン小説家において

Influencias entre la generación de 1868 y la de 98 en España

大楠 栄三

OGUSU Eizo

* 研究内容について

20世紀初頭のスペイン文壇を代表する新旧世代、すなわち「1868年世代」と「98年世代」に属する作家たちの関係を顕在化するため、最終年度となる2019年度は、68年世代のリアリズムに対峙するように、「98年世代の放蕩息子」として同じ世代の作家たちを審美的にリードしたバリエ＝イン克蘭（1866－1936年）が晩年に掲げた独自の美学「エスベルペント」を、彼の最高傑作として名高い『独裁者バンデラス——灼熱の地の小説』（1926年）執筆時の言説をもとに解釈することに取り組んだ。以下に、その研究成果の一部を記す。

* エスベルペント

ガルシア・マルケスの「族長」やカルペンティエールの「第一執政官」に受け継がれることになる独裁者特有の「異様さ」、これを本書で生み出しているのが、バリエが創出した技法「エスベルペント」(esperpento)である。もともと「醜い人、馬鹿げたこと」¹を意味する単語だったわけだが、それをバリエは1920年前後から文芸用語として彼なりに理論化していく。彼の言葉をたどり、エスベルペントの概要をつかんでみよう。

1920年の戯曲『ボヘミアの光：エスベルペント』（決定版1924年）は、サブタイトルが示すように、この手法を理論的に公表すると同時に、その最初の実践と目

される作品である。主人公は、家族ともども貧困にあえぎながらも詩人としての体面を重んじる盲目の老人マックス・エストレーリャ。彼を師と慕うドン・ラティエノを引き連れ、マドリードの街中を一晚中徘徊し、そのあげく、未明に自宅の戸口で死んでいるのが見つかり、悲観した妻と娘が自殺して幕となる。まさに時間の圧縮の手本のような劇作である。第十二幕、盲目の老詩人は、弟子の心配をよそに、朝まだき通りで寒さにふるえながら、光明を見出したかのように次のような言葉を叫びつづける——

「エスベルペンティスモ (esperpentismo) を考案したのはゴヤだ。古典の英雄たちはガト通りを散歩しに行ったのだ。」

「凹面鏡に映しだされた古典の英雄たちがエスベルペントを生み出す。スペイン生活の悲劇感、体系的に歪める美学によってしか表現できないのだ。」

「スペインは、ヨーロッパ文明の異様な変形なのだ。」

「凹面鏡に映るもっとも美しい像はばかげたものだ。」

「私のいまの美学は、古典の規範を凹面鏡の数式によって変容させること。」

「ラティエノ、私たちの顔やスペインの悲惨な生活すべてを歪めて映しだす凹面鏡を使って、表現を変容させようじゃないか。」²



エスベルペント紹介のために、文学史の手引き書で必ず引用される箇所である。マックスの台詞によれば、絵画の巨匠ゴヤが考案し、スペインが現実に陥っていた「悲劇」を——マドリードの旧市街ガト通りのランプ店に当時飾ってあった——中央のへこんだ「凹面鏡」に映し、「体系的」に「歪めて」表現することとある。

「ゴヤ」が考案した「鏡」によるデフォルメ——バリエの脳裏に浮かんでいたのは、ゴヤが「慣習や無知、利益ゆえに公認されている愚劣なこだわりや嘘のなかから、もっとも嘲笑に値する」³ テーマを選んで制作したという連作版画集《ロス・

1 María Moliner, *Diccionario de uso del español*, Madrid: Gredos, 2007.

2 R. del Valle-Inclán, *Luces de bohemia*, Madrid: Espasa Calpe, 1987, pp. 168-169.

3 《ロス・カプリチオス》の宣伝広告 (*Diario de Madrid*, 6-II-1799)。

カプリチヨス（気まぐれ）》(Los Caprichos 1799)。なかでも、80点からなる完成版には入らなかったが、当時からプラド美術館に陳列されていたシリーズ《魔法の鏡》(espejo mágico) —— 「女／へび」⁴、「ダンディ／サル」⁵、「警吏／ネコ」、「学生／カエル」にちがいない。姿見の前に立つ女性やダンディ、警吏や学生が、動物にデフォルメされ鏡に映しだされている。

メキシコ滞在中のインタビュー（1921年9月12日）でバリエは——

「ご存じのように、古代悲劇において主人公たちは、悲劇的な表情を見せながら悲劇的な運命に向かって行った。私も自分の新たなジャンルにおいて、主人公たちを悲劇的な運命に導くのだが、その際、滑稽な表情をさせたいのだ。実生活において、悲劇を胸中にいだきながらも、崇高な態度など示すことができず、逆にすべての振るまいが異様に見えてしまう人が大勢いるものだ。」⁶

この発言からは、「悲劇的なこと」(lo trágico)を「滑稽なこと」(lo ridículo)として、「異様に」(grotesco)描き出す、という構図を読み取れる。

その一週間後のインタビュー(1921年9月20日)では、「人形」(muñeco)というキーワードとともに、前述の対比をドン・キホーテに喩えて説明する——

「私はいま、これまでの作品と異なる新たなものに着手しています。人形のための劇を書いているのです。私が生み出したもので、《エスベルペント》と名付けています。この戯曲は、役者によって上演されるものではなく、演劇のような形で人形によって上演可能な、イタリアの『ピノッキオ』のような作品。[……] この手法は、生活の悲劇的なことの中に面白い面を見出すことにあります。[……] これは、スペイン文学にこれまで存在しなかった手法。セルバンテスだけがいかにも見たものです。というのも、『ドン・キホーテ』にはたえず見受けられるから。ドン・キホーテは、一度も人間のように反応しません。人形のように反応するのです。だからこそ彼は、どんなに痛ましい状況に置かれようと、他人の哄笑を引き起こすのです。」⁷

ここでは、登場人物を「異様に」デフォルメすることを、「人形」のように動かすと喩え、それによって、その人

物がどんなに「悲劇的」な状況にあらうと「笑い」をかき立てると説いている。

『ティラノ・バンデラス』刊行後のインタビュー（1928年12月7日）では、第一次大戦下、夜間偵察飛行の体験から着想した「星の視点」と関連づけて説明する。まず、「世界を芸術的に、つまり美学的に見つめる手法は、ひざまずいて、立って、そして宙に浮いての三種類あります」と述べ、登場人物を「ひざまずいて見る」手法から、次に「立って」見る、つまり登場人物と肩を並べ同じ高さから見つめる手法と説明を進めていく——

「第三が、世界を上から見つめる手法で、わずかの諷刺とともに、物語の登場人物たちを作者より劣った存在と見なすやり方です。[……] これはゴヤにおいてすでに決定的なものとなっています。そのおかげで、私もみずからの文学を変容させ、《エスベルペント》を書くきっかけとなりました。[……] エスベルペントの世界とは、——『ボヘミアの光』の登場人物が説明するように——古典の英雄たちが、通りの凹面鏡に映しだされ、異様だが、厳密に幾何学的な変容によって歪められたようなものになります。」⁸

つまり、登場人物を高めから距離をおいて見つめ、凹面鏡に映るようにデフォルメして異様な姿で滑稽に描き出すため、そこに諷刺が生じる。

実際『ティラノ・バンデラス』で、エスベルペント美学のキーアイテムである「鏡」が、大統領府の執務室でも、英国公使館の入口でも、歪んだ像を映しだすことになる——

サントスさまが正面の小鏡(espejillo)にちらっと視線を向けると、戸口と執務室の一部が歪んだ遠近感(perspectiva desconcertada)で映っている：(VI-1-ii)⁹

彼らは、階段の一段目、きらめくシャンデリアの下、姿をあちらこちらの角度から斜め(geometría oblicua y disparatada)に映しだす鏡(espejo)のまえに立っていた。(VI-3-iii)]

*文献

Valle-Inclán, Ramón del. *Tirano Banderas*. Novela de Tierra Caliente, en *Obras Completas II* (Narrativa). Edición del Grupo de Investigación Valle-Inclán / USC. Madrid: Biblioteca Castro, 2017, pp. 707-918.

4 ゴヤ《魔法の鏡》「女／へび」1797-98年(プラド美術館蔵)。

5 ゴヤ《魔法の鏡》「警吏／ネコ」1797-98年(プラド美術館蔵)。

6 “Don Ramón del Valle-Inclán en La Habana”, *Diario de la Marina*, 12-IX-1921.

7 E. Velázquez Bringas, “Don Ramón María del Valle-Inclán”, *El Heraldo de México*, 21-IX-1921.

8 G. Martínez Sierra, “Hablando con Valle-Inclán: de él y de su obra”, *ABC*, 7-XII-1928, p.1.

9 大文字のローマ数字で「部」、アラビア数字で「書」、小文字のローマ数字で「節」を表わす。

ウィリアム・フォークナー研究 —「近代」と「家族」の表象

A Study of William Faulkner: The Representation of the Modern and Family

竹内 理矢

TAKEUCHI Masaya

研究年度二年目の本年度は、アメリカ南部作家のウィリアム・フォークナーの小説における「近代」と「家族」の表象をテーマに、作品の読解と論文の執筆を進めた。とり上げた作品は、短篇小説「あの夕陽」(“That Evening Sun,” 1931)であり、この作品を論じるにあたり、まずは小説そのものの精読を丹念に行ったうえで、作品に関する先行研究の調査をし、自らの着眼点と解釈との相似性を確認すると同時に、発見された相違性に着目しながら、新たな解釈や意味づけを論文で展開した。適宜、精神分析学を援用し、アメリカ南部(特にミシシッピ州)に関する文化と歴史を参照することで、登場人物の思想と所作、作者の意図と無意識をめぐる精緻な考察と分析を目指した。とくに息子による父の罪の〈告白〉という視点を導入するため、アメリカ南部文学における「告白文学」の成立と背景についても研究をすすめた。以下、研究成果の概要を示したい。

ウィリアム・フォークナーが故郷のアメリカ南部を描くときの苦衷は、おおよそ短篇小説「あの夕陽」でのクエンティン・コンプソンの語りにもあらわれているように思われる。黒人女性への罪の重みに耐えることがクエンティンの幼少期以降の時間であったとすれば、その語りとは、生の苦悶をめぐる〈告白〉でもあるだろう。

アメリカ南部文学に底流する文学スタイルが「告白」であり、「告白文学」が南部でひとつの「習慣、機能、美学的儀式」になったことは、Fred Hobsonが著書*Tell about the South*で指摘するところである。ホブソンが説くように、奴隷制度や人種差別といった負の歴史をもつアメリカ南部に生まれた知識人の多くは、「南部を説明し解釈するラディカルな必要性」に駆られ、「擁護派」と「批判派」の二大潮流のうちどちらかの特徴や傾向を帯びることになった。ただし、ホブソンも留意するように、南部の歴史と社会のみならず人間の情念やたましいをも描くフォークナーのような巨大な小

説家を、どちらか一方の派に区分することはできず、むしろ、両者のあいだを揺れ動く葛藤こそが、創作のエネルギーとなったと推定できる。だからフォークナーが分身的存在のクエンティンに幼少の記憶を語らせるとき、そのナラティブには、作者自身の「擁護」と「批判」の態度が混在し、作者の精神性が仮託された分身の語り手が、ある事実をオブラートに包みながら、しかし、決定的な真実として示唆している可能性は否定できない。

ある事実とは、実父の黒人女性との関係である。この関係をクエンティンが語っているのだとすれば、彼の語りは父をめぐる〈告白〉である。フォークナーは『響きと怒り』の序文で、1930年代以降の自らの文学を、「逃避」から「告発」という道への歩み、ないしは、両者の交錯と発展として定位した。ならば、クエンティンの〈告白〉とは、作者フォークナーの「逃避」と「告発」のあいだでの揺蕩、「逃避」から「告発」への夜明けとして位置づけることができるのではないだろうか。

本論文の主眼は、父コンプソン氏の問題を、単に人種のタブーの侵犯という文脈ではなく、クエンティンにとっての「近代」という文脈でとらえ直し、語りの背後に横たわる彼の葛藤と逡巡に光を投じることにある。人種にまつわる問題を喚起するささやかな、しかし、きわめて暗示的な細部の小道具まで分析をほどこし、ラヴレディ家と黒人女性ナンシーの関係性などに新たな解釈を加えつつ、ナンシーをめぐる人種混淆の問題を丁寧に掘り下げていく。また、子供たちのまえて見え隠れするコンプソン氏の言動の裏に隠された真意を解き明かし、父に共感し父のゆるしがたい行為を自分だけが知り暗示にとどめながら父の罪業を語る「告白小説」として位置づけたいと思う。「告白小説」を描くことが、黒人女性を孕ませた祖先をもつ作家フォークナーにとってどのような意味をもつのかを示し、「あの夕陽」という作品が、彼の作家人生の新たな方向性を開く重要な布石となったことを論証する。

9月末に人文科学研究所に提出する研究成果としての「あの夕陽」論の完成を目指して、さらに近代と家族をめぐる理論的文献とアメリカ南部史の文献にあたり、南部に近代化の波が押し寄せるなかで、家族の構成員はどのような反応を示したのか、捉えていく。昨年度は『響きと怒り』の研究に力点をおいたが、この作品と「あの夕陽」の両作品どちらにも登場するコンプソン家に焦点をあて、コンプソン・ファミリーをめぐる「近代」と「家族」の問題を多角的に論じていく予定である。

W.H. オーデンの中国旅行記、 キリスト教回帰と宗教的表象

W.H.Auden's journey to China, return to Christianity
and its representation in his poetry

辻 昌宏

TSUJI Masahiro

今年度は、W.H. オーデンがクリストファー・イシャーウッドと著わした *Journey to a War* の理解を深めるためにいくつかのプロセスを並行して実施した。一つは、オーデンとイシャーウッドが *Journey to a War* を書くに際して旅した中国諸都市のうちいくつかの町を実際に訪れ、その町の日中戦争およびその前後の時期にゆかりのある場所（例えば孫文の旧居、周恩来の旧居、蒋介石の官邸など）や種々の資料館、博物館を訪れ、アヘン戦争以降の展示・説明を詳しく調べ、中国側の近現代史とりわけ日中戦争に対する捉え方、考え方を理解し日本の研究者たちの見解との共通点と相違点を認識し、複眼的な視点から日中戦争期の中国、すなわち、オーデンらが旅した時期の中国に対する認識を深めた。実際に調査した都市は、上海、武漢、南京である。

それと並行して、*Journey to a War* を再読し、人名、地名などの固有名詞が持つ意味を当時の歴史的コンテクストに照らして理解を深めた。蓋然的にいえば、この作業から何が判明したかということ、以前はオーデンとイシャーウッドの旅行記は、文学者、詩人にふさわしいと思われるのんびりとした物見遊山的な旅の記述で、いきあたりばつりの旅の記録と見えた。実際、わずか2年前の1936年にオーデンがマクニースと旅したアイスランドの旅行記は、まさに記述に確固たる方針がないように見え、散漫な印象を与えるものだった。しかし、*Journey to a War* は何度か読み返して見ると、彼らは香港についた時から、イギリス大使や総督らに会っており、誰がアレンジしたのかは明示されていないが、しかるべき地位の人、そして当時の英米人として中国事情に通じている人及び英語が話せる多くの中国人と積極的に会い、情報を得ていく。情報を得ていくに連れて、日中戦争の様相への理解が深まり、実態に触れ、これまで得た情報とのすり合わせ、新たな考察が加わることになる。そのプロセスが如実に書き込まれている。この違いはどこからくるのかと言うと、アイスランドへの旅は漠然とした目標、オーデンの遠

い先祖はアイスランドからきたのでは、といった好奇心が核にあるようなのだが、読者にとって引き込まれる点に乏しい。それに対して、中国旅行の場合は、タイトルからも明らかなように、今、中国で何が起きているのか、日中戦争の実態はどんなものなのか、と言う明確な核があり、ただし、彼らは通常のドキュメンタリー作家でもジャーナリストでもないので、記述がしばしば脱線して、彼ら自身の好奇心の赴くままに進んでいく場面も少なくないのがまた一つの特徴でもある。とはいえ、彼らは中国の現況の理解を深めていき、ついには日中戦争の中国側のキーパーソンである蒋介石や周恩来に会っている。彼らの理解と出会いの頂点が武漢、それについて上海であったことが確認できたし、上海では四人の民間の日本人に会っていることにも大いに意味があることがわかった。

旅程に沿って、オーデン、イシャーウッドの認識の深まり具合を辿ってみよう。当時は船旅なので、中国に着く前に南仏から出発し、エジプトに寄って知人に会ってという具合なのだが、香港までの船路は詩で描かれる。しかも古典的な14行のソネットで。ここまで読むと、*Journey to a War* というタイトルではあるものの、文学者の放浪記的ところが強いのかという印象を持つ人も多いだろう。ところが、その調子は中国に到着すると変化する。最終的には彼らは日中戦争のキーパーソンである蒋介石と周恩来に会っているのだし、武漢に到達した時には、今、世界中のどこよりも武漢にいるべきだ、という強い信念を抱いていることを表明している。どうやってこのような認識に到達したのだろうか？この本の記述をたどっていく限り、彼らの中国大陸での現状認識は、現地に足を踏み入れ、現地に滞在する英米人と話を交わし、現地の実際の状況を目の当たりにして変化していく。中国語ができない二人にとっては現地の英米人及び英語の話せる中国人が重要なインフォーマントなわけだが、英米人にはどんな人がいたのか。(1)大学関係者 (2)宣教師 (3)大使館関係者 (4)新聞記者などである。このうち実は(3)と(4)は深い関係にある。彼らが上海に赴いた時にそれは明らかになるのだが、大使館・公使館で毎日、日中戦争の状況についてブリーフィングをしていたのだ。大使館側のブリーフィングを記者たちは聞くわけだが、オーデンとイシャーウッドも特派員待遇でそれに参加していた。ただし、彼らのみが極端にカジュアルな服装だったことが記されている。

それ以前に、彼らは香港でイギリス大使や、総督、ヴィクター・サスンに会っているが、このヴィクター・サスンというのは、最初読んだ時には読み流してし

まったが、インドイラク系のユダヤ人で、イタリアのナポリで生まれ、イギリスで育つのだが、インドに移り住み家業を継ぐ。1920年代から30年代に彼は資産を上海に移し、不動産業やホテル業などを手広く展開するのだが、30年代以降、上海にはユダヤ人がナチスを追われて逃げてくる。そのユダヤ人同胞を助けたのである。上海には現在もその地に、ユダヤ人博物館があり世界で最後までユダヤ人の渡航を認めていたのが上海であったことが誇らしげに記されている。1937年の上海事変以降は、日本軍がこの地を統括しているので、ユダヤ人問題にも直面することになる。最後ではあるが、南京の南京大虐殺記念館を訪問して気がついたことなのだが、そこには当時の英米の新聞報道が何種類も、日本側の報道との違いも指摘しながら展示されていた。迂闊にもここで気がついたのだが、オーデン、イシャーウッドも中国滞在中、英字新聞を読んでいたに違いない。当時の英字新聞を精査する必要があるとの認識を得た。

道徳的規範性：R. M. ヘアーの選好功利主義と B. ウィリアムズの内在主義

Moral Normativity: The Preference Utilitarianism of
R. M. Hare and the Internalism of B. Williams

柴崎 文一

SHIBASAKI Fumikazu

本研究は、R. M. ヘアー (Richard Mervyn Hare) の倫理学における基本的な論点と問題点を再確認するとともに、B. ウィリアムズ (Bernard Arthur Owen Williams) や J. H. マクダウェル (John Henry McDowell) らによる「行為の理由」をめぐる議論を検証することによって、ヘアー以降の現代倫理学における根本課題と、その解決に向けた方向性を探ろうとするものである。

20世紀の英米系倫理学は、哲学の他の諸分野と同様に、「言語論的転回」linguistic turnの影響を強く受け、言語分析の手法を用いた様々な理論を発展させた。ヘアーの倫理学は、その中でも特に大きな影響力をもった理論の一つであると言ってよいだろう。本年度は当初の研究計画に従い、ヘアー倫理学の検証を中心に行った。

ヘアーは、前期の倫理学において、道徳判断の〈指図性〉prescriptivityと〈普遍化可能性〉universalityを基盤と

した「普遍的指図主義」universal prescriptivismと呼ばれる道徳的論証の方法論を提起し、後期の倫理学では、この発展形として、道徳的思考の「二層理論」two-level account of moral thinkingを基盤とした「選好功利主義」preference utilitarianismを提唱した。

ヘアーの二層理論によれば、我々の道徳的思考は、一見して明白な道徳的原理 *prima facie* moral principles に従うことによって、日常的な社会生活で出会う大半の道徳的問題に対処している直観的レベル intuitive level と、一見して明白な原理の最良の組み合わせを選択することや、こうした原理が衝突することによって生じる道徳的問題の解決を基本的な課題とする批判的レベル critical level から成り立っているとされる。そして批判的レベルの道徳的思考に従うべき道徳的論証の方法論として示されるのが、選好功利主義に他ならない。

批判的思考は、基本的には、どのような選好の充足を目指すことが最も合理的であるかという観点からの論証を、指図性テーゼ prescriptivity thesis と普遍化可能性テーゼ universalizability thesis に従って展開することにより、上記のような課題に対処する。この時、批判的思考には、普遍化可能性テーゼに基づき、如何なる選好にも予め道徳的な差異を措定しない、という「中立性の要求」が課されることになる。言うまでもなくこのことは、ヘアーの選好功利主義が、「道徳的中立性」の立場を採っているということを意味している。すなわち選好功利主義では、道徳的論証の展開に際して、関係する全ての当事者の選好を、その内容に拘わらず、常に、同等に扱う——質的な差異を認めない——ことが要求されるのである。そして、道徳的判断の帰結に実質的方向性を与えるのは、「選好の程度あるいは強さ」degrees or strengths of preference である、とされるのである。

このような彼の選好功利主義に対する批判の一つの可能性として、ヘアーは、「脳に対する電気刺激などの方法によって、全く副作用や後遺症なしに、ボタンを押し続ける限り、いつまでも我々に純粋な快楽を与える機械があり、そして我々全員が、機械の管理や、電気や、食料の調達、その他の必要なことを順番で行うために必要な時間を除いて、この機械を利用し、可能な限り絶え間のない快楽を得るために、功利主義者はこの機械を大量に生産することを推奨しなければならないだろう」という「快楽機械の事例」を用いた批判を取り上げている。

功利主義に対するこうした批判に対し、ヘアーはまず、彼の提唱する選好功利主義は、快楽を功利の指標

とする理論ではないと主張する。従って、そのような機械がどれほど感覚的な「快楽」をもたらそうと、そうした機械を使用すべきか否かという問いは、彼の提唱する功利主義的論証にとって、何らの困難ももたらさない、とヘアーは言うのである。ヘアーによれば、彼の功利主義的立場にとって問題であるのは、そのような機械の使用を選好することが、はたして合理的なことであるか否か、という問いであるとされる。ヘアー自身は、このような機械の使用に対してどのような選好を持つかと問われれば、「正直なところ私は、(多分、しようもなく落ち込んでしまった時とか、あまりにも暗い前途に直面した時に、自殺する代わりとして) 一時的な使用のためにこういう機械が利用可能であってもよいと思っているが、控えめな使用にとどめておくことができるほどに、私が強い心を持つことを望んでいる」と答えるだろう、としている。そして、選好功利主義の観点から見て重要なのは、彼のこのような選好が、はたして合理的なものか否かを問うことだ、とヘアーは言うのである。

このようなヘアーの反論を詳細に検討すると、彼の反論には、「このような機械を使用することは、あるべき人間の生き方に反する」という彼の実質的な道徳観念が暗に含意されていることが分かる。しかしヘアーの論述では、彼の理論体系に、このような実質的道徳性を導入することの基礎づけは全くなされていないのである。

本年度の研究では、上記の事例に代表される実質的道徳問題に関してのヘアーの議論を詳細に検討することによって、彼の議論における実質的道徳性の痕跡を検証するという課題に取り組んだ。

クレタ青銅武具法碑文「スベンシティオス規定」の形質・形態とポリス社会の法受容

Material and Form of the Inscription on the Cretan Bronze *Mitra* or so called the '*Spensithios Decree*', and the Acceptance of Law in *Polis* Society

古山 夕城

FURUYAMA Yugi

アルカイック期クレタにおいて現状で確認されている法碑文は150件を超えるが、そのほとんどが建造物の壁面を構成するブロック石に刻まれたものであり、

青銅板に記された法碑文はいわゆる「スベンシティオス規定 *Spensithios Decree*」ただ一つである。ギリシア世界全体においては、オリュンピアの聖所で出土しているような青銅板の公的碑文が存在するが、それらは長方形のプレートの表に法規を記したものであり、最初から碑文の記載を目的として造られた青銅板であったと思われる。これに対して「スベンシティオス規定」は、武具の一構成要素であるミトラ *Mitra* の表裏両面に刻まれているという点で、青銅板の法碑文としても極めて特異な存在である。

ミトラとは重装武具のなかで胴鎧の下部に吊り下げられる形で装備される下腹部防御のためのパーツであり、アルカイック期クレタの一部地域ではそれに銘文を刻んで、おそらく奉納するという慣例の存在したことが出土史料によって想定されている。しかしながら、その場合でも銘文はごく短く、また内容としても自己による獲得の成果を誇る文面であって、役職の権限や機能および役得などを規定している「スベンシティオス規定」は、それらとはおよそ性格の異なるものであると言える。

以上のように、「スベンシティオス規定」は形質と形態の面からみて、クレタの法碑文として特殊な存在であるだけでなく、ギリシアの青銅板碑文としても、またクレタにおける奉納武具としても、非常に特異な性格を持つ法碑文である。そこで本研究では、従来もっぱら法文の規定内容のみから評価され、その特異な存在状況にほとんど注目されてこなかった「スベンシティオス規定」を、形質と形態という実態的側面に着目して再考察することで、この特殊な法碑文の機能と意味を再考察することを目的課題としている。

その課題を遂行していくために、本年度は「スベンシティオス規定」の重装武具パーツという側面と青銅板の碑文というもう一つの側面に注視して、同じくクレタ島由来とされるアルカイック期の青銅製重装武具とそこに刻まれた銘文の類例を比較考察の素材として観察・調査し、法文内容の面からしか論じられてこなかった「スベンシティオス規定」に関し、形質と形態による歴史的存在状況の文脈に落とし込んで考察する手掛かり獲得を主眼的課題とした。

この課題達成の目的で観察対象としてふさわしいのは、ギリシアのクレタ島イラクリオン考古学博物館・レシムノン考古学博物館・ペロポネソス半島オリュンピア考古学博物館、ドイツのハンブルク美術工芸博物館そして米国メトロポリタン博物館にそれぞれ収蔵されているアルカイック期クレタの重装武具パーツである。このうち本年度は2019年11月初旬にドイツのハン

ブルク美術工芸博物館において、3点のミトラの実測と直接観察およびヘルメットと胴鎧の計4点の近接観察を実行した。その際、同博物館キュレーターのF.ヒルデブラント氏より、それまで入手困難であった2本の関連論文のコピーを提供されたことも望外の大きな成果であった。

本来の計画では、さらに2020年3月にクレタ島イラクリオン考古学博物館収蔵の6点の類例武具パーツの実測調査を行うはずであったが、新型コロナウイルスの世界的蔓延によって現地への渡航が制限されたため、残念ながら断念せざるを得なかった。これについては、次年度2020年夏期の調査によって再度試みることにしたい。

さて、現段階ではまだ確定的な結論を提示することは差し控えねばならないが、ハンブルク美術工芸博物館の類例武具パーツの実測と観察、そしてその際に新たに入手できた関連研究論文の内容から、重要な示唆的観点が得られた。それは、これらの武具パーツは戦闘時の防御機能を十分に果たすには厚みが薄いという事実であり、武具パーツに施された打ち出し装飾の優れて美しい形容模様からも、それらは戦闘よりも儀礼に用いられた可能性が指摘されていることである。

この推定は他の博物館の類例の調査を待たなければ直ちに「スペンシティオス規定」の考察に援用することは躊躇されるが、「スペンシティオス規定」を刻んだミトラが同様に防具としては非常に薄い青銅板であることや、法文によって表裏ほぼ全面が覆われている状況が何らかの装飾的視覚効果を持つ可能性に留意すべきことを思い至らせるものである。

そして、「スペンシティオス規定」の形質と形態の観察と計測によって事実確認を積み重ねていくことが、この特異な法碑文の理解に欠かせない手続きであることを確認できたのは、本年度の研究の何よりの成果であった。次年度も、この方向性を堅持しつつ研究を進めていきたい。

ピエール・パシェと現代フランス文学における外の視点

Le point de vue extérieur chez Pierre Pachet et dans la littérature française contemporaine

根本 美作子

NEMOTO Misako

2019年度の一年間は、Martine Leibovici, *Hannah Arendt et la tradition juive* (2003) や、Delphine Horvilleur, *Réflexions sur la question antisémite* (2019), Bruno Karsenti, *La question juive des modernes* (2017) などを読み進めながら、ユダヤ性という問題をどのように捉えればいいのかについて考えを巡らせた。しかし、長らく国を持たず、レボヴィシ氏の言葉を借りれば、民族としての「生き残り」にそのアイデンティティの根拠を求めてきたユダヤ性は、当然19世紀をつうじて脱宗教化する際に、思想化する。その思想化・文化化はより広範囲にわたるキリスト教の思想化・文化化を背景に進んだものであり、そこでユダヤ的特性を語りつづけることは、必ずしも有意義なことではないかもしれないという危惧を抱くに至った。

そこから翻つてもう一度、パシェの作品から出発し、作品のどのような箇所で「外の視点性」が機能しているのかということを考えることからもう一度やり直したいと思った。しかしその際、「外の視点」という概念そのものが、何を指しているのかを明確にしておかなくてはならない。

そこで、まず簡単な指標として、フランスではないものに言及しているという、作品内容に関する観点から出発することにした。すると、まずパシェ思想の出発点に二つの要素があることに気がつく。一つはストア派の研究(博士論文)であり、もう一つは『父の自伝』である。ストア派は、フランスの知的伝統の根幹に内包されている古代ギリシャの哲学であり、フランスに深く内在する対象であるだろう。もう一方は東欧ユダヤ人の父の「自伝」であり、明らかに、フランスの外である。ストア派はフランスのアカデミックな伝統に内包される博士論文という形式で言及され、『父の自伝』は、極めて個性的で個人的なエクリチュールの文学作品として、フランス文学という制度の中になかなか認められていくことができなかった。

したがって、パシェの出発点は二つあることになる。

花田清輝の模索していた、楳岡の思想を彷彿とさせるような二つの起点を中心に、その後のパシェは楳岡を描きつづける。フランスの伝統的アカデミズムの中から、まずボードレールの政治思想に注目した異色の文学研究『どこにでもいる人——ボードレールの政治に関する試論』を発表（1976）し、続いてフランス文学で最も権威のあるガリマール社のコレクション、ル・シュマンで、『わたしが怖いもの』（1979）という難解な文学エッセーを発表。

この作品をもう一度詳細に分析する必要があるが、それは来年度の課題としてまず据え置く。現時点ですでに言えることは、これがいわゆる文学作品でも思想作品でもないということ、極めて独特な一人称で綴られているという点である。というのも、そこでの「私」は、個人的な「私」であるよりも、他の無数の「私」たちの群れを意識したひとりの「私」に過ぎない点である。

この点はすでにボードレール論でもパシェが強く打ち出していた観点であり、クロード・ルフォールの影響が伺えるが、その後、パシェの著作の微妙な一人称の基礎を作っている。

この一人称のあり方こそが、パシェの作品に独特な外の視点をもたらしているという考えをもとに、今年度の研究は、一人称文学という枠組みのなかで、昨今のフランス現代文学の主要な流れと比較し、パシェの特異な一人称の意味を考えることを中心に行われた。その際、現代フランス文学でも、現実とミメシス的ではなく、現実の中から関わろうとする一人称文学に注目し、パシェと近い関係にあったエマニュエル・カレールの作品を特に考察した結果、現代フランス文学とジャーナリズムの関係について関心を持つに至った。

そこから、パシェの証言に関する論文を参考にし、やはりパシェと近い関係にあったカトリーヌ・コキオ氏を谷口亜沙子氏と明治大学に招聘し、10月27日に『証言と文学』というタイトルで、コキオ氏、谷口氏、早稲田のドイツ文学者山本浩司氏の三者でシンポジウムを開催、同31日には、コキオ氏に『シリアに関する証言文学やルポルタージュにおける一人称の役割』と題して単独講演してもらった。

この時に提出された豊富な議論と、パシェの一人称の特異性を論じるにはまだ至っていないのだが、パシェが証人の可能性を極めて重要視しつつ、絶対化していなかったこと、また、コキオ氏が明瞭にしてくれたように、証言の民主主義的側面を強く意識し、制度としての文学に対してこれを推進していたことを確認できたのは、本研究にとってたいへん意義深かった。

パシェの一人称は証言する一人称の中でも、数多存

在しうる証人の一人という視点を強く導入することによって、証言性を相対化すると同時に信用できるものとし、独特の外の視点（証言する対象、その対象の文化的コンテクストに対して）を成立させることに貢献していることを予感するに至った。

附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準
2. 2019年度人文科学研究所各種募集要領
3. 2020年度人文科学研究所所員名簿
4. 人文科学研究所叢書一覽
5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覽

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

明治大学研究企画推進本部規程 (抜粋)

2015年3月18日制定

2014年度規程第28号

(基盤研究部門)

第8条 本部に、基盤研究部門を置く。

2 基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究

所及び科学技術研究所（次条において「3研究所」という。）をもって構成する。

基盤研究部門にかかわる研究所要綱

2007年3月7日制定

2006年度例規第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、明治大学研究企画推進本部規程（2014年度規程第28号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、研究・知財戦略機構会議の下に置かれる研究企画推進本部の基盤研究部門を構成する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究の基盤を担い、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とする。

(所員)

第3条 本大学の専任教授、専任准教授及び専任講師は、第1条に規定するいずれかの研究所の所員となる。

2 研究所は、必要に応じて、第9条に規定する運営委員会の議を経て、所員以外の者を次条に規定する事業に参加させることができる。

(事業)

第4条 研究所は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究の助成
- (2) 研究の高度化推進支援
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 紀要、年報、叢書等の刊行
- (5) その他必要な事業

(運営組織)

第5条 研究所の運営組織は、次のとおりとする。

(1) 社会科学研究所

社会科学研究所長

社会科学研究所運営委員

16名

(2) 人文科学研究所

人文科学研究所長

人文科学研究所運営委員

17名

(3) 科学技術研究所

科学技術研究所長

科学技術研究所運営委員

17名

(研究所長)

第6条 前条各号に規定する研究所長（以下「研究所長」という。）は、専任教授である所員のうちから、当該研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦により、研究・知財戦略機構長の承認を経て理事会が任命する。

2 研究所長は、研究・知財戦略機構長の統督の下に、当該研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 研究所長は、必要に応じて所員総会を開催することができる。

(運営委員)

第7条 第5条各号に規定する研究所運営委員（以下「運営委員」という。）は、当該研究所の運営委員選出に関する内規の定めるところにより、専任教授、専任准教授及び専任講師である所員のうちから選出し、研究・知財戦略機構長が委嘱する。

(任期)

第8条 研究所長及び運営委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の研究所長及び運営委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 研究所長及び運営委員は、再任されることができる。

(運営委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、各研究所に運営委員会を置く。

(1) 第4条に規定する事業及びその事業計画に関する事項

(2) 研究所長候補者の推薦に関する事項

(3) その他各研究所の運営に関する事項

2 運営委員会は、研究所長及び運営委員をもって構成する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(基盤研究部門連絡会)

第10条 各研究所間の連絡及び調整を行うため、基盤研究部門連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会に関し必要な事項は、各研究所長の同意を得て、規程第9条に規定する基盤研究部門長が定める。

(申請)

第11条 第4条第1号に規定する研究を担当しようとする者は、所定の研究申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

(研究員)

第12条 前条の規定により、研究申請書を提出し、研究を認められた者（以下「研究員」という。）は、研究費の助成を受けることができる。

2 研究員は、当該年度の研究実施計画書を定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

3 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末日までに、研究所長に提出しなければならない。

4 研究員は、研究終了後、研究成果を研究所長に報告しなければならない。

5 研究員は、前2項に規定する義務を果たすまでは、新たに研究員になることができない。

(報告)

第13条 研究所長は、研究員の研究事項及び研究費について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第14条 研究所は、所員の研究成果を公表するため、紀要、年報、叢書等を刊行する。

2 研究所は、別に定めるところにより、各運営委員会の承認を得て、所員以外の者の紀要への投稿を認めることができる。

(事業報告)

第15条 研究所長は、毎年度第4条に規定する事業について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(図書・資料・機器備品)

第16条 所員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(事務)

第17条 研究所にかかわる事務は、研究推進部が行う。

(経費)

第18条 研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

(1) 大学予算によって定められた経費

(2) その他の収入

(要綱の改廃)

第19条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、研究・知財戦略機構会議の議を経て定める。

附則（2006年度例規第27号）

(施行期日)

1 この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の研究所規程により研究所長、運営委員及び研究員となっている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1517号)

附則（2007年度例規第9号）

この要綱は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

(通達第1563号)（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附則（2009年度例規第9号）

この要綱は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号)（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附則（2009年度例規第33号）

この要綱は、2010年（平成22年）2月3日から施行する。

(通達第1861号)（注 紀要への投稿を所員以外の者

にも認めることに伴う改正)

附 則 (2012 年度例規第 20 号)

この要綱は、2013 年 (平成 25 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2142 号) (注 総合数理学部の設置による委員の追加に伴う改正)

附 則 (2014 年度例規第 10 号)

この要綱は、2015 年 (平成 27 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2314 号) (注 明治大学研究・知財戦略機構規程の改正に伴う改正)

明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・ 科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程

昭和59年10月22日制定

昭和59年規程第90号

(趣 旨)

第1条 この規程は、明治大学 (以下「本学」という。) が設置する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所 (以下「研究所」と総称する。) が、学術の発展に寄与するため、所員による研究の成果を学術研究叢書 (以下「叢書」という。) として出版することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(出版の可否)

第2条 叢書の出版については、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

(出版契約)

第3条 叢書の出版に際しては、著作者及び出版社の間で出版契約 (再版契約を含む。) を行う。

2 契約に当たっては、研究所の叢書であること及びそれに伴う諸条件を契約書に明記し、当該研究所長を経て、理事長の承認を得なければならない。

(企画・編集権)

第4条 叢書の出版に関する企画・編集権は、研究所が有する。

(著作権)

第5条 叢書の著作権は、著作者に帰属する。

(著作権使用料)

第6条 叢書の初版に係る著作権使用料は、本学に帰属する。

2 叢書の再版 (増刷を含む。以下同じ。) に係る著作権使用料は、著作者に帰属する。

(資料費)

第7条 本学は、叢書の著作者に、所定の資料費を支払う。

(経費の支弁)

第8条 叢書の出版に必要なときは、担当理事の許可を得て、叢書の著作権使用料収入の範囲内で、所要

の経費を支弁することができる。

(事 務)

第9条 叢書の出版に関する事務は、研究推進部が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、叢書の出版に關して必要な事項は、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

附 則

この規程は、昭和59年10月22日から施行する。

(通達第449号)

附 則 (1992 年規程第13号)

(施行期日)

1 この規程は、1993 年 (平成5年) 4 月 1 日から施行する。

(叢書の再版に係る著作権使用料に関する規定の適用)

2 改正後の第6条第2項の規定は、この規程の施行日 (以下「施行日」という。) 前に出版契約が行われた叢書が施行日以後に再版される場合における当該再版に係る著作権使用料についても、適用があるものとする。
(通達第709号) (注 著作権使用料の取扱いを著作権法に基づいたものにするための当該条項の新設及び字句の改正)

附 則 (2007 年度規程第21号)

この規程は、2007 年 (平成19年) 9 月 10 日から施行する。

(通達第1562号) (注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009 年度規程第7号)

この規程は、2009 年 (平成21年) 6 月 10 日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号) (注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

人文科学研究所運営委員選出に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱（2007年3月7日制定，2006年度例規第27号）第7条の規定に基づき、人文科学研究所運営委員（以下「運営委員」という。）の選出について、必要な事項を定めるものとする。

(選出方法)

第2条 運営委員の選出は、選挙によるものと人文科学研究所長（以下、「所長」という。）指名によるものとする。

(被選任資格者名簿)

第3条 運営委員会は、選挙年度の10月1日現在をもって、被選任資格者名簿を作成する。

2 以下の者は、被選任資格者となることができない。

- (1) 所長または運営委員に在任予定の者
- (2) 任期前あるいは任期中に退職を予定している者
- (3) 任期中に特別研究者または在外研究者を予定している者

(選出区分)

第4条 運営委員の選出区分は、第5条第1号から第7号に定める区分とする。

(選挙による選出区分および選出員数)

第5条 運営委員は、次の各号に掲げる選出区分に応じて、当該各号に掲げる人数を選出する。

- | | |
|--|----|
| 1 日本文学および芸芸学の分野 | 2名 |
| 2 英米文学の分野 | 3名 |
| 3 独文学，仏文学，中国文学，露文学，スペイン文学および演劇学の分野 | 3名 |
| 4 日本史学，アジア史学および西洋史学の分野 | 1名 |
| 5 考古学および地理学の分野 | 1名 |
| 6 教育学，哲学，倫理学，博物館学，図書館学，美術，心理学および社会学の分野 | 3名 |
| 7 保健体育学の分野 | 1名 |

(所長指名による選出区分および選出員数)

第6条 所長指名による運営委員の選出は、第5条第1号から第7号までの所員の中から所長が3名を指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

(選挙による選出区分の選挙方法)

第7条 選挙は、単記無記名投票とし、第4条の規定に従い、得票数上位の者をもって当選者とする。この場合において、得票数が同数の場合は、年少者を当選者とする。

2 得票数が第2位の者を次点とする。得票数が同数

の場合は2番目の年少者を次点とする。

3 第5条第1号から第3号及び第6号までの運営委員については、前任者の任期に応じ、毎年度改選するものとする。

4 選挙の管理については、運営委員会がこれを行う。

(欠員の補充)

第8条 欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て、当該選出区分のうちから前条第2項で定める次点の者を補充することができる。

附則

1. 本内規は、昭和36年5月25日から施行する。
2. 改正内規は、昭和59年9月30日から施行する。
3. 改正内規は、昭和61年12月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この内規は、1996年（平成8年）5月8日から施行する。

（被選任資格者名簿の作成に関する特例）

2 この内規の施行後、最初に行われる改正後の第2条第1号から第3号までの運営委員を増員するための選挙に係る被選任資格者名簿の作成については、改正後の第4条中「選挙年度の10月1日」とあるのは、「1996年（平成8年）4月1日」とする。

（委員の任期に関する特例）

3 この内規の施行後、前項の規定により最初に選出される運営委員の任期については、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず1998年（平成10年）3月31日までとする。

附則

(施行期日)

1 この内規は、2004年（平成16年）1月21日から施行する。

（委員の任期に関する特例）

2 この内規の施行後、改正後の第5条の規定により最初に増員される人文科学研究所運営委員の任期は、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず2006年（平成18年）3月31日までとする。

附則

(施行期日)

1 この内規は、2007年4月1日から施行する。

（研究所規程の廃止，基盤研究部門に関わる研究所要綱の制定による変更）

附則

(施行期日)

- 1 この内規は、2013年11月12日から施行する。
(選出員数の変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2014年10月21日から施行する。
(被選任資格者の資格、得票数同数の場合の選出方法、

次点の決定及び欠員の補充の変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2017年7月21日から施行する。
(選出区分、所長指名による選出区分および選出員数の
表記変更)

人文科学研究所各種小委員会内規

人文科学研究所の充実をはかり、各種事業の推進を円滑にするため、次のとおり小委員会を設ける。

小委員会は、運営委員若干名により構成し、運営委員会の諮問を受けて審議し、運営委員会に答申するものとする。なお、小委員会には、運営委員会の議を経て、所員若干名を加えることができる。

1. 将来計画委員会

運営委員全員を将来計画委員とし、研究所の改善に関する長期計画を、立案・審議する。

2. 出版刊行委員会

研究所の機関誌およびその他の刊行物につき、次の事項を審議し、刊行する。

- (1) 紀要の刊行
- (2) 年報の刊行
- (3) 叢書の刊行
- (4) 所報の発行
- (5) その他

3. 公開文化講座開催委員会

公開文化講座の開催につき、次の事項を審議する。

- (1) 総合テーマの選定
- (2) 開催日時および講師司会者の選定
- (3) 講演集の刊行
- (4) その他

4. 研究費申請審査委員会

各種研究費の申請に基づき審査する。なお、審査の方法については別に定めるものとする。

5. 制度検討委員会

研究所の諸規程および各種研究制度の改善につき、次の事項を審議する。

- (1) 研究所規程の検討
- (2) 内規の検討および案文の作成
- (3) 研究制度の検討
- (4) その他

附 則

1. この内規は、昭和57年12月1日から施行する。
2. 昭和60年5月改正内規は、昭和60年5月10日から施行する。
(注 出版刊行委員会、将来計画委員会の新設、および叢書刊行委員会、所報発行委員会の解消)
3. この内規は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。
(注 小委員会構成員の変更、不要条項の削除、字句の修正と条数の異動)
4. この内規は、2017年(平成29年)7月21日から施行する。
(注 研究費申請審査委員会の新設、および選書委員会の解消)

人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱(以下「要綱」という。)第4条第1号に定める各種研究の助成のうち、人文科学研究所が実施する個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(研究種目)

第2条 個人研究とは、特定の研究課題について、人文科学研究所(以下「本研究所」という。)の所員が

単独で実施する研究をいう。

- (2) 個人研究は次の2種類とする。

- 第1種 2年 70万円以内(各年度)
- 第2種 2年 20万円以内(各年度)

2 共同研究とは、共通の課題について、2名以上の所員が共同して実施する研究をいう。

- (2) 共同研究の期間は、2年とし、助成額は各年度100万円以内とする。

3 総合研究とは、第1種は3専攻分野以上、4名以上

の所員，第2種は2専攻分野以上，3名以上の所員をもって一定期間研究し，研究所の業績として位置づけられ，かつ当該研究分野に新しい知見を加える研究をいう。

(2) 総合研究は次の2種類とする。

第1種 3年 300万円以内（各年度）

第2種 3年 200万円以内（各年度）

(3) 総合研究の研究員の構成が1専攻分野の所員によるものであっても，総合研究の趣旨に添う場合は，人文科学研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て認められることがある。

(4) 総合研究は，その研究内容に応じて，社会科学研究所および科学技術研究所の所員を研究員として参加させることができる。

(5) 総合研究の遂行上，本学に共同研究者を得がたい場合は，「要項」第3条第2項の定めにより所員以外の者を運営委員会の議を経て，研究担当者として認めることがある。

(6) 総合研究の課題は，所員の選定したもののほか，運営委員会が企画・設定したものとする。

(7) 総合研究には，研究代表者として所員1名を置かなければならない。研究代表者は，当該総合研究を総括する。

(8) 役職等のため，責任担当時間を軽減されている者は，研究代表者となることができない。

(募集)

第3条 研究所長は，運営委員会の議を経て，個人研究，共同研究及び総合研究を募集しなければならない。

(申請)

第4条 所員は，運営委員会が定めた募集要領により，個人研究，共同研究及び総合研究を申請しようとする場合は，所定の申請書により申請しなければならない。

2 所員は，個人研究，共同研究及び総合研究に重複して申請することはできない。

3 研究遂行のため，海外調査出張を行う場合は，予め申請書に記載しなければならない。

4 前項の海外調査出張の旅費等の取り扱いについては，別に定める。

5 長期在外研究に従事する者は，当該の在外研究期間中は，研究員となることができない。

(交替の禁止)

第5条 研究員（所員以外の研究員を含む）は，当該研究期間中交替することはできない。但し，運営委員会が特に交替を認めた場合は，この限りではない。

(審査)

第6条 申請された個人研究及び共同研究の審査は，本研究所運営委員若干名の審査委員をもって組織する研究費申請審査委員会（以下「審査委員会」という）が行う。

2 申請された総合研究の審査は，研究所長及び審査委員会が行う。

3 当該研究に直接利害関係を有する審査委員は，その審査に加わることができない。

4 審査委員会は，研究代表者又は研究代表者が指名する者の出席を求め，研究の目的，実施計画等について聴取することができる。

(採否)

第7条 個人研究，共同研究及び総合研究については，運営委員会が審査委員会の審査結果を審議し，採否を決定する。

2 研究所長は，個人研究，共同研究及び総合研究を申請した所員に文書で採否を通知する。

(研究費の助成)

第8条 運営委員会は，個人研究，共同研究及び総合研究の採用を決定した課題について，別に定める助成基準により，助成額を決定する。

(研究実施状況の報告)

第9条 個人研究，共同研究及び総合研究を実施する研究員は，毎年度末に研究の実施状況を，個人研究は1,800字以上2,400字以内，共同研究及び総合研究は3,600字以上4,800字以内とし，研究所長に提出しなければならない。

2 個人研究，共同研究及び総合研究の実施状況は，年報に掲載する。

(研究成果概要)

第10条 研究員は，研究成果（紀要に掲載する論文及び叢書）提出の際に，1,000字程度の研究成果概要を研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第11条 研究成果の公表を書籍又は学術雑誌等で行なう場合は，必ず本研究費助成の研究成果であることを本文中に明記しなければならない。

2 研究成果の公表を口頭発表で行なう場合は，必ず本研究費助成の研究成果であることを発表時に表明しなければならない。

(研究成果の提出)

第12条 個人研究の研究成果は，研究終了年の9月までに，第1種は36,000字以上48,000字以内，第2種は14,000字以上19,000字以内とし，研究所長に提出しなければならない。

- 2 共同研究の研究成果は、研究終了年の9月末までに、43,000字以上57,000字以内とし、研究所長に提出しなければならない。
- 3 総合研究の研究成果は、研究期間終了後2年以内に、第1種は216,000字以上288,000字以内、第2種は180,000字以上240,000字以内とし、研究所長に提出し、3年以内に本研究所の叢書として刊行しなければならない。
- 4 研究成果本文が欧文以外の場合、500語前後の欧文概要を添付しなければならない。
- 5 研究成果の分量には、図、表、写真、レジュメ等を含めるものとする。

(研究成果の評価)

- 第13条 研究所長は研究員から提出された研究成果について評価を行わなければならない。
- 2 運営委員会が必要と認めた場合は、研究成果の評価について、当該研究分野の専門家の意見を聞くことができる。
 - 3 研究所長は、研究員から提出された研究成果の評価を文書で研究員に通知する。
 - 4 研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究成果の再提出を求めることができる。
 - 5 研究成果の再提出を求められた研究員は、運営委員会が決定した期間の内に研究成果を研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の発表)

- 第14条 研究員は、評価を受けて研究成果として認められた研究成果を発表しなければならない。
- 2 個人研究・共同研究の研究成果は、これを本研究所の紀要又は欧文紀要に掲載する。
 - 3 総合研究の研究成果は、これを本研究所の叢書として刊行する。

(研究成果の活用)

- 第15条 研究員は、研究成果を講演会・シンポジウム

の開催、又は教育・研究に積極的に活用しなければならない。

(研究費の返還)

- 第16条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第4条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

(内規の改廃)

- 第17条 この内規の改廃は、運営委員会の議決によるなければならない。

附 則

- 1 この内規は、2003年4月1日から施行する。
- 2 旧内規により現に研究員となっている者の取扱いは従前による。

附 則

- この内規は、2007年4月1日より施行する。
(研究所規程の廃止、基盤研究部門にかかわる研究所要綱の制定)

附 則

- 1 この内規は、2013年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は、2013年度以降に採択された研究から適用する。
(代替論文の廃止に伴う改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2017年7月21日から施行する。
(注：各種提出物の原稿枚数表記から文字数への変更)
(注：研究成果の重複の禁止についての追記)
(注：欧文概要提出についての追記)
(注：研究費返還についての追記)

人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び研究成果提出一覧

2017年7月21日改正

研究種目	研究期間	助成額	研究組織	研究実施報告		研究成果提出			
				文字数	提出期限	掲載誌	文字数	提出期限	掲載誌
個人研究	第1種 2年	70万円以内 (各年度)	単独	1,800字以上 2,400字以内	毎年度末	年報	36,000字以上 48,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種 2年	20万円以内 (各年度)	単独				14,000字以上 19,000字以内		
共同研究	2年	100万円以内 (各年度)	2名以上	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	43,000字以上 57,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	3年	300万円以内 (各年度)	3専攻分野以上 に渡り4名以上	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	216,000字以上 288,000字以内	研究期間終了後、 2年以内	
総合研究	第1種 3年	200万円以内 (各年度)	2専攻分野以上 に渡り3名以上				180,000字以上 240,000字以内		
	第2種 3年	100万円～ 120万円	単独						
特別研究	第1種 1年	70万円～ 100万円未満	単独				18,000字以上 24,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種 1年	70万円～ 100万円未満	単独				14,000字以上 19,000字以内		
	第3種 1年	70万円未満	単独				11,000字以上 14,000字以内		

注(1) 図、表、レジュメ等も原稿枚数を含む。

(2) 特別研究第1種において、6ヶ月以上の移住をとらなう学外研究機関の利用、海外渡航、野外調査等を必要とするものについては、150万円を限度として助成することができる。

明治大学特別研究者制度規程

昭和59年11月12日制定

昭和59年規程第91号

(目的・趣旨)

第1条 明治大学（以下「本大学」という。）は、専任教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、明治大学特別研究者（以下「特別研究者」という。）の制度を設ける。

(特別研究者)

第2条 特別研究者は、授業その他の校務を免除され、一定期間研究に専念する。

(資格)

第3条 特別研究者になれる者は、専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者とする。

2 第2回目以降の資格については、この規程により特別研究者となった年度の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務した者とする。ただし、第5条第3項に規定する調整分による特別研究者については、この限りでない。

(研究期間)

第4条 研究期間は、1年以内とし、毎年度4月1日から開始する。

2 研究期間は、その長短にかかわらず、1回分として取り扱う。

3 前項の規定にかかわらず、次条第3項に規定する調整分による特別研究は、回数には含めない。

(割当数)

第5条 特別研究者の割当数は、別表のとおりとする。

2 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法務研究科においては、4研究科合わせての割当数とし、これに係る調整は、専門職大学院長が行う。

3 別表中の調整分については、学長が研究・知財戦略機構及び学部長会の意見を聴いて調整し、割り当てる。

(申請)

第6条 特別研究者に応募しようとする者は、所属する学部長又は専門職大学院研究科長（以下「所属長」という。）に所定の申請書を提出する。

(決定)

第7条 特別研究者は、当該教授会で候補者を選び、研究・知財戦略機構会議及び学部長会を経て、学長が理事会へ推薦する。

(研究成果の報告)

第8条 特別研究者は、研究期間終了後、3か月以内に所定の研究報告書を、所属長を経て、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の研究報告書を公表するものとする。

(研究期間終了後の勤務)

第8条の2 特別研究者となった者は、研究期間終了後、最低3年間、本大学の専任教員として勤務しなければならない。

(事務所管)

第9条 特別研究者に関する事務は、研究推進部が行う。
(規程の改廃)

第10条 この規程を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年11月12日から施行する。
- 2 明治大学特別研究員暫定取り扱い要領（例規第69号）は、廃止する。
- 3 この規程施行前に明治大学特別研究員暫定取り扱い要領で特別研究員となった者（昭和60年度特別研究員を含む。）は、この規程による特別研究者とみなす。
- 4 昭和59年11月12日改正前の研究所規程第7条の国内研究員又は同規程第8条の特別研究員となった者は、この規程による特別研究者として、1回取り扱われたものとみなす。

(通達第451号)

附 則（昭和62年規程第1号）

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

(通達第560号)（注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正）

附 則（昭和63年規程第7号）

この規程は、昭和63年11月28日から施行する。

(通達第608号)（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（昭和63年規程第12号）

この規程は、1989年(平成元年)4月1日から施行する。

(通達第617号)（注 理工学部設置に伴う別表の工学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める）

附 則（1991年規程第7号）

(施行期日)

- 1 この規程は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。

(割当数に関する経過措置)

- 2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定による学部・短期大学の割当数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（通達第678号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（1995年度規程第5号）

(施行期日)

- 1 この規程は、1995年（平成7年）7月18日から施行する。

(研究期間終了後の勤務に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の第8条の2の規定は、1998年度（平成10年度）以後の年度の特別研究者から適用し、1995年度（平成7年度）から1997年度（平成9年度）までの特別研究者については、なお従前の例による。

(割当数に関する経過措置)

- 3 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

（通達第811号）（注 特別研究者の研究終了後の勤務を義務付け、及び割当数を1998年度から2001年度までの4年間現行どおりとするための当該条項及び別表の改正）

附 則（1999年度規程第11号）

(施行期日)

- 1 この規程は、1999年（平成11年）10月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

（通達第1020号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（2004年度規程第16号）

(施行期日)

- 1 この規程は、2005年（平成17年）1月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第1331号）（注 情報コミュニケーション学部、

大学院ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（2007年度規程第21号）

- この規程は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

（通達第1562号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2008年度規程第33号）

(施行期日)

- 1 この規程は、2008年（平成20年）10月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第1737号）（注 国際日本学部及び専門職大学院の開設並びに割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（2009年度規程第7号）

- この規程は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1807号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2011年度規程第10号）

(施行期日)

- 1 この規程は、2011年（平成23年）10月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第2036号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（2012年度規程第19号）

- この規程は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

（通達第2114号）（注 総合数理学部の開設に伴う改正）

附 則（2015年度規程第21号）

(施行期日)

- 1 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第2389号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整に伴う改正）

附 則（2017年度規程第36号）

この規程は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。
（通達第2538号）（注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う改正）

附 則（2019年度規程第6号）

この規程は、2019年7月18日から施行し、改正後の規定は、2020年度に特別研究者となる者から適用する。

（通達第2650号）（注 調整分による特別研究を回数から除外すること等に伴う改正）

附 則（2020年度規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、2020年7月23日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

（通達第2737号）（注 別表の割当数の4年ごとの調整等に伴う改正）

別 表 学部・研究科の割当数

学部・研究科	年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	4年間計
法 学 部		3	2	3	3	11
商 学 部		3	3	3	4	13
政 治 経 済 学 部		3	4	3	3	13
文 学 部		3	4	4	3	14
理 工 学 部		5	5	5	5	20
農 学 部		3	2	2	3	10
経 営 学 部		2	2	2	2	8
情報コミュニケーション学部		1	2	2	1	6
国 際 日 本 学 部		2	1	1	1	5
総 合 数 理 学 部		1	2	1	1	5
ガバナンス研究科						
グローバル・ビジネス研究科		2	2	2	2	8
会計専門職研究科						
法 務 研 究 科						
調 整 分		2	2	2	2	8
計		30	31	30	30	121

（注）別表記載の割当数については、おおむね4年ごとに調整する。

特別研究者に対する研究費助成に関する基準

（趣 旨）

第1条 この基準は、基盤研究部門にかかわる研究所要綱第4条第1号に基づき、特別研究者に対する研究費助成に関する必要事項を定めるものとする。

（助成基準）

第2条 特別研究者に対する助成は、次の基準による。

1. 特別研究 第1種

100万円以上120万円までとする。

ただし、①6ヶ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用、②海外渡航、③野外調査等を必要とするものについては、150万円を限度として助成することができる。

2. 特別研究 第2種

70万円以上100万円未満とする。

3. 特別研究 第3種

70万円未満とする。

（申 請）

第3条 特別研究費の申請は、原則として、特別研究実施前年度の所定の期日までに所定の申請書を所属する研究所へ提出する。

（調 整）

第4条 特別研究の申請件数及び申請額が三研究所間で不均衡を生じた場合は、三研究所長が調整を図るものとする。

（決 定）

第5条 特別研究申請の採否および研究費交付額は、各研究所運営委員会が定める運用上の細則に基づき、審議決定する。

（基準の改廃）

第6条 この基準の改廃は、各研究所運営委員会の議

を経なければならない。

附 則

この基準は、昭和 62 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、2009 年（平成 21 年）7 月 22 日から施

行する。（注：海外渡航費の比率を研究費の 40 パーセントを上限とすることに伴う改正）

附 則

この基準は、2013 年（平成 25 年）5 月 1 日から施行する。（注：海外渡航費の上限を撤廃することに伴う改正）

人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則

(趣 旨)

1. この細則は、特別研究者が「特別研究者に対する研究費助成に関する基準」(以下「助成基準」という。)に基づき、人文科学研究所から研究費の助成を受ける場合についての必要事項を定める。

(研究種目)

2. 特別研究者は、次の研究種目を申請することができる。

- (1) 総合研究
- (2) 共同研究
- (3) 特別研究

(申請の時期)

3. 総合研究および共同研究については、それぞれ所定の募集時期に申請するものとする。

- (2) 特別研究については、各学部教授会において特別研究者候補者として決定された日から、助成基準に定める締切日（実施前年度の所定の期日）までの間に、所定の手続きにより申請しなければならない。

(申請の制限)

4. 特別研究は、総合研究および共同研究と重複して申請することはできない。

(特別研究の申請基準)

5. 特別研究の申請区分および申請金額は、次の基準による。

- (1) 第 1 種 申請額 100 万円～120 万円
海外出張、または大規模な野外調査等を必要とする特定の研究課題について研究を行う場合、150 万円を限度として申請することができる。
- (2) 第 2 種 申請額 70 万円～100 万円未満
- (3) 第 3 種 申請額 70 万円未満

(特別研究の募集人員)

6. 特別研究の募集人員は次のとおりとする。

- (1) 第 1 種 2～3 名程度
- (2) 第 2 種 1～2 名程度
- (3) 第 3 種 若干名

(特別研究の採否)

7. 特別研究の申請に関する種目の調整、採否および交付額については、運営委員会が審議決定する。なお、

必要に応じて申請者に研究計画の説明を求めることがある。

(特別研究費による海外研究調査出張)

8. 特別研究費による海外出張については、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれも、これに充当することができる。海外出張の取り扱いについては、別に定める。

(研究成果の提出)

9. 研究成果の提出については、研究期間終了年の 9 月末日までに提出するものとする。

(2) 研究成果の提出は、次のとおりとし、紀要に掲載する。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第 1 種 | 18,000 字以上 24,000 字以内 |
| 第 2 種 | 14,000 字以上 19,000 字以内 |
| 第 3 種 | 11,000 字以上 14,000 字以内 |

(研究費の返還)

10. 運営委員会は、研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第 4 条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

附 則

1. この細則は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。
2. この細則は、毎年度特別研究者募集以前に、運営委員会において検討する。

附 則

1. この細則は、1991 年（平成 3 年）4 月 1 日から施行する。（所報第 20 号）

(注 第 5 条の「遠隔地への」を削除)

附 則

1. この細則は 1992 年（平成 4 年）4 月 1 日から施行する。

(注 研究成果の原稿枚数、提出期限および掲載誌の変更)

附 則

1. この細則は、2003 年（平成 15 年）4 月 1 日から施行する。

(注 研究種目の改正により、重点共同研究を削除)

附 則

1. この細則は、2013年（平成25年）5月1日から施行する。

（注 研究所研究費の海外出張に関する内規の廃止により、海外出張に関わる条文を削除）

附 則

（施行期日）

1. この細則は、2015年12月12日から施行する。

2015年特別研究費の助成を受ける者から適用する。

（注 研究費返還についての追記）

附 則

（施行期日）

1. この細則は、2017年7月21日から施行する。
2018年度特別研究費の助成を受ける者から適用する。
（各種提出物の原稿枚数表記から文字数表記への変更、研究費返還についての追記）

明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程

2006年3月30日制定

2005年規程第29号

（趣 旨）

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究推進員及び研究支援者の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 この規程は、科学研究費助成事業による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究に適用する。

（定 義）

第2条 この規程において「研究推進員」とは、一定の期間、研究スタッフとして本大学が認めた研究の遂行業務に従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 専門研究員
- (2) 博士研究員（ポスト・ドクター）（以下「博士研究員」という。）
- (3) 研究員
- (4) 客員研究員

2 この規程において「研究支援者」とは、本大学の専任教員が研究代表者となる研究の遂行業務に一定の期間、研究スタッフの補助者として従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）（以下「RA」という。）
- (2) 研究技術員
- (3) 補助研究員

（研究推進員の資格）

第3条 専門研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

2 博士研究員となることのできる者は、博士の学位を取得している者（社会科学及び人文科学の分野にあっては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。）であって、当該研究にかかわる一定の職務を分担して研究に従事するものとする。

3 研究員となることのできる者は、自然科学分野に係る修士の学位を取得し、かつ、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。

4 客員研究員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該研究の参加において雇用契約を要しないものとする。

- (1) 博士の学位を取得している者又はこれと同等以上の研究業績を有する者
- (2) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学術振興会特別研究員」という。）等本大学が学外諸機関から受け入れる研究員

5 前項第2号の規定にかかわらず、学術振興会特別研究員DCは、本大学の客員研究員となることのできない。

（研究支援者の資格）

第4条 RAとなることのできる者は、明治大学RA・TA及び教育補助講師採用規程に定める資格を有する者とする。

2 研究技術員となることのできる者は、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機器、特殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者とする。

3 補助研究員となることのできる者は、本大学の研究プロジェクト等の実施に必要な補助的業務に携わる者であって、当該業務を遂行する上で必要な能力

を有するものとする。

(採用等手続)

第5条 研究代表者は、研究推進員又は研究支援者の採用を希望するときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を当該研究を所管する部署を通じて研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出し、採用申請を行う。

- (1) 採用申請書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書
- (4) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、客員研究員の受入申請を行うときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を提出する。

- (1) 受入申請書
- (2) その他必要な書類

3 前2項の申請にかかわる採用等は、研究・知財戦略機構会議に付議し、その承認を得るものとする。

(雇用契約、採用期間等)

第6条 研究推進員（客員研究員を除く。）及び研究支援者は、学校法人明治大学（以下「法人」という。）と雇用契約を締結し、採用期間は、1年以内の範囲で契約に定めるものとする。

2 雇用契約は、年度ごとに行う。

3 雇用契約は、当該研究の終了までを限度として、更新をすることができる。ただし、当初の採用日から起算して5年を限度とする。

4 研究推進員又は研究支援者が、現在の雇用資格（第2条に規定するものをいう。以下同じ。）以外の雇用資格による雇用契約（以下「その他の契約」という。）を、過去に法人との間で締結していた者であって、その他の契約終了後、引き続き現在の雇用資格により採用されたものである場合の採用期間は、その他の契約を含めて通算5年を限度とする。ただし、その他の契約のうち、本大学に在学している期間は、通算の採用期間に含めない。

5 前2項の規定にかかわらず、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15の2第1項各号に該当する研究推進員又は研究支援者の雇用契約は、通算10年を限度とする。

6 本大学の博士研究員又はRAであった者は、第3項又は第4項の規定により雇用契約の更新をする場合を除き、当該雇用契約終了後、再度、同一の職に採用することができない。

7 本大学の専門研究員、研究員、研究技術員及び補助研究員で、当初の採用日から起算して第3項又は

第4項に規定する更新限度が経過したことにより契約を終了した者は、当該契約終了日から6か月以上経過した場合に限り、他の研究を行うため、再度、同一の職に採用することができる。この場合における雇用契約は、第1項から第5項までの規定を準用する。

(受入期間)

第7条 客員研究員に係る受入期間は、当該研究の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。

(給与等)

第8条 研究推進員（客員研究員を除く。次項において同じ。）及び研究支援者の給与、通勤手当（以下「給与等」という。）及び勤務時間は、それぞれの雇用契約において定める。

2 研究推進員及び研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定する博士研究員のうち、学長が示す教員人事基本方針に基づき、学部長会及び理事会が承認した博士研究員については、法人が給与等を支給する。

4 前項に規定する博士研究員の給与等については、別に定める。

(身分の喪失)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、研究推進員又は研究支援者の身分を失うものとする。

- (1) 採用期間又は受入期間が満了したとき。
- (2) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (3) 客員研究員である者が当該研究の参加中止を申し出て、研究代表者がこれを了承したとき。
- (4) 当該研究が終了又は中止したとき。
- (5) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、又は不適當であると認められるとき。
- (6) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- (7) 本大学に重大な損害を与え、又は名誉を汚す行為のあったとき。

(所属)

第10条 研究推進員及び研究支援者の所属は、研究・知財戦略機構とする。

(呼称)

第11条 研究推進員及び研究支援者の呼称は、第2条に掲げる当該の名称に明治大学を付したものとする。

ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。

(証明書の発行)

第12条 研究推進員及び研究支援者には、身分証及び採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

(本大学の施設の利用)

第13条 研究推進員及び研究支援者は、必要に応じて、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究推進員及び研究支援者は、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。

(知的財産権)

第14条 研究推進員及び研究支援者との研究により生じた知的財産権については、明治大学発明等に関する規程に定める。

(実施細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究推進員及び研究支援者の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

附 則 (2005年度規程第29号)

(施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 明治大学研究支援者に関する要綱(2003年度例規

第7号)は、廃止する。

(通達第1448号)

附 則 (2008年度規程第34号)

この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(通達第1739号)(注 グローバルCOE博士課程研究員の新設に伴う改正)

附 則 (2013年度規程第22号)

この規程は、2014年(平成26年)3月20日から施行し、改正後の規定は、2013年(平成25年)4月1日から適用する。

(通達第2238号)(注 研究推進員及び研究支援者に係る採用期間の変更等に伴う改正)

附 則 (2016年度規程第8号)

この規程は、2016年(平成28年)10月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第1号及び第2号に規定する研究推進員の雇用契約、採用期間等の通算期間については、各名称変更前の資格に係る採用日から起算する。

(通達第2414号)(注 研究員のnew設及び資格名称、採用資格等の変更に伴う改正)

附 則 (2019年度規程第36号)

この規程は、2020年3月19日から施行する。

(通達第2702号)(注 労働契約法の特例対象となる研究推進員及び研究支援者に係る雇用期間の限度の延長、グローバルCOE博士課程研究員に係る規定の削除等に伴う改正)

研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準

昭和59年1月19日

理 事 会 承 認

(趣 旨)

1. この基準は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所が主催する公開講演会、公開講座及び国際シンポジウム等(以下「講演会等」という。)の講師、司会者及び通訳に対する謝礼金及び旅費の支給について、暫定的に定める。

(謝礼金及び旅費の支給)

2. 謝礼金及び旅費は、直接本人に支給する。ただし、本学の専任教職員には、この基準による旅費を支給しない。

(謝礼金及び旅費の種類)

3. 謝礼金及び旅費の種類は、次のとおりとする。

(1) 謝礼金は、講演料、司会者謝礼及び通訳謝礼の3種とする。

(2) 旅費は、交通費及び滞在費の2種とする。

(支給額)

4. 謝礼金及び旅費の支給額は、次のとおりとする。

(1) 謝礼金

謝礼金は、通訳謝礼を除き、税込額とし、その額は、次のとおりとする。ただし、講演料及び通訳謝礼の支給額については、各研究所長が基準内でその都度決定する。

ア 講演料(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 70,000円以内

ただし講演会が半日を越えて行われる場合は、100,000円以内とする。

- イ 司会者謝礼
 (ア) 半日以内の場合 6,000 円
 (イ) 半日を越える場合 10,000 円
- ウ 通訳謝礼 (2時間を基準とし, 半日以内)
 (ア) 本学専任教職員 40,000 円以内
 (イ) (ア) 以外の者 50,000 円以内
 ただし講演会等が半日を越えて行われる場合は,
 80,000 円以内とする。
- (2) 旅費
 旅費は次のとおりとする。
- ア 交通費
 (ア) 外国人講師 居住地から東京までの往復航
 空運賃 (原則としてエコノミークラス)
 (イ) 日本人講師 東京から 101km 以上の者につ
 いて, 学校法人明治大学専任教職員旅費
 規程に準ずる。
- イ 滞在費
 (ア) 外国人講師 1泊 20,000 円以内で 5 泊を限
 度とする。
 (イ) 日本人講師 特に必要な場合に限り, 15,000
 円以内とする。
- 附 則
 この基準は, 昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

人文科学研究所の査読に関する内規

(査読制度の目的)

第 1 条 明治大学人文科学研究所が公表する研究成果 (紀要に掲載する論文及び叢書) が人文科学の発展に寄与しうるように, その質的な向上を図ることを目的として, 査読制度を設ける。

(査読の対象)

第 2 条 人文科学研究所が公表する研究成果は, 査読の対象とする。

(査読者)

第 3 条 人文科学研究所運営委員会 (以下, 運営委員会という。) は, 査読対象論文と同一のもしくは近接する研究領域を専攻する所員から叢書論文の場合は 3 名, その他の論文の場合は 1 名ないし 2 名を選任し, 査読を委嘱するものとする。ただし, 所員から査読者が得られないときは, 所員以外の研究者 (学外者を含む) を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし, 公表しない。

(査読基準)

第 4 条 査読者は提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

- A: 適当である。
 B: 一部修正のうえ再提出を要する。
 C: 大幅に修正のうえ再提出を要する。
 D: 不適当である。

2 B もしくは C 判定の通知を受けた執筆者は, 3 週間以内に修正を行うこととする。

3 日本語以外の原稿で, かつ, 執筆者が当該言語を母国語としない場合は, 当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることとする。査読者はその校閲の状況も判定要素とする。

(査読結果の報告)

第 5 条 査読者は運営委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は, D もしくは C または B と判定する場合は, 運営委員会にその理由を付して報告する。

(採 否)

第 6 条 運営委員会は査読者の報告を受けて審議を行い, 採否を決定する。

2 人文科学研究所長は, 運営委員会の議を経てのち, 判定結果を速やかに執筆者に通知する。

3 B もしくは C 判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は, 運営委員会は修正内容を確認し判定を行う。

4 査読者の評価中, D が一つでも含まれていれば不採用とする。

5 その他の場合は, 運営委員会において適宜判断するものとする。

(異議申立・再査読)

第 7 条 論文等が不採用とされた執筆者は, 査読結果に不服がある場合は, 運営委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

2 運営委員会は上の要求を適切と認めた場合は, 速やかに前回とは異なる査読者を選定し, 再査読を実施する。

3 再査読の手続きとその結果報告は, 査読手続きに準じて行われる。

附 則

1. 本内規の施行期日は 2007 年 4 月 1 日とし, 同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用する。

2. この内規は 2017 年 7 月 21 日から施行する。(査読制度の目的及び査読の対象の表記変更)

人文科学研究所叢書応募要領

1. 目的

叢書刊行の主旨は、学術的水準が高いにも関わらず、研究分野や研究歴等の関係で出版の機会を得にくい業績に対し、その機会を与えようとするものである。

2. 資格

人文科学研究所の所員とする。

3. 原稿

以下のいずれかに該当する原稿とする。

- (1) 未発表の書き下ろし原稿
- (2) 原稿の一部あるいは大部分が既発表の論文であっても、叢書の原稿として全体が体系的に再構成されたもの

4. 文字数

180,000 字以上 240,000 字以内とする。

5. 提出原稿

提出原稿は、完全清書原稿あるいはプリントアウト完全原稿とする。

6. 提出・受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定する。

7. 採否

運営委員会により受理された原稿は、運営委員会が委嘱する3名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

附 則

1. この要領は 2007 年 4 月 1 日より施行する。
2. この要領は 2013 年 8 月 1 日より施行する。(原稿の条件の改正)
3. この要領は 2017 年 7 月 21 日より施行する。(原稿枚数表記から文字数表記への変更)

人文科学研究所紀要応募要領

1. 資格

人文科学研究所の所員とする。

ただし、大学院博士後期課程の学生は、指導教授の推薦を得て応募することができる。

2. 募集件数

そのつど運営委員会が決定する。

3. 枚数

日本文の場合は400字詰原稿用紙150枚(60,000字)、欧文の場合はA4判用紙にダブルスペースで50枚(1行66字、1ページ28行以内)を限度とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿枚数に含む。

4. 体裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。

5. 凸版原図

版下図は著者において作成する。

6. 校正

原則として2校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。

7. アート紙の使用

予算との勘案で自己負担とする場合がある。

8. レジュメ

日本文の場合は、規定枚数とは別に、欧文レジュメ(約500語)を付する。

9. 採否

運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

10. 抜刷

50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

附 則

1. この要領は、1991年(平成3年)4月1日から施行する。(所報20号)
(応募資格の変更)
2. この要領は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。
(欧文原稿の作成要領の新設、校正回数の変更、字句の修正、条数の移動)
3. この要領は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。
(査読の新設)
4. この要領は、2007年4月1日から施行する。(査読者の人数の変更)

人文科学研究所紀要成果執筆要領

1. 原稿は、未発表のものに限定し、邦文または欧文とする。
2. 邦文の原稿は、原則として横書きとし、新かなづかい、当用漢字を用いることとする。ただし、特殊な用語、引用の場合はその限りではない。
3. 欧文の原稿は、A4判の用紙にダブル・スペースでタイプすることとする（1行66字、1ページ28行以内）。なお、欧文原稿の枚数は各研究（個人研究、共同研究、特別研究）毎に定められている邦文文字数の1/6前後とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿文字数に含むものとする。
4. 原稿が邦文の場合は、規程文字数とは別に、500語前後の欧文レジュメを付するものとする。
5. 原稿には、論文題目と著者名を記載した表紙をつけることとし、邦文には欧文を併記するものとする。
6. 凸版の原図は、版下図を著者が作成するものとする。ただし、文字・数字および記号等は写植を依頼することができる。
7. 図・表および写真は、B5判以内の大きさを原則とし、それぞれ縮小寸法を指定しなければならない。また挿入位置を朱書きで明記することとする。
8. 数量の単位は、原則として国際単位系とし、術語の略・記号等は所属する学会の慣例に従うこととする。
9. 注は、本文中に注番号を表示し、所属する学会の執筆要領に準じて本文の末尾に文献・注釈欄を設けるものとする。脚注はやむをえない注釈を除き原則として避けるものとする。
10. 校正は、原則として二校まで著者が行うものとする。校正時の論文・図版の改定は原則としてこれを認めない。
11. 運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行う。

附 則

1. この要領は1992年4月1日から施行する。
2. この要領は1994年4月1日から施行する。（注字句の修正）
3. この要領は2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）
4. この要領は2017年7月21日から施行する。（原稿表記の追加及び原稿枚数表記から文字数表記への変更）

人文科学研究所欧文紀要 (The Journal of Humanities) 応募要領

1. 資 格
人文科学研究所所員とする。
2. 原 稿
外国語とし、未発表の原稿に限る。（なお、原稿提出前に使用言語を母国語とする人の校閲を受けることが望ましい。）
3. 枚 数
A4判用紙にダブルスペースで50枚（1行66字、1ページ28行以内）を限度とする。ただし、注・文献書誌等すべて原稿枚数に含む。
4. 体 裁
「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。なお、5～8語のキーワードを文末に記載すること。
5. 採 否
運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。
6. 抜 刷
50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数に

ついては、実費とする。

7. その他
人文科学研究所紀要応募要領に準ずる。

附 則

1. この要領は、1995年10月7日から施行する。
2. この要領は、2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）
3. この要領は、2017年7月21日から施行する。（原稿の表記の変更）

※研究所研究費については、「明治大学における公的研究費に関する使用マニュアル」をご参照ください。

研究費取り扱いについてのお問い合わせは下記へ	
研究知財事務室	03 (3296) 4135
研究知財事務室 和泉分室	03 (5300) 1451
中野教育研究支援事務室	03 (5343) 8052

※生田キャンパスの方は、研究知財事務室へお問合せください。

2. 2019年度募集人文科学研究所各種募集要項

2019年度人文科学研究所紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所紀要の原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

記

1 募集論文数 5編

2 提出書類

(1) 人文科学研究所紀要論文申込書

※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。

(2) 論文概要

①日本文 1,000字程度

②欧文 500語程度

※ネイティブスピーカーの校閲を受けてください。

(3) 完成原稿 40,000程度

(400字詰原稿用紙100枚程度)

※完成原稿はプリントアウト・電子ファイルを提出してください。（電子メール添付不可）

3 提出締切日

2019年9月30日（月）午後4時まで

4 提出先

研究知財事務室 人文科学研究所担当
（駿河台キャンパス グローバルフロント6階）

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

TEL（内）60 - 4135 FAX（内）60 - 4283

5 受理及び採否

提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。

※ご不明な点は、研究知財事務室（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

2019年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所欧文紀要The Journal of Humanitiesの原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

記

1 募集論文数 5編

2 提出書類

(1) 人文科学研究所欧文紀要論文申込書

※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。

(2) 論文概要

日本語による題名及び1,000字程度の概要

(3) 完成原稿

A4判用紙に1行おきで50枚以内

1行66文字（MSワード全角33文字設定）

1ページ28行以内

※完成原稿はプリントアウト・電子ファイルを提出してください。（電子メール添付不可）

3 提出締切日

2019年9月30日（月）午後4時まで

4 提出先

研究知財事務室 人文科学研究所担当
（駿河台キャンパス グローバルフロント6階）

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

TEL（内）60 - 4135 FAX（内）60 - 4283

5 受理及び採否

提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。

※ご不明な点は、研究知財事務室（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

2020年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）

このことについて、下記の要領で募集しますので、お知らせします。

I. 研究種目・募集件数及び研究費額（予定）

1. 総合研究

- (1) 募集件数 第1種または第2種 1件
- (2) 研究期間 2020年度～2022年度（3年間）
- (3) 研究費 第1種 300万円以内（単年度）
第2種 200万円以内（単年度）

2. 共同研究

- (1) 募集件数 1件
- (2) 研究期間 2020年度～2021年度（2年間）
- (3) 研究費 100万円以内（単年度）

3. 個人研究

- (1) 募集件数 第1種及び第2種
合計で7件程度
- (2) 研究期間 2020年度～2021年度（2年間）
- (3) 研究費 第1種 70万円以内（単年度）
第2種 20万円以内（単年度）

II. 申請書受付開始 2019年10月1日（火）

III. 申請書提出期限 2019年10月31日（木）

午後4時まで

押印した原本を提出してください。

申請書は、下記のホームページからダウンロードしてください。

http://www.meiji.ac.jp/jinbun/bosyu/sougou_kyoudou_kojin_tokubetsu.html

IV. 採 否

運営委員会の審査を経て採否を決定し、結果は12月下旬頃通知する予定です。

V. 申請書提出先

研究知財事務室 人文科学研究所担当

駿河台キャンパス グローバルフロント6階

TEL（内）駿河台60-4135

◎留意点

- (1) 応募にあたっては、申請書に添付の「人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規」に記載されている、成果提出の条件等を必ず確認してください。
- (2) 研究費（総合、共同、個人、特別の各研究費）の重複申請はできません。

(3) この申請にあたっては、本学所定の研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講コンテンツである「APRIN eラーニングプログラム」を修了していることが必要となりますので、ご注意ください。

（2017年度までに本学でCITI Japan projectを修了した者及び他機関で受講した者については、本件申請時まで、APRIN eラーニングプログラムを修了することが求められています。）

(4) 2018年度研究員の方は、研究成果の提出締切日が2019年9月30日（月）となっています。2018年度研究員の方からの応募は、研究成果を提出していることが条件となります。

(5) 長期在外研究に従事する所員は、在外研究期間中は研究員になることができません。人文科学研究所研究員となる予定の者が、長期在外研究員に決定した場合、採択は取り消されます。また、人文科学研究所研究員として研究を開始後に、長期在外研究員となることが判明した場合、採択された研究は中止され、執行した研究費がある場合は、全額返還が求められます。

(6) 研究期間途中で退職される予定の方は申請することができません。研究期間途中で退職された場合、又は研究グループから離脱した場合、執行した研究費は全額返還が求められます。

(7) 審査の一環として、応募者に対して運営委員会によるヒアリングを実施させて頂く場合もありますので、予めご承知おきください。

(8) 2019年度に研究最終年を迎える研究者が、2020年度の研究費を申請し採択された場合は、条件付きの採択となります。新たに交付される研究費の執行開始は、前の研究成果の査読結果が運営委員会において、承認された日以降となりますのでご注意ください。

(9) この募集は2020年度予算成立前の募集であり、当該予算は2020年2月中旬確定の予定です。研究所予算の削減や採択者数により、内規に記載されている金額は大幅な減額を余儀なくされる可能性があることを予めご承知おきください。

(10) 人文科学研究所内規により、研究員は以下のとおり研究の実施状況の報告、研究成果の提出が必要となりますので、ご申請の前に必ずご確認ください。

<研究実施報告>

研究種目		原稿字数	提出期限	掲載誌
総合研究	第1種	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報
	第2種			
共同研究	-			
個人研究	第1種	1,800字以上 2,400字以内		
	第2種			

<研究成果提出>

研究種目		原稿字数	提出期限	掲載誌
総合研究	第1種	216,000字以上 288,000字以内	研究期間終了後, 2年以内	叢書
	第2種	180,000字以上 240,000字以内		
共同研究	-	43,000字以上 57,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
個人研究	第1種	36,000字以上 48,000字以内		
	第2種	14,000字以上 19,000字以内		

以上

2020年度人文科学研究所叢書の原稿募集について(お知らせ)

2020年度人文科学研究所叢書の原稿を、下記の要領で募集します。

記

1. 募集論文数 1編

2. 提出書類

(1) 人文科学研究所叢書論文申込書

(2) 概要

3. 申請書類受付開始 2019年10月1日(火)

4. 申請書類提出期限

2019年10月31日(木)午後4時まで

5. 提出先

研究知財事務室

(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

6. 原稿について

(1) 原稿字数: 180,000字以上 240,000字以内

(2) 提出期限: 2019年10月31日(木)午後4時

※ 詳細は、裏面の応募要領をご覧ください。

7. 原稿の受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定します。

8. 採否

運営委員会にて受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。

9. 問い合わせ先

研究知財事務室 人文科学研究所担当

駿河台キャンパス グローバルフロント6階

TEL(内) 4135 / FAX(内) 4283

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

以上

3. 2020年度人文科学研究所所員名簿

2020年4月1日 現在

第一区分

「日本文学及び文芸学の分野 37名」

(各分野内は学部順。同学部内は氏名五十音順。)

(日本文学 30名)

法 学 部	伊 藤 剣	文 学 部	田 口 麻 奈
法 学 部	神 田 正 行	文 学 部	竹 内 栄 美 子
法 学 部	小 財 陽 平	文 学 部	能 地 克 宜
法 学 部	田 島 優	文 学 部	牧 野 淳 司
商 学 部	石 出 靖 雄	文 学 部	山 崎 健 司
商 学 部	永 井 善 久	文 学 部	湯 浅 幸 代
商 学 部	中 村 成 里	農 学 部	松 下 浩 幸
商 学 部	西 山 春 文	経 営 学 部	居 駒 永 幸
政 治 経 済 学 部	池 田 功	経 営 学 部	戸 村 佳 代
政 治 経 済 学 部	植 田 麦	経 営 学 部	畑 中 基 紀
政 治 経 済 学 部	嶋 田 直 哉	情 報 コミュニケーション学 部	内 藤 ま り こ
政 治 経 済 学 部	富 澤 成 實	国 際 日 本 学 部	小 谷 瑛 輔
文 学 部	生 方 智 子	国 際 日 本 学 部	小 田 中 牧 郎
文 学 部	小 野 正 弘	国 際 日 本 学 部	柳 澤 絵 美
文 学 部	杉 田 昌 彦	国 際 日 本 学 部	渡 浩 一

(文芸学 7名)

政 治 経 済 学 部	ネルソン, リンジー	文 学 部	相 良 剛
文 学 部	伊 藤 氏 貴	国 際 日 本 学 部	酒 井 信
文 学 部	内 村 和 至	国 際 日 本 学 部	張 競
文 学 部	佐 伯 和 香 子		

第二区分

「英米文学の分野 52名」

(英米文学 52名)

法 学 部	斎 藤 英 治	政 治 経 済 学 部	中 村 幸 一
法 学 部	鈴 木 哲 也	政 治 経 済 学 部	マーク, ケヴィン L.
法 学 部	辻 岡 宏 子	政 治 経 済 学 部	森 本 陽 子
法 学 部	中 村 和 恵	文 学 部	新 城 真 里 奈
法 学 部	西 垣 学	文 学 部	石 井 透
法 学 部	実 村 文 子	文 学 部	大 山 る み こ
法 学 部	矢 崎 淳 子	文 学 部	梶 原 照 子
商 学 部	石 黒 太 郎	文 学 部	久 保 田 俊 彦
商 学 部	泉 順 子	文 学 部	越 川 芳 明
商 学 部	小 澤 央	文 学 部	サトウ, ゲイル K
商 学 部	海 田 皓 介	文 学 部	竹 内 理 矢
商 学 部	小 宮 彩 加	文 学 部	塚 田 麻 里 子
商 学 部	今 野 史 昭	文 学 部	野 田 学
商 学 部	ジェームズ, アンソニー S.	文 学 部	ワトソン, アレックス
商 学 部	杉 崎 信 吾	理 工 学 部	井 上 善 幸
商 学 部	中 島 涉	理 工 学 部	大 矢 健
政 治 経 済 学 部	虎 岩 直 子	理 工 学 部	管 啓 次 郎
政 治 経 済 学 部	永 江 敦	理 工 学 部	波 戸 岡 景 太

理 工 学 部	濱 口 稔	経 営 学 部	山 下 佳 江
理 工 学 部	山 本 洋 平	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	坂 本 祐 太
農 学 部	織 田 哲 司	国 際 日 本 学 部	大 須 賀 直 子
農 学 部	狩 野 晃 一	国 際 日 本 学 部	尾 関 直 子
農 学 部	下 永 裕 基	国 際 日 本 学 部	旦 敬 介
農 学 部	樋 渡 さ ゆ り	国 際 日 本 学 部	ル ー ゲ ン , プ ラ イ ア ン
経 営 学 部	宇 野 毅	総 合 数 理 学 部	河 野 円
経 営 学 部	辻 昌 宏	総 合 数 理 学 部	柴 崎 礼 士 郎

第三区分

「独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の分野 60名」

(独文学 21名)

法 学 部	伊 藤 真 弓	文 学 部	福 間 具 子
法 学 部	シ ョ ア マ ン , ス ザ ン ネ	文 学 部	マ ン デ ラ ル ツ , ミ ャ エ ル M.
法 学 部	須 永 恆 雄	文 学 部	渡 辺 学
商 学 部	コ ヴ ェ リ ク , ユ タ	理 工 学 部	松 澤 淳
商 学 部	広 沢 絵 里 子	理 工 学 部	水 野 真 紀 子
商 学 部	渡 辺 徳 美	農 学 部	辻 朋 季
政 治 経 済 学 部	田 村 久 男	経 営 学 部	瀧 井 美 保 子
政 治 経 済 学 部	永 川 聡	経 営 学 部	竹 内 拓 史
文 学 部	井 戸 田 総 一 郎	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	関 口 裕 昭
文 学 部	岡 本 和 子	国 際 日 本 学 部	瀬 川 裕 司
文 学 部	富 重 与 志 生		

(仏文学 20名)

法 学 部	乾 昌 幸	文 学 部	杉 山 利 恵 子
法 学 部	岩 野 卓 司	文 学 部	谷 口 垂 沙 子
法 学 部	渡 辺 響 子	文 学 部	田 母 神 顯 二 郎
商 学 部	高 遠 弘 美	文 学 部	根 本 美 作 子
商 学 部	久 松 健 一	理 工 学 部	清 岡 智 比 古
商 学 部	松 原 陽 子	農 学 部	高 瀬 智 子
政 治 経 済 学 部	瀬 倉 正 克	経 営 学 部	折 方 の ぞ み
文 学 部	奥 香 織	経 営 学 部	川 竹 英 克
文 学 部	合 田 正 人	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	高 馬 京 子
文 学 部	小 島 久 和	国 際 日 本 学 部	高 鷗 戸 聡

(中国文学 9名)

法 学 部	加 藤 徹	文 学 部	志 野 好 伸
法 学 部	川 野 明 正	理 工 学 部	清 水 則 夫
政 治 経 済 学 部	本 間 次 彦	経 営 学 部	野 田 寛 達
政 治 経 済 学 部	丸 川 哲 史	経 営 学 部	福 満 正 博
文 学 部	甲 斐 雄 一		

(露文学 0名)

(スペイン文学 3名)

法 学 部	大 楠 栄 三	政 治 経 済 学 部	仮 屋 浩 子
政 治 経 済 学 部	内 田 兆 史		

(演劇学 7名)

文 学 部	伊 藤 真 紀	文 学 部	武 田 清 之
文 学 部	井 上 優	情 報 コミュニケーション学 部	日 置 貴
文 学 部	大 林 のり子	国 際 日 本 学 部	萩 原 健
文 学 部	神 山 彰		

第四区分

「日本史学, アジア史学及び西洋史学の分野 36名」

(日本史学 9名)

商 学 部	清 水 克 行	文 学 部	野 尻 泰 弘
文 学 部	落 合 弘 樹	文 学 部	松 山 恵 朗
文 学 部	清 水 有 子	文 学 部	山 田 朗 努
文 学 部	高 橋 一 樹	情 報 コミュニケーション学 部	須 田 努
文 学 部	中 村 友 一		

(アジア史学 10名)

商 学 部	鳥 居 高	文 学 部	櫻 井 智 美
商 学 部	水 谷 尚 子	文 学 部	鈴 木 開 男
政 治 経 済 学 部	羽 根 次 郎	文 学 部	高 田 幸 武
政 治 経 済 学 部	山 岸 智 子	文 学 部	高 村 幸 武
文 学 部	江 川 ひかり	理 工 学 部	林 ひふみ

(西洋史学 16名)

法 学 部	佐 藤 公 紀	文 学 部	青 谷 秀 紀
法 学 部	田 中 ひかる	文 学 部	佐 藤 清 隆
商 学 部	北 田 葉 子	文 学 部	豊 川 浩 一
政 治 経 済 学 部	兼 子 歩	文 学 部	古 山 夕 城 子
政 治 経 済 学 部	佐 原 徹 哉	文 学 部	水 野 博 子
政 治 経 済 学 部	武 田 和 久	文 学 部	鱒 淵 秀 一
政 治 経 済 学 部	廣 部 泉	経 営 学 部	薩 摩 秀 登
政 治 経 済 学 部	前 田 更 子	国 際 日 本 学 部	溝 辺 泰 雄
政 治 経 済 学 部	水 野 剛 也		

第五区分

「考古学及び地理学の分野 17名」

(考古学 6名)

商 学 部	井 関 睦 美	文 学 部	佐々木 憲 一
文 学 部	阿 部 芳 郎	文 学 部	藤 山 龍 造
文 学 部	石 川 日 出 志	文 学 部	若 狭 徹

(地理学 11名)

商 学 部	中 川 秀 一	文 学 部	川 口 太 郎
政 治 経 済 学 部	飯 嶋 曜 子	文 学 部	松 橋 公 治
政 治 経 済 学 部	石 山 徳 子	文 学 部	吉 田 英 嗣
文 学 部	荒 又 美 陽	経 営 学 部	中 澤 高 志
文 学 部	梅 本 亨	国 際 日 本 学 部	佐 藤 郁
文 学 部	大 城 直 樹		

第六区分

「教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野 82名」

(教育学 24名)

商 学 部	黒 崎 典 子	経 営 学 部	キアナン, パトリック J
商 学 部	ルプレクト, ブライアン G.	経 営 学 部	真 継 左 和 子
文 学 部	伊 藤 貴 昭	情 報 コミュニケーション学 部	小 田 光 康
文 学 部	伊 藤 直 樹	情 報 コミュニケーション学 部	鈴 木 雅 博
文 学 部	小 林 繁	国 際 日 本 学 部	大 矢 政 徳
文 学 部	齋 藤 孝 二	国 際 日 本 学 部	岸 磨 貴 子
文 学 部	佐 藤 英 二	国 際 日 本 学 部	小 林 明
文 学 部	関 根 宏 朗 子	国 際 日 本 学 部	小 森 和 子
文 学 部	高 野 和 子	国 際 日 本 学 部	廣 森 友 人
文 学 部	林 幸 克	国 際 日 本 学 部	横 田 雅 弘
文 学 部	平 川 景 子	総 合 数 理 学 部	エルウッド, ジェームズ アンソニー
文 学 部	山 下 達 也	グローバルビジネス研究科	ナオウミ・エヴィリーニ J

(哲学 11名)

法 学 部	越 門 勝 彦	理 工 学 部	鞍 田 崇
商 学 部	清 水 真 木	農 学 部	長 田 蔵 人
政 治 経 済 学 部	稲 葉 肇	経 営 学 部	八 田 隆 司
政 治 経 済 学 部	柴 崎 文 一	国 際 日 本 学 部	美 濃 部 仁
文 学 部	池 田 喬	国 際 日 本 学 部	ワルド, ライアン
文 学 部	坂 本 邦 暢		

(倫理学 0名)

(博物館学 2名)

文 学 部	井 上 由 佳	文 学 部	駒 見 和 夫
-------	---------	-------	---------

(図書館学 3名)

文 学 部	青 柳 英 治	文 学 部	三 浦 太 郎
文 学 部	齋 藤 泰 則		

(美術 5名)

商 学 部	瀧 口 美 香	国 際 日 本 学 部	宮 本 大 人
理 工 学 部	倉 石 信 乃	国 際 日 本 学 部	森 川 嘉 一 郎
情 報 コミュニケーション学 部	波 照 間 永 子		

(心理学 14名)

法 学 部	堀 田 秀 吾	文 学 部	高 瀬 由 嗣
商 学 部	佐々木 美 加	文 学 部	竹 松 志 乃
政 治 経 済 学 部	樋 口 収	文 学 部	濱 田 祥 子
文 学 部	岡 安 孝 弘	文 学 部	諸 富 祥 彦
文 学 部	加 藤 尚 子	情 報 コミュニケーション学 部	岩 渕 輝
文 学 部	川 島 義 高	情 報 コミュニケーション学 部	蛭 川 立
文 学 部	佐々木 掌 子	国 際 日 本 学 部	マクロクリン, デイヴィッド

(社会学 23名)

商 学 部	藤 田 結 子	情 報 コミュニケーション学 部	江 下 雅 之
政 治 経 済 学 部	碓 陽 子	情 報 コミュニケーション学 部	小 林 秀 行
政 治 経 済 学 部	佐 久 間 寛	情 報 コミュニケーション学 部	鈴 木 健
政 治 経 済 学 部	ジョージ, ジョニー	情 報 コミュニケーション学 部	高 橋 華 生 子
政 治 経 済 学 部	杉 本 隆 司	情 報 コミュニケーション学 部	竹 中 克 久
政 治 経 済 学 部	中 島 満 大	情 報 コミュニケーション学 部	田 中 洋 美
文 学 部	大 畑 裕 嗣	情 報 コミュニケーション学 部	中 里 裕 美
文 学 部	昔 農 英 明	情 報 コミュニケーション学 部	南 後 由 和
文 学 部	寺 田 良 一	情 報 コミュニケーション学 部	宮 本 真 也
文 学 部	内 藤 朝 雄	国 際 日 本 学 部	藤 本 由 香 里
文 学 部	中 江 桂 子	国 際 日 本 学 部	眞 嶋 亜 有
文 学 部	平 山 満 紀		

第七区分

「保健体育学の分野 20名」

(保健体育学 20名)

法 学 部	釜 崎 太	文 学 部	水 村 信 二
法 学 部	多 田 聡	文 学 部	宮 脇 梨 奈
法 学 部	土 方 圭	理 工 学 部	金 子 公 宏
商 学 部	川 口 啓 太	農 学 部	加 納 明 彦
商 学 部	桑 森 真 介	農 学 部	多 賀 恒 雄
政 治 経 済 学 部	春 日 井 淳 夫	経 営 学 部	一 之 瀬 真 志
政 治 経 済 学 部	後 藤 光 将	経 営 学 部	鈴 井 正 敏
政 治 経 済 学 部	高 峰 修	経 営 学 部	田 中 充 洋
政 治 経 済 学 部	武 田 紘 平	経 営 学 部	星 野 敏 男
文 学 部	田 中 伸 明	国 際 日 本 学 部	長 尾 進

4. 人文科学研究所叢書一覽

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
巫女と仏教史	萩原龍夫著	吉川弘文館	1983.06.01	
狩獵伝承研究・総括編	千葉徳爾著	風間書房	1986.03.25	
西ドイツ農村の構造変化	石井素介著	大明堂	1986.05.28	
ダン, エンブレム, マニエリスム	大熊榮著	白鳳社	1986.05.15	
東京の地域研究	江波戸昭著	大明堂	1987.03.27	
中国古代の身分制—良と賤	堀敏一著	汲古書院	1987.08.01	
思いやりの動機と達成動機	岸本弘著	学文社	1987.11.10	
村落景観の史的研究	木村礎編	八木書店	1987.12.07	
ブリュゲルの諺の世界	森洋子著	白鳳社	1992.01.20	
18世紀の独仏文化交流の諸相	河原忠彦著	白鳳社	1993.03.10	
心と発達	岸本弘著	学文社	1993.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の研究 I	大小塚初三郎著	東京堂出版	1993.07.31	☆
詩的ディスコース—比較詩学をめざして	安藤藤元雄編 乾昌幸	白鳳社	1993.10.20	◎
アリストテレスにおける神と理性	角田幸彦著	東信堂	1994.03.31	
北欧神話・宇宙論の基礎構造	尾崎和彦著	白鳳社	1994.05.30	
日本における民衆と宗教	圭室文雄他著	雄山閣	1994.06.20	◎
ヨーロッパ演劇の変貌	山内登美雄編	白鳳社	1994.08.10	◎
ポーランド人と日露戦争	阪東宏著	青木書店	1995.03.25	
山形県川西町下小松古墳群 (1)	大小塚初三郎編	東京堂出版	1995.03.31	◎
近世イギリスのやぶ医者 <small>の</small> 社会史— 一つのヨーロッパ流氓譚	岡崎康一編	象山社	1995.12.20	
民衆劇場—もう一つの大正デモクラシー	曾田秀彦著	象山社	1995.12.23	
心の発達と心の病	岸本弘著	学文社	1996.03.01	
関東中世水田の研究	高島緑雄著	日本経済評論社	1997.03.25	
東京の地域研究 (続)	江波戸昭著	大明堂	1997.03.30	
演劇の視覚	山内登美雄著	白鳳社	1997.03.30	
詩と死と実存	大野順一著	角川書店	1998.01.25	
アリストテレス実体論研究	角田幸彦著	北樹出版	1998.03.30	
ドイツにおける大学教授の誕生	別府昭郎著	創文社	1998.03.31	
源氏物語の準拠と話型	日向一雅著	至文堂	1999.03.31	
明治社会教育思想史研究	北田耕也著	学文社	1999.03.31	
絵解きの東漸	林雅彦著	笠間書院	2000.03.20	
現代日本における先祖祭祀	孝本貢著	御茶の水書房	2001.03.25	
東京：巨大空間の諸相	藤田直晴編	大明堂	2001.03.27	◎
戦時生活と隣組回覧板	江波戸昭著	中央公論事業出版	2001.12.15	
スウェーデン・ウプサラ学派の宗教哲学	尾崎和彦著	東海大学出版会	2002.03.31	
古代仏教説話の方法—靈異記から験記へ	永藤靖著	三弥井書店	2003.03.12	
陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発	海野福寿朗編 山田辺賢二	青木書店	2003.03.19	◎
生と死の図像学 —アジアにおける生と死のコスモロジー	林雅彦編	至文堂	2003.03.31	◎
古代の歌と叙事文芸史	居駒永幸著	笠間書院	2003.03.31	
植民地主義と歴史学	永田雄三他著	刀水書房	2004.03.30	◎
ヨーロッパ生と死の図像学	馬場恵二他著	東洋書林	2004.03.31	◎
「ヌーヴォー・ロマン」とレアリストの幻想	小畑精和著	明石書店	2005.03.31	

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
リベラル・アーツと大学の「自由化」	越智道雄 編	明石書店	2005.03.31	◎
近代演劇の来歴—歌舞伎の「一身二生」	神山彰 著	森話社	2006.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の歴史Ⅱ	大塚初重 編 小林三郎	東京堂出版	2006.03.31	
近代への架橋—明治前期の文学と思想をめぐって	佐藤義雄 編 恒川隆男	蒼丘書林	2007.03.25	◎
ドイツ現代文学の軌跡—マルティン・ヴァルザーとその時代	遠山義孝 著	明石書店	2007.03.30	
大逆事件の言説空間	山泉進 編	論創社	2007.03.31	◎
石川啄木—その散文と思想	池田功 著	世界思想社	2008.03.31	
<i>Berlin und Tokyo – Theater und Hauptstadt</i>	井戸田 総一郎 著	IUDICIUM Verlag GmbH	2008.03.31	
「生と死」の東西文化史	林雅彦 編	方丈堂出版	2008.03.31	◎
近代の終焉 映像・図像・音像から見た 20 世紀先進諸国における時代精神の研究	山口泰司 編	文化書房博文社	2009.03.31	◎
前近代トルコの地方名士—カラオスマンオウル家の研究	永田雄三 著	刀水書房	2009.03.31	
障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題	小林繁 著	れんが書房新社	2010.03.31	
法コンテキストの言語理論	堀田秀吾 著	ひつじ書房	2010.03.31	
ジョルジュ・バタイユ—経験をめぐる思想の限界と新たな可能性	岩野卓司 著	水声社	2010.03.31	
周縁から見たアメリカ—1850 年～1950 年	林義勝 編	彩流社	2010.03.31	◎
<大学>再考—概念の受容と展開	別府昭郎 編	知泉書館	2011.03.31	◎
Aufführungsdiskurs im 18. Jahrhundert – Bühnenästhetik, Theaterkritik und Öffenlichkeit	富重与志生 編 井戸田 総一郎	IUDICIUM Verlag GmbH	2011.03.31	◎
現代韓国の市民社会論と社会運動	大畑裕嗣 著	成文堂	2011.03.31	
言語機械の普遍幻想	浜口稔 著	ひつじ書房	2011.03.31	
「哲学的人間学」への七つの視角	山口泰司 著	文化書房博文社	2012.03.10	
新劇とロシア演劇	武田清 著	而立書房	2012.03.31	
人類史と時間情報—「過去」の形成過程と先史考古学	阿部芳郎 編	雄山閣	2012.03.30	◎
教育委員会制度論—歴史的動態と<再生>の展望	三上昭彦 著	エイデル研究所	2013.03.29	
組織の理論社会学—コミュニケーション・社会・人間	竹中克久 著	文真堂	2013.03.31	◎
古典にみる日本人の生と死	金山秋男 編 居駒永幸 原 永道	笠間書院	2013.05.15	◎
労働の経済地理学	中澤高志 著	日本経済評論社	2014.02.18	
顔とその彼方—レヴィナス「全体性と無限」のプリズム	合田正人 編	知泉書館	2014.02.25	
江戸・東京の都市史—近代移行期の都市・建築・社会	松山恵 著	東京大学出版会	2014.03.31	
歌の原初へ—宮古島狩俣の神歌と神話	居駒永幸 著	おうふう	2014.04.10	
近代大学の揺籃—一八世紀ドイツ大学史研究	別府昭郎 編	知泉書館	2014.04.15	
他者のトポロジー—人文諸学と他者論の現在	岩野卓司 編	書肆心水	2014.12	
パリ移民映画—都市空間を読む—1970 年代から現在	清岡智比古 著	白水社	2015.03.30	
漱石テキストを対象とした語り言語の研究—「三四郎」「道草」を中心に—	石出靖雄 著	明治書院	2016.01.30	
環境リスク社会の到来と環境運動—環境的公正に向けた回復構造—	寺田良一 著	晃洋書房	2016.03.10	
十八世紀ロシアの「探検」と変容する空間認識—キリーロフのオレンブルク遠征とヤーロフ事件	豊川浩一 著	山川出版社	2016.12.20	
模倣と創造—哲学と文学のあいだで	大石直記 編	書肆心水	2017.03	◎
演出家ピスコートアの仕事—ドキュメンタリー演劇の源流	萩原健 著	森話社	2017.03.10	
雲南の歴史と文化とその風土	氣賀澤保規 編	勉誠出版	2017.03.10	◎
高校生の市民性の諸相—キャリア意識・規範意識・社会参画意識を育む実践の検証—	林幸克 著	学文社	2017.09.15	
戦前期アジア留学生と明治大学	高田幸男 編	東方書店	2019.03.31	◎
Jonathan Swift as a Conservative Trimmer: An Ideological Reading of His English Politico-Religious Writing, 1701-1726	中島涉 著	金星堂	2020.02.02	
戦後オーストリアにおける犠牲者ナショナリズム—戦争とナチズムの記憶をめぐって—	水野博子 著	ミネルヴァ書房	2020.03.10	

◎は総合研究, ☆は重点共同研究の成果である

5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

No.	書名	講演年度	発行年月日	
1	精神・人生	1977・1978	1982.11.15	
2	ことば・まつり	1979・1980	1984.10.15	
3	文化・空間	1981・1982	1983.10.15	☆
4	遺書・冒険	1983・1984	1985.07.15	
5	笑い	1985	1986.05.15	
6	妖怪	1986	1987.09.15	
7	修羅	1987	1988.03.31	
8	悪	1988	1989.05.31	
9	異国	1989	1990.05.15	
10	曖昧	1990	1991.05.31	
11	日本にとっての朝鮮文化	1991	1992.05.31	
12	文化交流—日本と朝鮮	1992	1993.06.30	
13	<small>ウチナー</small> 沖縄から見た日本 <small>ヤマトウ</small>	1993	1994.06.30	☆
14	文化における「異」と「同」	1994	1995.06.30	☆
15	越境する感性	1995	1996.03.31	☆
16	神話と現代	1996	1997.03.31	☆
17	歴史のなかの民衆文化	1997	1998.03.31	☆
18	『生と死』の図像学	1998	1999.03.31	☆
19	『身体・スポーツ』へのまなざし	1999	2000.03.31	☆
20	江戸文化の明暗	2000	2001.03.31	☆
21	パリ・その周縁	2001	2002.03.31	☆
22	異文化体験としての大都市—ロンドンそして東京—	2002	2003.03.31	
23	言語的な、余りに言語的な—現代社会とことば—	2003	2004.03.31	
24	巡礼—その世界—	2004	2005.03.31	
25	「生と死」の東西文化論	2005	2006.03.31	
26	人はなぜ旅に出るのか	2006	2007.03.31	
27	声なきことば・文字なきことば	2007	2008.03.31	
28	「映画」の歓び	2008	2009.03.31	
29	マンガ・アニメ・ゲーム・フィギュアの博物館学	2009	2010.03.31	
30	沖縄と「戦世」の記憶	2010	2011.03.31	
31	孤立と社会	2011	2012.07.31	
32	書物としての宇宙	2012	2014.05.31	
33	シェイクスピアと日本	2014	2015.03.31	

※全て風間書房から出版。2015年度分からは紀要に掲載

☆は日本図書館協会の選定図書

◎ 研究所長	豊川 浩一
◎ 運営委員	荒又 美陽 石黒 太郎 伊藤 剣 植田 麦 内田 兆史 奥 香織 加藤 徹 釜崎 太 岸 磨貴子 北田 葉子 小宮 彩加 坂本 邦暢 清水 有子 中川 秀一 中島 涉 波照間 永子 波戸岡 景太

Director TOYOKAWA Koichi

Committee
 ARAMATA Miyo
 ISHIGURO Taro
 ITO Ken
 UEDA Baku
 UCHIDA Akifumi
 OKU Kaori
 KATO Toru
 KAMASAKI Futoshi
 KISHI Makiko
 KITADA Yoko
 KOMIYA Ayaka
 SAKAMOTO Kuninobu
 SHIMIZU Yuko
 NAKAGAWA Shuichi
 NAKAJIMA Wataru
 HATERUMA Nagako
 HATOOKA Keita

明治大学人文科学研究所年報 第61号

2020年9月30日発行

編集 明治大学人文科学研究所

発行人 豊川浩一

発行所 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学人文科学研究所

印刷所 アライ印刷株式会社
